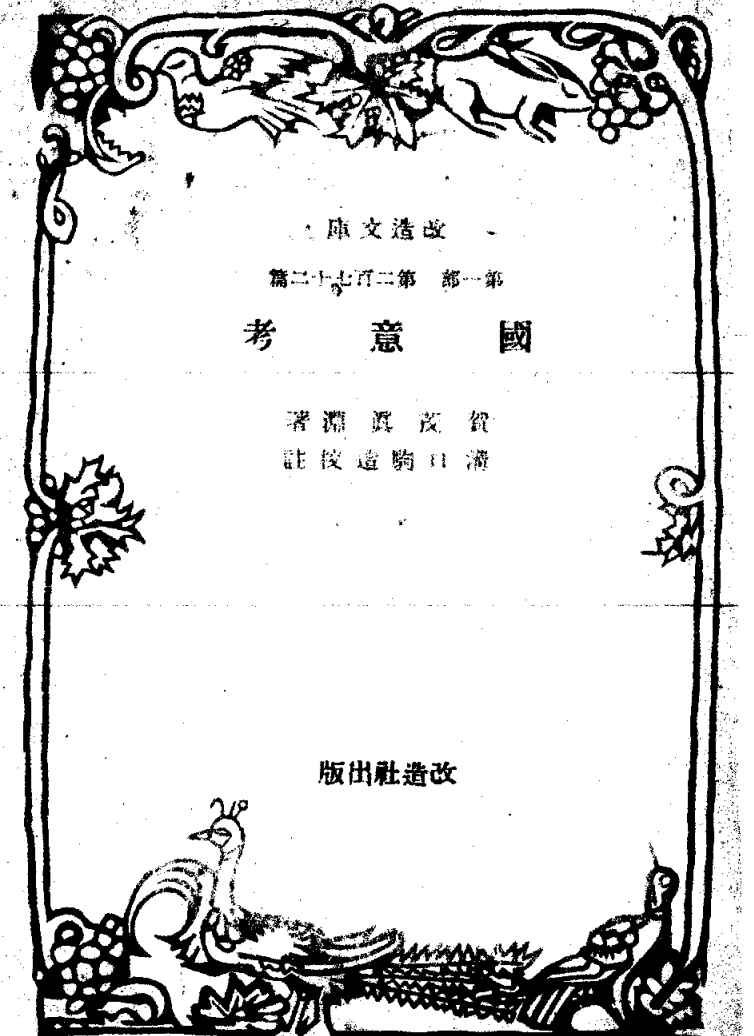




· 庫文造改 ·

篇二十七百二第 部一第

考 意 國

著 淵 真 茂 賀

註 俊 遠 駒 日 滿

版出社造改

庫文造改

部一第 第二十七卷

國意考

賀茂眞淵著
溝口駒造校註

23

改造出版社

はしがき

本書は、賀茂眞淵翁の國意考を本として之に對する論評書の總てを蒐め載せた。即ち附録として儒學の立場から眞淵翁の主張を論駁した野村公臺の『讀國意考』眞淵門又は宣長門下として公臺の駁論を再駁した海量の『答讀國意考書』（讀國意考にこたふるふみ）及び橋本稻彦の『辨讀國意考』、つゞいては三芳野城長（沼田順義）の『國意考辨妄』及び、之を論駁した久保季茲の『國意考辨妄贅言』を網羅した。

以上諸書のうち、國意考は無窮會本を底本として、刊本を以て補ひ、讀國意考及び辨讀國意考は、刊本附載のものに従ひ、假名文字の續く部分は、往々之を漢字に改めて、讀過の際、文意を通じ易からしめんことを期した。

海量の『讀國意考にこたふるふみ』並びに久保季茲の『國意考辨妄贅言』は、何れ

も共に未公刊の書である。前者は渡邊金造將軍、後者は加藤玄智博士の藏書につき謄寫し、兩先生の許諾を得てこゝに引記するものである。謹んで兩先生の御厚意を感謝する。謄寫、加註、校正、何れも匆忙の中に之を行うたので、或は魯魚の誤があらうかを恐れる。それらは再刊の機會に訂正する心得である。

昭和十八年冬月、警戒管制下暗燈の下に於て

校 訂 者

目次

國意考

解題

國意考論述の動因……………

その思想内容……………

その成稿年月……………

論評諸家の立場……………

國意考(本文)

讀國意考

答讀國意考書(讀國意考にこたふるふみ)……………

辨讀國意考

國意考辨妄

(賀茂眞淵)元

(淡海野公臺)七

(海量)八

(橋本稻彦)101

(三芳野城長)三

國意考辨妄贅言……………(久保 季 茲)一查

以
上

解題

一 國意考論述の動因

「國意考」は賀茂眞淵翁晩年の論述である。翁は一般に知られてゐる如く、先づ古語の研究を基礎的に大成して然る後に古道學に進み入らうと志したのであつて、古神道思想の哲學的組成は之を門下の本居宣長に譲つてゐるが、而も其の把握の一端を示したのが此の國意考であると共に、それはやがて又後繼者宣長の學論の根基を培うたものでもあつた。翁に先だつては荷田東滿が、創倭學校啓その他を公けにしてゐるが、何れも未だ學的論述の形をなしてはゐない。即ち嚴格な意味に於て復古神道最初の定礎をしたものは眞淵翁の國意考であると云つてよいのである。

一篇國意考は、儒教斥破の急先鋒として、聖人の道を一種局小なる人爲的智巧の道

であるとし、之に對して我が古神道は天地のおのづからなる大道であることを主張してゐるものであつて、その述作の動機は、朱子學者一派の信屈なる理説を駁撃する事と、及び、物徂徠系統の神道否定論者太宰春臺の非議を斥攘する事とに發してゐる。

蓋し護國學派の徂徠・春臺は共に支那學心酔の人であつて、徂徠が我が日本國を自ら卑貶して東夷と稱したのは萬人の共に指彈する所であるが、春臺は師説を承けて『辨道書』及び『聖學問答』を著し、其の『辨道書』では殊に神道を貶しめて「聖德太子の言に、儒佛神道は鼎の三足の如くなるものと有之候由（中略）、神道を一つの道に立る事は後世に起り候て、太子の時に無き事にて候。然るに神道を以て儒佛の二道にならべて、三道は鼎の三足の如く天下に無くて叶はぬ物とし給ふ事信じがたく候」とし、神武天皇より欽明天皇の比までは、我國に道といふ事はなかつたのである、「今の世に神道と申候は、佛法に儒者の道を加入して建立した物」であつて、眞言宗の渡來後、「吉田家の先代卜部兼俱より世に弘」まつたものである、「近來神道世に行はれて是を我國の道と思」つてゐるが、「此神道は巫祝の傳ふる……極めて小き道」で

ある、「凡天下國家は聖人の道を捨ては一日も治まらず、人も本は禽獸の如くなりしを、衆人の中に禽獸の行ひをなす者あるを見ては賤しめ惡み候は、聖人の教の力にて候。日本には元來道といふこと無く候。近き比神道を説く者、いかめしく我國の道とて高妙なる様に申候へ共、皆後世にいひ出したる虚談妄説にて候。日本に道といふこと無き證據は、仁義・禮樂・孝悌の字に和訓なく候。凡そ日本に元來有る事には必和訓有之候。和訓なきは日本に元來此事無き故」であると斷論し、禮義といふ事が無かつたから、神代より人皇四十代の比までは、兄弟・叔姪も夫婦になつた、「其間に異國と通路して、中華の聖人の道此國に行はれ、それより此國の人禮義を知り、人倫の道を覺悟して禽獸の行ひをなさず、今の世の賤き事までも、禮義に背く者を見ては畜類の如くに思ひ候は、聖人の教の及べるにて候」と結語してゐるのであつて、其の偏見論は、實に世を誤り、國體を紊し、時代の思想を毒すること甚だしいものである。

右の辨道書は、享保二十（一三九五）年に江戸の書肆嵩山堂こと須原屋新兵衛方から公刊されてゐるが、之を一見した垂加神道系流の學者佐々木高成、及び鳥羽義らの

人々は大に憤慨し、起つて之を辯駁する論著を公けにした。鳥羽氏のは天文元（二三九六）年五月に成稿、江戸で出版せられ、佐々木氏のものには元文二（二三九七）年に浪華の留守友信が跋文を書いてゐる。眞淵翁が「漸々人の見せしを見」られたのは、それより約三十ヶ年の後たる明和五年（二四八二）であつて、同年正月、伊勢の本居宣長に宛てられた書柬の中には、

「近頃見しに、先年太宰純が辨道書といふ物一冊出せしを、鳥羽義といふ人惡みて破却し、から國の聖人と稱せる人を證を舉げて皆罵下せし辨道書といふ一冊有之、皇朝の大意はよく得たる人と見ゆ。此書今は判失しか、古本のみ有之也。御許に候らん哉。無_レ左ば書林御尋、京大阪には有もあらん、必御覽可_レ被_レ成候。我朝の事をいふ人も、其本今はから文を信ずれば明らかに辨せしながら、國の惡國にて聖賢なく、仁義禮等の名のみして無事の本を知るには右の辨々はよく候也。右萬葉の奥に書しを見せ候はんを、いかゞ紛候や、其小冊不_レ見候。重て可_レ遣候」とある。眞淵翁の國意考は恐らく是等の著書に共感して書かれたものと認められる

が、元來、翁と譚園の徒とは根本的に立説を異にしてゐるのであつて、翁は明和五年七月十八日、齋藤信幸宛書簡にも「太宰が説は皆いふにも足らず」とし、又、「元來荻生惣右衛門なども皇朝の意をしらず、己が好む方にたてゝ不知ことを推ていひしくせにて、純もいへる事、こと毎に誤也」と述べてゐる。されば眞淵翁の國意考も、主として辨道書を攻撃目標として書かれてゐるのであつて、其の事を腦裡に置かずしては國意考の論旨を明かにし得ないのである。即ち眞淵翁の筆鋒が儒家に向けられてゐる理由はここにあるものと見てよい。

二 その思想内容

眞淵翁は師荷田東滿の思想を受けて、神道即ち惟神道に本有の純粹性を認め、後代に於ける儒佛二教の渡來が之を濁濁せしめたとして、其の浸染色素の除去を國學者の責務とする者であるが、國意考は即ち其の主張の下に書かれたものであつて、宋儒一味の理窟に墮した不自然な人爲的教訓を排拒し、天地自然の大道に依ることに日本人

の生活があると説くことに終始してゐる。國意とは、即ち日本精神のことであつて、翁に従ふと、それは多角的な方形ではなくて、滑かな弧線から成る圓であり、其處には信屈よりも圓満、嚴厲よりも緩和があると見てゐるのである。其の事は國意考の中によく言ひ現されてゐるが、國意考の外、明和三（二四二六）年賀茂翁七十歳の時自草の「學びのあげつろひ」にも「から國は物の方なる國にて急に諫め教ふる故に用ひし人なし」と述べ、同五（二四二八）年六月十八日、齋藤信幸宛書簡にも「方なる事はやすく圓なるは學びがたし。此の圓なるを得ざれば上古はしられず」と記してゐる。縣居集言錄に「儒の道は方にして天地に違へば世治まらず、佛の道は委しきに過ぎて又天地のおのづからなるにたがへり。たゞ神の道こそそれが中にて治まれり」と書いてゐるのも同意である。

此の事は常に翁の念頭を離れなかつたものと見えて、其の歿年に當る明和六（二四二九）年の五月九日附、木居宣長宛書翰の末にも「物方なれば得やすし、只皇朝之丸様の意こそ得がたけれ」と書き込んでゐる。

翁の斯くの如き方圓論は、當然に老子の無爲自然哲學と一脈相通するものがある。

即ち翁は、更に明和五年の六月十八日附、齋藤信幸宛書簡には

「天下を治むるは其地の人によりて制有事也。皇朝ほど禮儀を生れ得たる國はなし。まして上古質朴なれば、みだりに教を立給はず、教ふれば無病の人におもき藥を用ひてなき病をおこすが如し。人情のまゝになし□□ふ時は人正直也。制を出せば人情表裏出來、此意を心得ぬからの大惡國之教を以て神代を解かんとする故に一つもかなふ事なし云々」

明和四年、冬十二月十八日、齋藤信幸宛の書柬の中にも「異朝の道は方なり、皇朝之道は圓なり」とする方圓論から轉じて「故にかれと甚違ふを、孔子などの言を信ずる故に開かたし。老子・莊子などを見候はゞ少し明らめも出來ぬべし。是は天地自然なれば神道にかなふ事有、周道は作り物なれば天地に背けり」と論じてゐる。其の他翁は其の少からぬ著書の各所に於て老子を比較的賞讃してゐる。例へば明和五年六月十八日、齋藤信幸に宛てゝ發した書簡には、

「先年より只今は皇朝の大道を得たりと覺ゆる事侍り、こは筆頭につくしがたし。只から人の説を忘るゝに及なし。誰かいひけん老子は無より有に入、釋迦は有より無に入、孔子は有の有をいふと、是よくいへること也。仍て已云、老釋の説は是也。有の有は變態無究なれば、それを定めいひしは皆偏説になりぬ。其内四時を以ていはゞ、正春・正夏・正秋・正冬なり。時四時の間に各十日づつに過べからず、是をあてとして孔子は解がごとし。我神道は不有不無、この有無の間をいふべし。何ぞといはゞ四時の互に相うつる間の意也。不_レ知して春になり、不_レ知して夏になる、是天地交て物を生じ、夫婦交て子を生ずるが如し。此意を以て神代を解べく覺ゆ。いかゞあらんや御考候へかし。春夏交て草木榮え、夏秋交て稻の穂を含など自然の事にて、人力人心の巧を不_レ入、天地自然の巧なる此自然ならで神道を心得る物あるべからず。からの説は皆方に、正色を貴、間色を惡などいふ、皆尋常目に見ゆる事を立ていふに、いはゞ正色は死物のごとく間色こそ生物なれ、此間色こそ貴けれ、此事からと違へり。御考あれかし云々」

と書いてゐる。そして神道即老子の説としないまでも、老子に同感する翁の主張は、儒家殊に孔孟を仰ぎ慕ふ一派をして翁に反対せしめる理由であつた。

なほ天地自然の大道に人間固有の本性を認めて、其の根源を神に歸する眞淵翁の斯かる學的立場は、皇祖の大神からの直統にわたらせられる萬世一系の天皇を奉戴する日本の國體讃仰となり、それがやがて曲路を正道に引き直さんとする強い斥覇の主張となつて現れてゐる。例へば縣居集言錄の中にも「國意弁問答類」と題した一項があつて、それには「ひとへにから國のさだめによりて、……………ひ

ろき御代を治め給はんとし、それにつきていつしか文の官とものゝふの官とを別たれ、……………九重の八重雲ふかくのみまして、世の中のことはおみにゆだね、しかも文をたふとみ、ものゝふをいやしむるかたになりもて來て、ならにいたりてはたゞみあらかをかざり、衣をいろどり、ぬやをおごそかに、物の名をたゞしなどして、それが上に西の國の神をたふとみ、から國の人をうらやみ」などしたのが、自ら御國の手ぶりの失はれた原因であるとし、其の後は

「すべらぎの日の御かげは山のそとにかくれまし、おみの光りかげくもにみちて
一道ならねば、こゝかしこの物のかけにわたくしするをてらしわいだめてうちいま
しめ給ふこともかなはず……それよりはよいよ臣のいきほひつよくなりて……世
中國の守のおきてをきかず、いきほひある者はわたくしに處を知りつゝ終に承平の
將門すみともがみだれにいたりぬ。……後には平の家おこれり。これはかの中頃よ
りの臣たちのわがまゝをうけつぎたるが上に、たけきみちをかね用ひて」

不臣の行動を敢てした。鎌倉幕府の態度に至つては議論の外であつて、北條氏などは
「有るまじき政をつかさどれば、人もなびかぬ故にいよゝあらきわざ」をしたのであ
る、と論じてゐる。本書國意考の中に「凡天が下は小き事はとてもかくても世々すべ
らぎの傳はり給ふこそよけれ」また「すべらぎのもとの如つたはり給ふ國」として、
萬世一系の天皇の御代しろしめす國體を仰いでゐるのと照合して、本居翁その他後進
學者の思想を流れる尊皇精神が、源流的に此の國意考から發してゐることが知られる
のである。

三 その成稿年月

次には國意考の完稿年月であるが、普通には明和二年、眞淵翁六十九歳の折の著述と傳へられ、何人も多く疑ひを挾んでゐないやうである。しかしながら果してそれは確實であらうか。

いはゆる五意考のうち、歌意考は寛政十二（二四六〇）年七月、文意考は同十月、何れも荒木田久老の序を附して板行せられ、語意考は、長く寫本のまゝで傳はつたのを「みさとの書あきんど西村の何某がかの家にこひえて」板行する事となつたについて、本居宣長翁が端書を書いてゐる。書意考は右の三意の後に眞淵翁が著されたこと明かであるが、著述年月の自記はない。明和二年の頃既に國意考が成稿したとする説は、宮西惟助翁の『増補縣居翁年譜』などに基いてゐるのであるが、それを裏書する書證の見るべきものはないのである。もつとも既知の起稿年月から推算して其の成稿年月を考定することも或る程度までは不可能でないが、これは往々非學問的な獨斷に

陷る危険を包有する。例へば語意考の例に徴しても、其の成稿は、著者眞淵翁の自記に依つて證せられる如く、明かに明和六年であるが、遡つて其の起稿の時を調査して見ると、『續縣居書簡集』に明和四年のものとされてゐる翁の本居宣長宛書簡には「語意につけていへる事多かれど、其書いまだ考定せねば遣さず候」とあり、翌五年正月二十七日、同人宛のものに「語意の事可書草稿。一冊有之、今度遣候、御覽候へ。是はいまだ不定にて大意をもいまだ記さず候まながら先づ遣し候。御覽の上御心付之事は助言成さる可く候」とある。而も更に調査を遡及させて見ると、明和元年九月十三日、本居舜庵（宣長）宛書簡に「語意を可遣所に、書寫埒明かね候へば、近日あとより可遣候」とあり、翌二年三月十五日にも「語意可遣、先頃より再考いたし候を、清書の祐筆なく、此度も延引に及候。近來出來次第可遣候」と書き送り、なほ明和四年の書柬にも「語意につけていへる事多かれど、其書いまだ考定せねば不遣候」とある。これらの事實に徴して考へると、語意考の原稿は既に明和元年其の六十八歳の頃から出來てゐて、明和四年、其の七十一歳の時には草稿が出來し、五年、七十二歳の

時には成稿として發表されてゐるのであるが、之に對し國意考については、何人への書柬にも其の事に言及したものがなかりか、却つて其の消極性證據とも見るべきものが存するのである。即ち、明和六（二四二九）年、眞淵七十三歳の五月九日附、宣長宛書簡には

小子皇朝之本意を長歌か文に書候て進候事致し承知候、しかしながら甚さし當候事ども多かれば、急の事にはかなひがたく、されど心がけ候はん

とある。此の「皇朝之本意」即ち國意と解するならば、國意考は寧ろ語意考よりも遅く、其の年五月以後に成稿したものと觀るべきではあるまいか。もつとも明和元（二四二四）年八月四日附、梅谷市左衛門宛の書簡には

「萬葉注或は國意といふものなどを、寸暇には書候。是は生涯の願に候へば筆を起候へ共、寸暇之無之候へば、いつ終らんともなく、命かぎり考可申候」

とあるから、明和の初年、一部起稿されたことは事實であらうとも思はれるが、それが翌二年に完稿したといふ積極的確證がない以上、容易く明和二年說に従ふことは許

四 論評諸家の立場

右の如く國意考の完成年月は、年譜の二年説、予の六年説、その何れに依るとしても、明和年間であることに一致するが、翁の歿後二年の明和八（二四三一）年十月には本居翁の「直毘靈」が書かれた。これは大體に於て眞淵翁の學説を紹述したものであるが、而もヨリ以上烈しく漢意排斥を強調したので、儒家の神經をいたく刺戟した。天明元（二四四一）年に至つて野公臺の讀國意考が、神道陣營への挑戦狀として投げられたのは正に其の結果であるとして見てよい。

野公臺とは物部徂徠が支那人まがひに物徂徠と號したのと同じ式で、正しくは野村公臺と稱すべきである。通稱新左衛門。東皐と號し、別に襄園ともいつた。字は子賤。近江國彦根藩の儒者で、東齋の子に當る。享保二（二三七七）年に生れ、天明四（二四四四）年、六十八歳を以て歿した。澤村琴所の門下であるから、従つて學統は

荻生徂徠の古學系を引いてゐる。徂徠門の春臺を駁した國意考を反撃したのは、それらの關係に基づくものであらう。

公臺の讀國意考が出ると、直ぐ其の年に海量の「讀國意考にこたふるふみ」が書かれた。響の聲に應ずるが如く迅速であつたのは、同じ近江に住んでゐた關係かと思はれる。反駁文としては微溫的であるが、公臺の挑戦狀に對する眞淵門下人の最初の應戰者として注目すべきである。

海量は近江國犬上郡開出村の一向宗寺院覺勝寺住職の子、一たび法嗣となつたが、二十餘歳の時、寺を甥の立綱に譲つて禪門の人となり、飄然旅に上り、行脚して江戸に至つた時、眞淵の歌風を慕うて其の門に入つた。彦根城の南、里根村又は城東石ヶ崎村に庵したのは其の後である。漢籍、音韻の學にも委しく、著書には『一夜花』『偶種』がある。享保十八（二三九三）年に生れ、文化十四（二四七七）年十一月二十一日、八十五歳を以て歿した。橋本稻彦の『辨讀國意考』も、公臺の讀國意考に對する辨駁文であるが、これは文化三（二四六六）年の論述であつて、公臺の批判から二十

五年後に屬してゐる。

稻彦は本居宣長門下の國學者で通稱中臺、琴廼舎と號した。天明元（二四四一）年伊勢に生れ、後に安藝國に住した。文化六（二四六九）年、僅に二十九歳の若さで歿した。著書には『辨讀國意考』の外、神代卷正訓・古學階梯・紫文鑒の轉・紫文製錦・紫文消息等がある。『辨讀國意考』は正に其の二十六歳の作であつて、潑刺たる文勢に若さが光つてゐる。そして此の論著を最後に、國意考についての論争は一先づ幕を閉じた。

其の間、本居宣長翁は直毘靈の作に續いて、安永七（二四三八）年二月には『馭戎慨言』を書き、大に儒家の非日本的態度を叱咤してゐるが、その結果として神儒二流の間の争鬭氣分は彌々尖鋭化し、藤貞幹の『衝口發』、市川匡麿の『末賀廼比禮』等、古神道學者を敵性視する論著は相踵いで宣長翁を目標に公にされた。宣長翁は之に對して安永九（二四四〇）年に『葛花』、天明五（二四四五）年に『鉗狂人』を書いて猛烈に應戦したが、斯の如き宣長對儒者の論争は、宣長翁の主張の根源を成すものとし

て遂に國意考を問題に上した。沼田順義の『國意考辨妄』は斯かる事情の下に世に送り出されたものである。

沼田順義は通稱を三芳野城長、字を道意、樂水堂と號した。上野國の人で、少年十三にして醫道を大熊松泉に學び、又磯野某に就き、後に武州河越に開業したが、明を失して、檢校となり、江戸湯島に移り住んだ。江戸では林述齋の門に入つて漢籍を究めた外、心を國學に注いで、敬神の志深く、旅行の途次、神社の前を過る時は、必ず轎を下つて跪拜したと傳へられてゐる。出生は寛政四（二四五二）年で、嘉永二（二五〇九）年十二月十七日、五十八歳を以て歿した。順義は、これより前『級長戸風』を著してゐるが、これは宣長翁の『直毘靈』『葛花』に對する論争を内容とするものであつて、文政十三（二四九〇）年に刊行されてゐる。そして、『國意考辨妄』はその後の天保四（二四九三）年に公刊されたのである。橋本稻彦の『辨讀國意考』が書かれた文化三（二四六六）年九月から數へても正に二十七年、『國意考』の脱稿されたと普通に傳へられてゐる明和二（二四二五）年からは六十八年の後に當つてゐる。

「讀國意考」を中心として起された國意考關係の論争は斯くして茲に約三十年にして又、第二期の論議を展開したのである。

此の辨妄には天保三（閏十一月）年に金子祐倫・彙齋と、道庵・木崎・喻義・浩夫、翌四年に梧南・主人・林・障（復齋）と、小松原雄とが序文を、直道が跋文を書いてゐるが、其れ等の要旨は畢竟「彼二人者（眞淵・宣長）聖人之教、適足以開人心知而亂此世焉、人皆愚冥暗、如禽獸蟲豸而上市人之治、仁亦可、暴亦可也、試看古今生民、孰能安於禽獸蟲豸之愚、而保上市人之仁暴皆治乎、又況化外萬國、草木言、螢火耀者、乃爭逞智力、競功利、而吾獨守其愚冥闇、而甘魚肉之吞噬可乎、不、可、此其立說之妄、不待辨也」とある林復齋の文が代表してゐるのであつて、小松原雄の所謂「國學者流、其言奇僻而其內狹隘、每々罔道、誣聖、無所忌憚矣」と觀る反感が凡ての中心をなしてゐる。其の他には格別の事もないが、只、金子・彙齋の序文に「世の教たる、神・儒・佛の三のみ」と記し、及び

「舊事紀・日本紀の尊信すべきを知らずして、古事記の偽妄を辨ずること能はず。故に根本既に失して、枝葉觀るべきなし」

と述べてゐるのは、當時一部學界の思想を表示したものと考へられて注目に値する。沼田順義一派の舊事紀尊重は、辨妄に先だつて出た『級長戸風』にも見られる所であつて、南勢の及時居士の序文にも

「本邦之記並存、近世本居翁、獨首唱古事記之學、而爲之傳、天下靡然和之、由之舊事紀遂廢閣」

とある外、著者順義の端書には、筆を極めて「舊事紀を愛づるところばへ」を述べてゐる。これは傳萩生徂徠記の「舊事本紀序」と照見して、單に本居氏に對する反感が、殊更に舊事紀尊重を表面化させたものとはかりは看取せられないやうである。

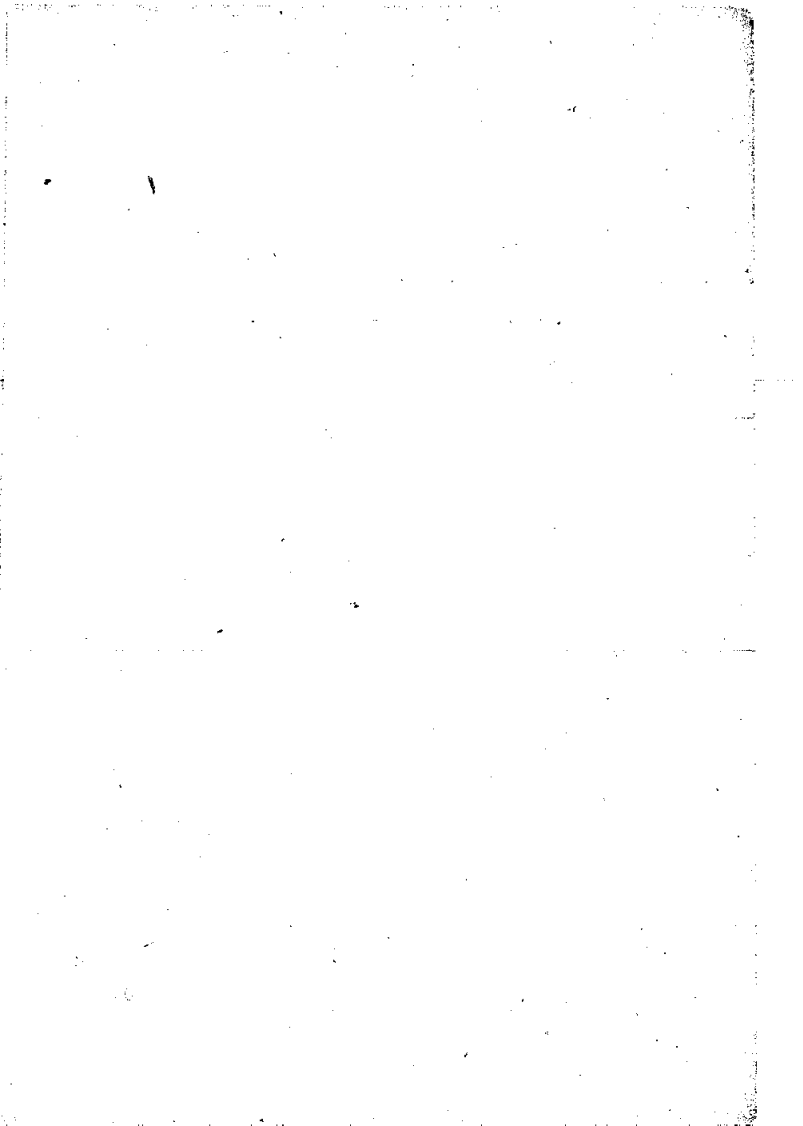
ともあれ辨妄當面の敵は、眞淵翁の國意者ではなく、本居翁の古事記傳乃至直毘靈にあつたことは、辨妄が級長戸風の著された文政十二年よりも、四年遅い天保四年になつて初めて世に出された事に徴しても分る。

しかし嘗て讀國意考については二人の應戰者が出たのに對して、正面から此の國意考辨妄の再辨妄をしたものはなかつた。といふよりは寧ろ、もうそれを問題視しない時代が迫つてゐた。そして恐らく本書に擧げた『國意考辨妄贅言』が、唯一の論駁書であつたらう。辨妄贅言は、久保季茲翁によつて書かれてゐる。

久保翁は通稱鎮吉、琴書・杉乃舍・杉庵居士などと稱した。天保元（二四九〇）年五月十二日に生れ、十五歳の時、古事記傳を讀んで大いに感じ、我が師は古事記傳である、と常にいつて居たといふ履歴が、其の人となりをもよく説明してゐるであらう。其の社會的活動は明治に入つてからで、元年十二月、神祇官書記となつたに始まり、大學大助教・宣教權中博士・教部省出仕・宮内省御用掛等に歴任、退職後は大神社大宮司・中教正・皇典講究所文學部教授となつて神事・學事に盡し、明治十九（二五四六）年三月五日、五十七歳で歿した。著書には古語拾遺講義・古道訓蒙頌・洋教辨略・神武天皇紀講義・神德略述頌・祝詞略解等がある。贅言は恐らく安政頃の作であらうと見られてゐるが、不明である。

國意考(本文)

賀茂眞淵述



國意考

賀茂眞淵述

或人の我は歌やうのき小き事を心とはし侍らず、世の中を治めんとする唐國の道をこそといふを、おのれたゞ笑ひて答へず。後に又其の人に逢ひぬるに、萬の事をことわめるに只わらひに笑うておはせしは故ありやなどいふに、おのれ曰く、その唐國の儒とやらんの事か、そは天地の心を誣(二)ひていと小く人の作れるわざにこそあれ、といふに、いと腹立ちて、いかで此の大道を小しと云ふにやといふ。おのれいはく、さらばその唐國の儒(三)にて世の中の治まりつるや否や承りぬべしといへば、堯・舜・禹・殷・周(四)などをもてこたふ。おのれいふ、その後には無きや。答ふ、無し。又問ふ、凡そ唐國の傳はれる世はいくばくぞや。堯より今まで幾千々(五)云々。又問ふ、さらばなぞや

かの堯より周までのさまなる、その後にあらずりけんや、たゞ百千々の世のいと昔にのみかたよりてさるよき事の有りしぞ、そはたゞむかし物がたりにこそ有りけれ、みよみよ世の中の事は、さることわりめきたる事のみにては立たぬ物と見ゆるをといへば、此の人いよはらだちて、そのむかしの世々の事しかじかとく。おのれはいく、なづめりく、かの堯は舜のいやしげなるにゆづれりしとか、天が下のためなる事はよきやうなれど、こは皇御國にてはよしきらひ物(七)といふ物にて、よきに過ぎたる也、さるからに譲らぬいやしげなるものの出でて、世をうばひ君をころしまつる様になれり、是はあしきらひ物也、かくよきに過ぐればわろきに過ぎたる事の出でくるぞかし、又、孟子(八)とかいひけんは、堯舜の民は家をならべて封すべし(九)といへり、是をおもふに、舜の父は盲もの(一〇)とかいふは子のよきを見知らぬ故にや、こは堯の民・舜の父なれど、こはいかで封すべき人ならん、舜の後を禹(一一)とかいふ、此の父がわる人にて遠き國にながしつるとか、こは舜の民にて禹の父なるに、また封じがたき人ならずや、然らば孟子も今の代にいふ勸化の口さきらのみ也けり、又殷の世はいくらつゞきしに

や、その始はよき人として禹の世をゆづりつるといへり、さらばそのつぎ／＼などやよ
き人に傳へざりけん、末に天が下にたぐひなき紂とやらんいふわる人の出でつとか、
さらばよきにゆづりしはたゞ上つ代に一代二代にや、それもとほらぬわざ也けり、さ
て周の文王とやらんは一かたをたもちたるに、ようせずば身のわざはひとなるべけ
れ、紂王のわるきによりて中々にかまへて人をなつげなどせしはさる事也、武王の時
に紂をうちしを義ある軍とやらんいへど、伯夷叔齊がいさめしとかいふを孔子てふ人
もよき人とのたまひしとか、さらば武王をいかにいはん、まことに義ならば紂の後を
もたてつべきを、それが末をば韓などへはふらしやりて、みづからの子うまごにゆづ
りてさかえしめんとて、後に周公政をとりて殷の諸侯を四十餘りほろぼしけんこと、
孟子てふふみにみゆ、此の四十餘りの侯皆わる人にあらんかは、周にあだなふまゝに
強ひてほろぼせし事知るべし、かくするが義といふものにや、且そのさかえは八もゝ
とせとかいへど、はじめ二代にて四をとせばかりは治まれりといはゞいはんか、やが
ていと亂れてやう／＼おとろへにけり、その四十とせばかりの間にも、周公とかいふ

よき人はまゝおとうとによこしませられて外へまかりつるとか、世の中の亂れは世の中
のわざともいふべきを、兄弟しもよこしませるはわれどちの内の亂みだれにて亂の甚しき
ものなり、さらば四十年の間も治まれるには侍らざりけり、それより後はいよ／＼み
だれて漢の世に文帝(二九)とかいひし時、老子てふ人のいへる心をおもひて暫治まりにけん
かし、さていやしげなる人どもいでて、君をころしてみづからみかどといへば、世の
人みなかうべをたれてしたがひつかへ、そのみならずよもの國をばえびすなどいひ
ていやしめつるが、そのえびすてふ國より立ちて唐國のみかどとなれる時は又皆ぬか
づきてしたがへり、さればえびすていやしめたるもいたづらごとならずや、はた世
こぞりていへる語にはあらざるべし、かく世々に亂れて治まれる事もなきに、儒てふ
道ありとて天が下のことわりをときぬ、げに打ち聞きたるにはいふべきこともなく、
さるべう覺ゆれど、いとちひさく理りたるものなれば、人のとく聞き得る處にてぞ侍
る、先づ物のもはらとするは世の治まり人の代々つたふるをこそ貴め、さる理ことわり有り
とて生きてある天が下の人々同じきに似て異なる心なれば、うはべはき／＼し様にて心

にきかぬ事しるべし、しかるを此の御國に來りつたへては、唐國にては此の理にて治
 まりし様にとくは、みなそらごと也、猶なづめる人をから國へやりてみせばや、うら
 島の子が古里へかへりし如くなるべし、こゝの國は天地の心のまゝに治め給ひて、さ
 るちひさき理めきたる事のなきまゝに、俄にげにと覺ゆることども(三三)の渡りつれば、ま
 こと也とおもふむかし人の直きよりつたへひろめて侍るに、いにしへよりあまたの御
 代々々やゝさかえまし給ふを、此の儒の事凡そ國に渡りつるほどとなりて、天武の御
 時大きな亂出みだれで來て、それよりならのみやの間も、宮殿・衣冠・調度などからめき
 てよろづうはべのみみやびになりつゝ、うちのあらそひよこしまの心ども多くなり
 ぬ、凡そ儒は人の心のさかしくなるものにて、よろづの民もさかしく成りゆけば、君
 をばあがむるやうにてたふときに過ごさしめて、天が下は臣の心になりつ、夫より後
 終にかたじけなくもすめらぎを島にはふらしめ奉ることとなりぬ、是みなかの唐の事
 のわたりてよりなす事也、或人は佛の事をわろしといへど、人の心のおろかになる道
 なれば、□は天が下の人のおろかにならねばさかえ給はぬものにて侍り、さらば佛の

事は大きなわざはひに侍らぬ也、凡そ世の中はあら山あららの有るが、人の住むよりおのづから道の出で来るが如く、こゝもおのづから神代のみちのひろごりて、おのづからくにつけたる道のさもらはど、すめらみかどいよゝさかえまさん物を、かへすゝも儒の事こそその國をみだすのみならず、こゝをさへかくなし侍り、然るをよく物の心をもしらず、おもてにつきてたゞかの道を貴み、天が下治まるわざ也とおもふもまだしき事也(三五)けり、さて歌は人の心をいふものにて、いはでもありぬべく、世の爲にも用なきに似たれど、これをよく知るときはかの世の中の心をもしり、心を知るときは治まり亂れんよしをもおのづから知るべき也、孔子てふ人も詩をすてずし(三六)て卷のかみに出だせしとか、さすがにさる心なるべし、凡そ物は理ことわりにきとかゝる事はいはゞ死にたるが如し、天地とともにおこなはるゝおのづからの事こそ生きてはたらく物なれ、よろづの事をも一わたり知るをあしとにはあらねど、やゝもすればそれにかたよるは人の心のくせなり、知りて捨てたるこそよけれ、たゞ歌はたとひ意よこしまなるねぎ心をいへど、中々真心みだれぬものにて、やはらいで萬にわたる物也、

天が下の人をまつりごつに、唐の事しりしとて、時にのぞみ□□□／＼人のよくこと
 わらるゝ物にあらず、さる方にかしこうげにと覺ゆることいひいづる人のおのづから
 出で来るぞかし、たとへばくすしの唐の文よくしりたるが、病をいやす事は大かた少
 きものにて、此の國におのづから傳はりて何のよし何のことわりともなき藥こそかな
 らずやまひはいやし侍れ、だゞみづからその事に心をつくして得たるものこそよけ
 れ、物になづまぬより也、一たびわがよしとおもへる事に引きよらせまほしくて、儒
 學生が中々政ち得ぬは、から國にもさるものにゆだねて治まらざりし世こそ多かりけ
 れ、或人のいへるは、むかし此の國にはやからうからを妻として鳥けものとおなじか
 りしを、からの道わたりてさる事も心し侍るがごとく、よろづ儒になりてよくなりぬ
 と、おのれ是を聞きて大きにわらへるを、かたへの人いかにととふに、いはく、から
 には同じ姓をめとらずてふ定は有りつるを、おのがははを奸せしことも侍りしから
 は、たゞさる定の有りしのみにて、かしこにはいかばかりのわることか有りけん、さ
 ることをばみぬにや、同姓めとらずば(三七)よからんといひしのみぞ聞こゆるを、世こぞり

てしかありしと思ふは、いかにおろかなる心にや、又さることをば隠していふにや、
 すめらみ國の古のさだめは母の同じき筋をまことの兄弟とし侍り、母しかはればきはぬ也、物は所につけたるさだめこそよけれ、さるよには□□年々に榮え給ふを、儒
 のわたりて世の漸うにみだれゆきて終にかくなれる事上にいふがごとし、いかに同姓
 めとらずなどやうのこまかなる事よしとて、代々に位を人にうばはれ、かの四方の國
 にとらるゝ様の事は、いかに、天が下はこまかなる理にて治まらぬ事をいまだ思ひし
 らぬおろかなる心に、聞[・]を崇らむてふ耳を心とせしよ、いふにもたらぬ事也、又人を
 鳥獸に同じといふは、人のかたにてわれぼめにいひて外をあなどるものにて、またか
 ら人のくせ也、四方の國をえびすといやしめてその語の通らぬが如し、凡、天地の間
 に生きとしいけるものは皆蟲^{（二八）}ならずや、それが中に人のみいかで貴く人のみいかなる
 ことあるにや、から人は、人は萬物の靈^{（二九）}とかいひていと人を貴めるを、おのれが思ふ
 に、人は萬物の惡きものとぞいふべき、いかにとなれば、天地日月のかはらぬまゝに
 鳥も獸も魚も蟲も草も木もいにしへのごとくならぬはなきを、人ばかり形はもとの人

にて心のいにしへとことになれるはなし、人はなまじひに智てふ物ありておのがじし
用ひ侍るより、たがひの間にさま／＼の悪き心の出で來て終に世もみだれ、治まれる
といへどかたみに巧あさむきをなすぞかし、若し天が下に一人二人物知ることあらん
時は、よき事も有りぬべきを、人みな智あれば、いかなる事もあひうちと成りて終に
用なき事也、今鳥獸の目よりは人こそわろけれ、かれに似ることなかれと教へぬべき
もの也、されば人のもとをいはゞ兄弟より別れけん、然るを別に定をするは天地にそ
むける物也、みよみよさる事は終に行はれざりし也。

註

(一) 小さく人の作れるわざ 加茂眞淵翁は天地自然の道を尊んで、人爲的な理説を小とし卑しんだ。此の種の説は翁の書翰の中にも多く散見してある所である。

(二) 儒 儒教・儒學・儒道などいふ。孔子の集大成し體現した教學。

(三) 堯・舜 共に支那五帝の一。理想的天子として後代に徳を頌へられた。堯は傳説に従ふと耶蘇紀元前二千年頃の人。帝嚳の子孫。中ごろ唐に都したが爲に唐堯と呼べる。治世を舜に譲つた。舜は有虞氏。もと庶人として逆境にあつたが、三十歳の頃、帝堯に知られ、

堯の娘娥皇女英を妻とし與へられ、後に堯の讓を受けて帝位に即いた。

(四) 夏・殷・周 何れも支那古代の國號。夏は禹に始まつて桀に終る。其の間十七世、四百餘年に及ぶと傳ふ。殷は商の改號。商は成湯に始まり、夏の桀を放つて即位し、世を傳ふること三十世、六百餘年、紂王に至つて滅んだ。周は古公亶父の建てた國、文王昌に至つて四隣服し、武王發の代に殷の紂王を滅ぼして周の天下を規めた。秦の滅ぼす所となるまで三十七世、八百七十五年と稱せられてゐる。

(五) 堯より今まで幾千々 國意考の成稿を假に明和二(二四二四)年と見て、堯の時から三千七百六十餘年に當る。

(六) 舜のいやしげなる 舜はもと庶人であつたと傳へられてゐることを指す。

(七) よしきらひもの 日本書紀神代卷、素戔鳴尊の高天原に於ける暴行を記す段の第二號一書に、罪を赦ふ爲の物として、手端吉棄物(タナスエノヨシキラヒモノ)・足端凶棄物(アナスエノアシキラヒモノ)が強徴されたことを傳へ、三號一書には「手の爪を以ては吉爪棄物(ヨシキラヒモノ)と爲し、足の爪を以ては凶爪棄物(アシキラヒモノ)と爲す」とある。共に清め祓の時に嫌ひ棄てる物の事で、第一次的に深い穢を嫌棄する爲の物が凶棄物、第二次的に嫌棄されるのが吉棄物であるとされてゐる。

(八) 孟子 正しくは孟軻。孔子の繼承者。王道を説き、性善論を主張した。山東省鄒の人。周の烈王四年(二八九)に生れ、赧王二十六年(三七二)に八十四歳で歿。著書に「孟

子」七篇があり、孔子と相並んで世に孔孟と稱せらる。

(九) 家をならべて封すべし。「堯舜の民は屋を比して封す可し。桀紂の民は屋を比して誅す可し」と『新語』にある。堯舜治下の人民は徳化を被つて善良であるから、家毎に皆諸侯に封じて可なりの意。但し孟子の語ではない。

(一〇) 舜の父は盲もの。舜の父、瞽瞍のことをいふ。瞽瞍とは盲目翁のこと。道理を見る明を缺くことを盲者に擬して舜の父を斯く呼んだのである。書經の堯典に舜の事を「瞽の子なり」とある。

(一一) 禹 夏の第一王。洪水を治めて功あり、舜の禪讓を受けて帝位に即いた。

(一二) 此の父がわる人 禹王の父、鯀は、帝堯の時治水の職に當ること九歳、功を奏しなかつた爲、舜之を罪して羽山に囚獄した。

(一三) 紂 殷末の王。夏の桀王と相並んで暴虐者として知らる。妲己の愛に溺れて政を失し、炮烙の刑を行ひ、諫臣を誅し、遂に周の武王の爲に滅された。

(一四) 周の文王 名は昌。武王の父。民に善政を施して徳四隣に聞え、遂に勢ひを得て周室の基を固めた。支那では其の政治を模範としてたゞへる。

(一五) 伯夷叔齊 伯即ち兄たる夷、叔即ち弟たる齊の意である。共に孤竹君の子。武王が紂を討たんとしたのを諫めて其の馬を控え、臣として君を弑するの不可を力説した。武王遂に殷を滅して天下を掌にするに及んで、周の粟を食ふを屑しとせず、首陽山に餓死した。

孔子殊に其の廉潔を稱して義人とした。

(一六) 周公 周公旦。文王の子で武王の弟。甥の成王を輔けて善政を布き、周の文物制度を定めた。周禮・儀禮共に其の手に成ると傳説す。

(一七) 殷の諸侯を四十餘滅す 孟子の滕文公下に「周公武王に相とし紂を誅し奄を伐つて三年其君を討し、飛廉を海陽に馳つて之を戮し、國を滅す者五十」とあつて、其の註に、「奄は東方の國、紂を助けて虐を爲す者也、飛廉は紂の幸臣也、五十國は皆紂の黨にして民を虐ぐる者也」とある。

(一八) 其の桀は八百歳 周は古公亶父より東周の惠王まで三十七世、八百七十五年と稱す。其の盛を極めたのは紀元前八百二十八年、周公召公の時代まで、宣王以後は降り坂に向つた。

(一九) 文帝 漢の文帝の治世は、皇紀四八二年、孝元天皇の三十六年に初まり、五〇四年に及んでゐる。

(二〇) 四方の國をば夷 支那は自ら其の文化を誇つて中華と號し、四方の國を東夷・西戎・南蠻・北狄と呼んだ。

(二一) 浦島の子 傳説中の人物。靈龜に導かれて仙郷に遊び、歸り來れば故郷の山河悉く變じて、また舊知の人を見なかつたといふ。

(二二) 俄にげにと覺ゆること 支那の儒説が徒らに道理めいて實質のないことを翁は各

所で述べてゐる。

(二三) 宮殿・衣服調度など 寶曆十二年正月二十日附、龍元次郎宛書柬にも「皇朝之古意は神代より始めて武を以て標とし和を以て内とし、巨細なる事を少しもいはず、民を強ひず正さずして、天地に合せて治め給ふ故に、古は天皇益々尊く、世治まりしを、異朝之人の作りたる道を用ゐ給ひしより宮殿・衣服・禮式は宜く成りて天下は漸々亂れ行き云々」と書いてゐる。

(二四) すめらぎを鳥に 崇徳上皇の讃岐遷幸、さては後鳥羽院の隠岐遷幸、順徳院の佐渡遷幸、土御門院の土佐遷幸などを申す。

(二五) まだしき 未熟。

(二六) 孔子てふ人も詩をすてす 詩は孔子以前に輯められたるもの約三百、孔子悉く之を尊んで子弟教育の資とした。論語に於て孔子は詩經に言及すること實に十七ヶ所に及んでゐる。

(二七) 同姓娶らず 同姓とは同じ姓、即ち名字を同じくする者をいふ。「妻を取るに同姓を取らず」とは禮記の曲禮に記す支那の古俗であつた。乃ち支那人は古來之を以て自國の文化の誇としたものであるが「故に妾を買ふに其姓を知らざるときは、則ち之をトす」といふに至つて、有名無實であつた。

(二八) 生ける物は皆蟲 大觀すれば人間も畢竟は動物の一種ではないかとの意。

(二九) 人は萬物の靈 書經の泰誓に「惟天地萬物父母、惟人萬物之靈」とある。凡ての生物中、人は最も優秀な靈物であるとの意。

又云、然れども此の國に文字なし、^(一) からの文字を用るからは萬それにて知るべしと。こたふ、先づから國のわづらはしくあしきは世の治まらぬはいはんも更也、こまかなる事をいはゞ、のたまふごとくの文字也けり、今按に、丹生てふ人の用有る字のみを舉ぐといへるをみれば、三萬八千とやらん侍り、たとへば花の一つにも開・散・藥・樹・莖、その外十まりの字なくてはたらず、又、こゝの國所の名、何の草木の名などいひて、別に一ツの字有りて外に用ひぬも有り、かく多くの字をそれをつとむる人すら皆覺ゆるかは、或は誤り或は代々に轉々してその論にかゝれるも益なくわづらはし、然るを、天竺には、^(二) 五千餘卷の佛の語を書き傳ふるに、たゞ五十の字をもてせり、此の五十字をだに知れば、古今と限なき詞も知られ傳へられ侍るをや、字のみかは五十のころは天地の聲にて侍れば、その内にはらまるゝものゝおのづからの事にて侍り、その如くすめら御國にもいかなる字様かは有りつらんを、かの唐の字をふと傳

へてより、誤りてかれにおぼはれて今はむかしの詞のみのこり、その詞は又天竺の五
 十音に同じからねど、よろづのことをいふ様、五十音の通ふ事などは、又同じことわ
 りにて、右にいふ花をば、さく・ちる・つぼむ・うつろふ・しべ・きなどいへば、
 字をもちからでよきもあしきもやすくいはれてわづらひなし、をらんだには二十五字と
 か、此の國には五十字がおほかた字の様も四方の國おなじきを、たゞ唐のみわづらは
 しき事を作りて、世も治まらず、事も不便也、こをおもひわかで、字はたときものと
 おもふはいふにもたらず。或人猶いふ、えびすはさる類なるを唐ぞ風雅なればしかる
 と。おのれ天をあふぎて笑ふ。その風雅てふは世を治むることのも也、人にわが位
 をうばはれ身をころさるゝに風雅あらんや、風雅は世の中の事物の理につのればみだ
 るゝを、上にて理にかゝはらず天地のよろづのものに文をなすが如くおのづから人の
 心を治めなぐさましむる物ぞかし、且かしこにも古は繩をむすびしと(五)か、そのゝちは
 草・木・鳥・けものなどよろづのかたを字とせしならずや、天竺の五十字も本はもの
 のかたち(六)か、何にもせよ字はやくそくにて人の知るもの也、さる物の形を多く書きし

とて風雅なる事有るべきや、その上後にまろき字も四方に書きなどせしを、それに付けてまた筆法有りなどいふよ、笑ふに堪へぬわざ也、いかで此の字の皆うせなば、おのづから字を天より得て、國も治まり民もあらそひやみぬべし。

註

(一) 此の國に文字なし 齋部廣成の古語拾遺に「蓋聞く、上古の世、未だ文字有らず、貴賤老少、口々に相傳へ、前言往行存して忘れず」とあるに基づく。日本の上古には文字が無かつた事については他にも同説者が多い。之に對して神代文字の存在を説く者もあつて、今日なほ議論が闘はされてゐる。

(二) 丹生てふ人云々 語意考(明和六年二月自序)の頭註にも「から國の字彙ちふ書に用有字とて三萬三千を出せり。天竺の悉曇は四十餘の字もて釋迦の五千餘卷をも書り。此字の多が宜か、少きがよろしきか。天下は事少くて治るこそよけれ。然らば其天竺の四十餘も用ずして言をよく傳て天皇萬代を嗣給ふ皇朝こそ天下に勝れたれ。是をよくも考へず、みだりに異國を信じて我古意を學ぶ人なきは悲しむべし」とある。丹生とは誕生の誤。明の梅膺祚のことで、字を誕生といつたのである。此の梅誕生の撰にかゝる『字彙』に收むる所は三萬三千一百七十九字である。三萬八千とやらんとは之をいふ。我が國では寛文十二(二三三

(二) 年に鑄刻された。

(三) 天竺には五十字 印度のサンスクリット即ち梵語が十三の母音と三十六の子音とから成つてゐることをいふ。天竺とは印度の古稱。

(四) をらんだには二十五字 和蘭語は所謂印歐語族に屬し、英獨語・丁抹瑞典語等と同じく二十六の字母から成つてゐる。

(五) 古は繩を結びしとか まだ文字のなかつた古代に支那・白蠟・布哇等で行はれた一種の符牒。赤・黃・白・綠等色々の繩を結んで、其の繩瘤の數によつて、兵數、金銀の員數、穀物の量等を表示した。多く十進法によつた。

(六) もとは物の形 文字が古く象形から發したことをいふ。

さてからの字は用ひたる様なれど、いにしへはたゞ字の音のみをかりてこゝの詞のめじるしに用ひしのみ也。その暫しばしば後には字の音をも少しまじへて用ひたれど、猶訓をのみ専用ひて意にはかゝはらざりし也。かく語を主とし字をやつことしたれば、心にまかせて字をばつかひしを、後には語の主はふれうせて、字の奴のゐかはれるがごとし。是又かの唐國の奴がみかどとなれるわる癖うつりたるなれば、忌まはし〜。

註

(一) 字の音のみをかりて 漢字渡來の初期には意訓を假り用ひず、専ら音標文字として假りに過ぎないといふのである。所謂萬葉假名は其の類。

これらは古の歌の心詞をあげつろふまゝに人はたゞ歌の事とのみ思ふらんや。そのいへるごとくにしへの歌はいにしへの心詞也。いにしへの歌もていにしへの心詞をしり、それをおして古の世の有りさまを知るべし。いにしへの人の世の有りさまを知りてよりおしさかのぼらしめて神代のことをも思ふべし。さるを下れる代に神代の巻の事をいふ人多きが、そを聞けば、よろづかまへて心ふかく神代の事を目の前にみるがごとくいひて、且つばらに人の心のおきてなるさまにとりなせり。いでやしかいひとくなる人は、いかにしてさは甚しきや。さもこそ古りにし事よくしるとおもひて、それがかける物などを見聞きものするに、いにしへの事は一つも知り侍らざる也。然るをいにしへの人の世をだにしらでいとときで神つ代の事をばしるべき物かは。こはかのから國ぶみども少し見て、それが下れる代に宋といふ世ありて、いとゞせまき儒

の道を又々せばく理もていひつゝのれる有るをうらやみて、ひそかにこゝの神代の事に
うつしたるもの也けり。さる故にふつにふみ見ぬ人はさもこそと思ふを、少しもやま
との文しれる人はおもひそへたる事を知りて笑ふぞかし。そもくかしこにもいと上
つ代には何のことかはありし。そのうちに人の作りしことどもなれば、こゝにも作り
侍るべき事とおもふにや。人の心もて作れるものはたがふ事多きぞかし。かしこに物
しれる人の作れりしといふをみるに、天地の心にはかなはねば、その道用ひ侍る世は
なかりし也。よりて老子といふ人の天地のまにまにいはれし事こそ天が下の道にはか
なひ侍りけれ。そをみるに、かしこもたゞいにしへはなほかりけり。こゝもたゞなほ
かる事は右にいふ歌のごとし。古はたゞ詞もなく事も少し。こと少く心なほき時には
何のむつかしき教かあらん。用なき事也。教へねどなほければことゆく也。それが中
に、人のこゝろはさまざまなればわろきも有るを、わろきわざもなほき心よりすれば
かくれず、かくれねば大きなことにいたらず、たゞその一日のみだれにてやむの
み。よりていにしへとてもよき人の教なきにはあらねど、かろく少しのことにてたり

ぬ。たゞから國は心わろき國なれば、ふかく教へてしもおもてはよき様にて終に大なるわろごととして世をみだせり。此の御國はもとより人の直き國にて、少しの教をもよく守り侍るに、はた天地のまに／＼行くこと故に、教へずしてよろしき也。さるをから國の道來りて人の心わろくなりたれば、から國に似たるほどの教をいふといへど、さる教は朝に聞きて夕はわすれ行くもの也。わが國のむかしの様はしからず、ただ天地の心にしたがひて、すめらぎは日・月也。臣はほし也。^(三)おみのたまほしとして日月を守れば、今もみることほしのごとく此のすめら日月もおみの星もむかしより傳へてかはらず、世の中平かに治まれり。さるを、やつこの出でてすめらぎとなるから國のふみを學ぶよりおのづからうつりて、……………とろへ給ふまに／＼つたへとしおみもおとろへり。此のころをおして神代の卷をいふべし。そをおさんにはいにしへの歌もていにしへの心詞をしるがうへに、はやくあげたるふみどもをよく見よかし。

(一) 宋といふ世……いと狭き儒の道 宋學殊に朱子學の理氣說、太極說中心の宇宙論心性論を翁は狹隘視するのである。

(二) 老子……のいはれし事 宋儒のこちたき理說を嫌ふ反面に於て、翁は又、老子の説を多く尊重してゐる。其の方面のことは各所に見える。

(三) 臣は星也 同じ眞淵翁の書意考に「天皇を日にたとへ、臣を星に譬へ、すべて、民を草木に譬ふ。その星の日となるべからぬを知りて犯す事なければ、賤しき民草はしも高き木とならんことを思はず、自ら靡けり。然ればかく天つ神代より傳はりてすべらぎのあれつぎますを崇とむにつけて、臣もかはらず榮え侍りぬ。此事を叙でて神代より記したるは此やまとぶみなり」

或人この國のいにしへに仁義禮智信てふことなければさる和語もなしとていやしき事とせるもいとまだしかりけり。先づから國に此の五つのことを立てゝそれに違ふをわろしとしあへりけん。凡天が下に此の五つの物はおのづからあること四ツの時をなせるがごとし。天が下のいづこにかさる意なからんや。されどもその四時を行ふに、春も漸うにしてのどけき春となり、夏も漸うにしてあつき夏となれるが如く、天地の

行はまろく漸にして至るを、唐人のいふ如くならば、春立てば即ち暖に、夏立てば急にあつかるべし。是からの教は天地にそむきて事の心急速に佞屈なり、よりて人の打聞は方角に分量ありて聞きやすくことわりやすけれど、さは行はれざる物なり。天地のなす春・夏・秋・冬の漸なるにそむけばなり。天地の中の蟲なる人、天地の意よりせまりていふ教を行ふことを得んや。此の天が下のものには、かの四時の別あるが、いづくしみも、ぬやも、いかりも、ことわりも、さとりもおのづからあること四時の有るかぎりはたえじ。それを人とし別に仁義禮など名づくる故に、さることせまき様にはなるぞかし。只さる名もなくて天地の意のまゝなるこそよけれ。さる故に此の國は久しく治まるをしらずや。目の前におのが見なれたる事をのみおもひ迫れるをこ人のことはいふにもたらねど、思ひ分たぬわらはべのために猶いはん。

註

(一) 或人 太宰春臺のことを諷示したのである。春臺は眞淵翁の漢籍の師渡邊友節の師に當るから、さすがに名を顯はにして駁することを憚つたのであらう。眞淵翁は同じ意味の

事を別著書意考にも、「から國はことに人の心の惡き國にして、よこしまにのみあるを歎く人有て、いかで教へ正さんと思ふに、いと古への人假に仁義禮などいふ事を言出でつらんを、次にそれを受傳へたる人は、卽是を思ひ泥み言ひ募りて、世の人はさるかたう方なる定めを用る物ならぬを思ひかへもはらさへず、終に彼は仁に非ず義に反けり、是は禮を知らず信に違へりなど争ひもて行て、人を憎み己れも腹立ちなどする事は常あれど、その事も治りし代は一代もなかりけり。その中に夏殷周とかいふ世を擧げて治れりし代の如く沙汰すれど、それも其の世を纂ひ得て初國しりたる君などのしばしの程のみを謀にもさる様をしつらめ、やがてその子孫たゞなくこそ有けれ、さる道の天地に叶ふものならば、その後いと多き代々を経る中には、彼の三つの代の法てふさまに偶々も交はり起りなを、一代としてあらぬは天地の心になはぬ道なることを知るべし。且その治りし代も聖てふ人も徒に上つ代にのみ集ひて有といふは、さる文をいひ募る人のおよづれなる事明らか也。然れば教も何にかなるや、彼の聖の道てふはいかなる時か行はれしや、皆やうなくこそ聞ゆれ。たゞ我みかどには所せく名づくる事もなく、強ひて教ふる語もなく、あながちなる法もなく、自ら天地のまにまに治めならはし給へる道こそ尊けれ」と述べてゐるが、なほ『學びのあじつるひ』の中にも「から國には仁・義・禮てふ事を専らいへども、から國に仁・義・禮は惣てなし。時の天子をほろぼして己がかはりぬるからは、その下の人誰かそのころならざらん。ただ世に仕へずいとま有るものゝいたづらにいひつゝのれるのみ。皇朝にさる名なくておのづから仁・義

禮てふ意そなはれり。すべてよろづ病なき國なれば、教へなどいひてから國のかの浮浪人どもがいへる道をいふは、病なき人に重き藥を與へて却つて病人とするが如し。いでそのから國の道を人にはいふ人、一人として正しく實なる人を見ず、是さだかなる證なり。且から國に治まれる世なし。□の國にいたづらにいへる事をまこととしてこの國をからざまにせんと思ふ人近き世多がり。皆ゆくへもしらす好みに泥める。おろか人どもにこそ」と書いてゐる。

から國の學はその初め人の心もて作れる物なれば、けたに手ばかりありて心得やすし。わがすめら御國の古の道はあめつちのまに／＼まろく平かにて人のことばにいひ盡し難ければ、後の人知り得がたし。さらば古の道は皆絶えたるにやといふべけれども、天地のたえぬかぎりはたゆる事あらじ。しばらく唐の道によりてかくなれるばかりぞや。天地の長きよりおもへば五百とせ千とせはまたゝきの數にも足らぬ事也。ことせばく人のいひしことを仰ぐてふ類には侍らぬ□。凡、天地のまに／＼日月をはじめておのづからある物はよろづ皆まろし。是を草の上の露にたとふ、その露くまある葉に置く時は隨ひてその形となれど、又平かなる上にかへして置けば丸きにかへるが如く、必ずもとのまろきにかへるべし。されば世を治め給ふも此のまろきを本として

こそ治まるべき也。けたにことわりがましきは治まらぬこと、からの世にて知るべし。かくてもとにかへすは天つちの心なれば、天地さるべき時にはかへし給ふべし。いやしくせばき人の心もていそぐこそ、かへりてみだれとなれ。

天地は方也角なりなどいふは、人の心はけたなるがばかりよければしばらくおのが心にしたがへてことをたてたるものにていふにもたらず。たゞまろくこそあれ。いかにぞなれば日も月もほしも、いきとしいける物の形も、草木の上の露のまろきをもて、もとよりおのづから出で來たる天地をはじめておのづからなる物の皆まろきを知るべし。生きとし生けるものも頭、尻尾をはじめて大方まろき也。然るにから人の彼のけたなるを好める心より世の中のことわりも何もけたにいひなすより打聞く人の心に心得やすくて理ありと思へり。さらばその理の如くて世の治まるにやとみるに、治まれる世なきはうべ也けり。天地の丸きにたがひて人の心みちかく作れることわりなれば也。すべて彼のけたなるがめやすくおもはるゝにつけて、他人のうへをばけたなるぞ理有りと見、さらぬをばにくむなり。さらばおのれよくしかするにやといふに、おほ

よそ物は堪ふるかぎりの心のつくるほど有りて、さる事みづからは久しく堪へやらぬ物なり。さるをみづからのたへぬはしらで人は堪ふべきものと思へり。たとへばわが身をつみていたきをしれど、猶人の身のいたきはさのみもなき故也。然ればたとひかによりづよき人の出づるとも此の天が下の人多きにくらべては數ふるにたらず、その一人の語をほどこせば人もおのづからそれにならふといへども、から國にひじりとやらん出で來て今にその文とてとなふれど、人の心にえならひ得ばさる事は堪へぬ事知るべし。たゞ上も下も天地のおのづからにまかせて有りし皇らいにしへこそ世は治まりにけれ。そのおのづからにまかすれば、よろづの事少し、こと少ければ人の好み少し、このみ少ければ何の亂れかあらん。物しりなどいふ益なき事也。一人物しれば世みなしる、知りがほなるはよこしまの端也、天の下はたゞおろかなることよけれ。から人は威をしめし貴をしめすといへど、威をしめすは□おろそけなるをしめすはよし。貴きをしめすは亂るゝはし也。その威をしめす、ものゝふの道の外なし。是をわすれずして行ふべし。ことにわがすべら御國は此の道もて立ちたるをみよ。又おろ

そけなるを示すのよきは、人は上のおろそけなるを見てはかたじけなき思をおこし、おのがじしもそれにしたがひてかど少になりぬ。事の少ければ好み少し、好み少ければ心やすし、心やすければ平か也。貴を示すのわるき事は、先づ宮殿衣服をはじめて宮女花をかざり官人あやをまとひするを見て、まことに貴として心よりあがむる人は貴きをしめさずとも事もあらじ。それが中に天地に心いたれるをますらをとしてはかくてあらんこそ本意なれど、百とせいくる命か。天にまかせて行はんなど思ふものたま／＼ありて、うばはむ謀をなすめり。又さのみいきほひ及ばぬま／＼におもひしのびであるものも心のねたみいかばかりならんや、いでわれこそあれいかなる所よりかみだれよかし、ついでにのりてさるべく謀らんと思ふ心は少しもよろしきものはみな侍るべし。たゞ其國の天地のなしのまに／＼いにしへよりなし來るが如く、板のやね、つちのかき・ゆふのあさのころも・黒葛まきのたち様にして、……………弓矢をたづさへてかりし給ふさまならば、などかかくうつりゆかん。人のこゝろはうつくしきにつき高ぶるをこのむ物なるに、から人のさまをうらやみてせしころより、たゞ

宮殿・衣服などの宜しく成りて、

り給ひ、下かしこきに餘りて土の位をしのぎ、まつりごと臣にとられ給へれば、上は御身のみ貴くて……………、臣ぞいにしへの上の如くなりて、から人のごとく名をおかし上を弑する事はせねど、上は有れども無きが如くなりぬ。さらば臣はそれにてとほるにやとみるに、その古き臣も後の臣になみせられ行きて、その系の傳はるのみ也。これこの道をわすれてひとの國にならひたるあやまちよりなれる事也。或人問ふ、さらばいにしへは皆あしき人なきか、世はみだれさるか。こたふ、この問はまだよくなほきてふ意をしらぬ故也。凡、心のなほければよろづ物少し、物少ければ心にふかくかまふ事なし、さてなほきにつきてたま／＼わるき事をなし、世をうばはんと思ふ人もまゝあれど、なほき心より思ふ事なれば、かくれなむ。かくれなければたちまちにとりひしがる。よりて大なる亂なし。なほき時には「いさゝかのわるき事は常あれど、譬へば村里のをこの者の力をあらそふが如くて、行ひしづめやすき也。

世の中の生けるものを人のみ貴しとおもふはおろかなる事也。天地の父母のめよりは人も獸も鳥も蟲も同じ事なるべし。それが中に人ばかりさときはなし。其さときがよきかとおもへば、天が下に一人二人さとくばよき事も有るべきを、人みなさとければかたみに其さときをかまふるにつきてより／＼によこしまのおこれるなり。それもおのづからこと少き世には、おもひ四方にはせ、たゞまのあたりのみにして事をなす故にさときも少し。よりて小き事はあれど大なる事なし。たとへば犬の其里に多くて他の里の犬の來る時は是をふせぎ、其友の中にてはくひもの・女の道につきてはあらそへども、たゞ一わたりの怒にしてふかくかまふる事なきが如し。唐にては事を人にしらせず上なる者のみしりて行ふぞよきとて萬の事をくらくす、たとへば堯舜を阿彌陀・釋迦の如くたてゝ其次の夏・殷・周を證據とする也。堯舜も夏殷周もいひ傳ふる如くはあらで、いとわるき事の多かりけんを、さてはをしへにならずとして、かくして本をくらくして人をまどはしむる也。是をつたへて此くにも後々はさる事をいひおもへど、今おもふに扱は天が下の「人よく心得ず、上つ代の事をも何もみな少しも

いつはらずいひひらきて、天が下に物なき事をしらせてのちに、しかはあれどかく後の世となりてはともあるべしかくすべしとよきほどに教をたてつべきもの也。さて少しも物まなびたる人は人を教へ國をおさむるけいざいとやらんをいふよ、かれらが本とする孔子の教すら用ひたる世々かしこにもなきを、こゝにもて來ていかで何の益にかたゝん。人は教にしたがふものとおもへるは、天地のこゝろをよくさとらぬ故也、教へねど夫も鳥もその心はかつがつ有るは、必ず四時の行はるゝが如し。

註

(一) 鳥も蟲も同じ事 縣居集言録といふのは、いつ頃の編纂であるか、從つて又翁がそれを書いた年月はいつか等の關係も不分明であるが、それにも「凡人は鳥けだものゝ外なるごとくいひもおもひもするは人のわたくし也。いで天地の心になりてみんな、人としてことに生じなんや。草木も鳥けだものも人も同じく天地のむしにこそあれ」とある。

同姓をめとらずといふをよしとのみ思ひて此國には兄弟相通じたりといひてとりけものに同じといへり。天の心にいつか人を鳥けものにことなりといへるや。生きとしいけるものは皆同じ事也。しばらく制を立つるは人なれど、その制も國により地によ

りてことなるべき事は草・木・鳥・けもの、ことなるが如し。然ればその國のよろしきにしたがひて出で來る制、天地の父母の教也。此國のいにしへは、はらからを兄弟として異母をば兄弟とせず、よりて古人の情なほければ、はらから通ぜしことはなくて、異母兄弟の通ぜしは多し。たま／＼はらからの通ぜしをばおもきつみとせしもの本をいへば、兄弟姉妹相逢ひて人は出で來べきもの也。しかれども人のよとなりて、おのづからはらからの制はありしぞかし。そのけものにわかたんとして同姓をめとらずといふ國のいにしへには、母ををかしたる事さへみゆるたま／＼ふみに出でたるを思へば、かくしてはいかなる事をかせしならん、ふと一度制を立つる必天が下の人の後の世まで守るものとおもふは愚なるわざ也。その同姓をかさぬを若し守るほどならば、君をしひせんかは。君を殺し父を殺す制はやぶれて、同姓娶らぬをてがらとおもへるはいかなる愚昧にや。「凡、天が下は小き事はとてもかくても世々」すべらぎの傳はり給ふこそよけれ。上傳はり給へば下も傳はれり。から人のいふ如く、ちりもうごかず治まれる代の百とせあらんよりは、少しのとがは有りとも千年治まれるこそ

よけれ。此天地の久しきにむかへては千年も萬年も一またぎにあらねば、とかくよきほどによきもあしきまろくてこそよけれ。方なる理は益なし。

註

(一) 同姓を娶らず 翁の同姓婚論は諸著に通じて出てゐるが、明和五年(二四二八)と推定せられてゐる正月二十七日附、本居宣長宛の書柬にも「萬葉別記に書しは、たゞ萬葉は男女の戀情のみ有て教へてふ事總てなしなどいふ愚儒の説を破、又、皇朝には同姓を婚などいふ事近年の儒の口實也。よりてそれら一二を論ぜしのみ也。惣て皇朝の古、母を貴みて父を尊とせず、故に同母を兄弟とし異母を兄弟とせざり。是を以て異母兄弟女等を□とせし事有。から國も元はさと見えて、莊子の言さる事也。只周の武王其主を滅して、立て俄に私之制を立しより、天下に内心には不用とも其書に残りしを以て後儒の證と思へり。凡周文武の大惡心聞もけがらはしきを、それをば置きて、天地の意に背きて立し制を守ること愚なれ」とある。

佛の道てふ事のわたりてよりこゝの人をわろくせし事の甚しさはいふにもたらず、そのまことの佛の心はさは有るべからねど、それを行ふものゝおのが欲にひかれて、佛をかりてかぎりもなきそらごともいふぞかし。それもたゞ人にのみつみ有る事にい

へり。生きとし生けるものは同じ物なるをいかなる佛か鳥けものに教へたるや。さて
むくいなどいふ事をいふを人多くさる事とおもへり。その事古き世よりの證どもいは
んもわづらはし。人の耳にも猶うたがひぬべし。たゞ今の御世にてたとへんに、先づ
つみむくいいは人をころせしより大きなはなかるべし。然るにいまより先世大きにみ
だれて年月みないくさして人をころせり。その時、人を一人もころさで有りしは今の
なほ人ども也。人を少しころせしは今はたもとさむらひといへり。今少し多きころ
せしは大名となりぬ。又その上におほくころせしはいくにのぬしとなりぬ。さてそを
すべて限もなくころせしは公方（こ）と申して代々榮え給へり。是に何かむくいの有るに
や、人を殺すもむしをころすも同じ事なるを知るべし。すべてむくいといひ、あやし
き事といふなどは狐狸のなす事也。凡、天が下のものにおのがじし得たる事あれど皆
見えたる事なるを、たゞきつね・たぬきのみ人をしもたぶらかすわざを得たる也。も
し今そのかみに人多くころしたればうまごにむくいやせんと思ふ人あらば、たぬきや
がて知りてそのむくいのいろをあらはしてなぐさみとすべし。たゞ人多くころせしは

先祖より我にいたるまでのほまれぞかし、もし此後もさるよにあらば、我猶多くころしてとみをまし名をあげんと思ひ、世の末人もむかしの事をかたらひつゝかれはいづこにて萬人を谷より落し千人を川に流せしぞなど、いといさぎよくよき事におもひいふより、たぬきもえよりがたし。然るにかく治まりてはさることもなければ、はひ蚊をころすすらいらぬ事よといふ様になりて、たま／＼その所にやむことを得ぬぬす人などあるをひそかにころしたる人いかゞあらんやなどうたがひおそるゝ事常に多きを、狸やがてしりてあやしき事をなせば、佛に願はんとて僧にかたるに、その僧よき事出来たりとてさま／＼の事をしてやめんとするうちに多くの物をとれり。さて後終にやむかは、そのものゝ命終れり。これ僧のむくい有りといはずはいかでよき人はたぬきにまかせんや。治まれる世にもわろきぬす人心有りて人ころすものそれはやがてとらはれぬ、なもなくて一里にもてあつかひたるをころすは、さるべき人々いひばかり思ひはかりてころせども、かの僧のことにてかゝることにあふぞかし。又凡の人よきもあしきもむかしよりの事ならねど、その先のしれず幸なきに久しかるものは。

それにゆだねてぞある。さて人には、ち筋の有る也。そのむかし、よろしき筋のしられたるものは、やゝもすれ心てにおもへるがうまれ、又かしこき筋にはたま／＼かしこきがうまるゝ也。そのごとく、おやなどにととき筋のものあり、それはとかくに世世おやにうとし。わが若かりしをり見しに二人あり、老いたるおやいとあしうしたるが、老いて又子にあしうせられしなり。これをあしうせしむくいとおもひしを、しかはあらず、たゞその筋なり。

註

(一) 公方 本來は公卿方・朝廷の意。足利時代以後は轉じて將軍家の僭稱となつた。甚だしきは關東管領の如き者さへ足利氏の一族たる敵を以て之を僭稱し、徳川氏も亦その稱を襲用した。

63
ものゝふのたけきを専らとして世の治まるてふ事につけて或人いふ。今みるに軍の法をまねば、いかでいくさあれかしあはれ元帥となりなんと、又、つはものゝ道を得たるものおもへり、あはれ世みだれよかし一かたをふせぎいかなるつよきものにて

もわれむかひてころしてんと、かゝれば世の中の治まりのためわろしと。おのれはいく、しからず、こは人の心をしらぬもの也。みづからの心をかへりみよ、太平に生れてさせる事もなき太平にうめり。さる時はかくてのみやは有るべき。いにしへはわがおやおやのことをも思ひ、時あらばよきしなにも成りなんを今はいかにせんとおもひて、なりぬべきわざをして命を終るのみ也。心の内に思ふ事あれど時のいきほひにしたがひて過ぐすのみ。たけき道をまねぶ人がしかのみにて世の亂れよかしと思へどもみだるゝものにあらず、一人二人そのこゝろのまゝにせんも世の中にしたがはではけふもへがたければ、せんかたなくことをかくしてをりぬ。人の心はみなさるものにて、上にたけき威あればみな心ならねどしばしはしたがふのみ也。然らばたけき道をまねび子孫につたへて一度の用にたてんとするもまたよからずや。さる人は心こはくわろしといへどさる事をよく學ぶ人はこはきものにあらず、中に獨こはきもあれど、武をまねばでこはくわろきものはいくそばくぞや。たま／＼あるをもてかたとするはわれに其心なき故に、いでもし事あらん時に用をなさんは其心こはきやつも一かたた

のもしき也。世はいつまでもかくてあらんとのみ思ふにや、末しりがたき事なり。時の心になふをのみよしとおもふはその主の愚なる也。多き従者の中にはさまざまあるこそよけれ。物の本たけきをむねとして、こゝかしこにかくれをるたけきものをおこらせず、又あらはれていきほひ有る物をも恐れしむるより外なき事をしらば、一人のかたきにむかふわざにつきてたけきはそれもさるかたのもの也。さる者はわが方さまにすればたのもしき者ぞてふ事をもしらであるおろかさより也。たゞ天が下の人のおもてをなだらかにすれば心もしかなりと思ふにや、心のいつはり人は人ごとにあるもの也。少しも上なる人には人のしたかへばしたかふものはいかにもなるべしとおもふにや、しばらくやむべからずしてしたがふ也。たとへ主従の約ありとも主は大かたにめぐみせではまことに忝しとおもはじ、そのめぐみも凡の人上のよきことをばわすれてわるき事をばふかくおもふもの也。然らば一度よきとていつまでもわすれまじきとおもふは愚也、よきは身のゆるきかたにてわすれやすく、あしきには身のくるしき故にふかくわすれぬ也。こゝをよく心得べし。又少しもよき人の従者百にもあまられ

ん人は皆いくさの道を學ぶべし。いかにといへば、たゞ一わたり上にはかくかまへ、かしこにはかくそなへなどせるをまねぶが如くなれど、そのかまへもそなへも人なくであるべからず。さは仰すれども人のしたがはではかなはず、もし今馬をいださんに人のしたがはずばいかにも思ふ心おのづからつくべし。さらばしたがお事をせんとするにはいかにしてかはたれかよくしたがはん、おやありつまありかくてしなんよりなどおもひてにげかくれ、せんかたなくてしたがおもなどかは心をまとめんや。つねにその心して餘にみづから貴きをしめさず、下と打ちやはらぎしたしみて子の如くおもはんには、主といふ名のある上にかたじけなき心はほねにしむべし。さる時は此國のならはしにて命をおしますおやこをもかへりみぬほどならめ。凡人はものゝかへなくては事の情もふかくおこらぬもの也。よりて佛の道は是を唱ふれば、今生後生をたすかり、富貴となるといひて引き入れ侍るより人みななづみ侍り。武の道もまねぶにしたがひて主のみづからの爲よりして従者をなづけあはれむかたになりぬ。然ればただにこはわろしこはよしと教へてのみはかへなきまゝに、理とはおもへど、人の心の

引く方につれて教のとほるはなし。さてよく従者をしたがへ、従者かたじけなしともはゞ、たとひ百人五百人に過ぎずともそのいひおもふ事天が下に聞こえなば、馬を出ださるゝ時はまねかずして人集まりぬべし。その時はた集まれる人にもその心をもとゝして行きなば、一萬騎に過ぎずして十萬をやぶるべし。よりてよろしき人は武きを學ぶにしくはなしといふ也。かくいはゞたゞいくさの時の爲とのみおもはめ、しか従者をしたしまば、心を用ひずして家も富み榮えまし。とかくにまことのものゝふの道は直ければ也。なほからんにはその政をおろそかにせんや、そのつかさゞにわたくしせんや、手をむだきて家を治むべきもの也。後の人その司となれば貴きをしめさんとし威をしめさんとす、威といふものは武威なり、然にはすべからず。貴きは右にいふ如くわろし。たゞかの司は下をしたしみて、たらはぬ事をば教へ助くる様にする時は、下なる人の感ぜざるはなきもの也。又司となりては下の人は皆わだかまるものと思ふは愚なる心也。下が下とても人也、さのみわだかまるものにあらず、もしその中に下が下としておほやけの道をもことの心をもしらぬもあるべし、さるをばよくと

きわけてきかせよかし、人の心をつくさせて後こそ事のわかちもしらるれ。上なるものは下のこといひ終らぬさきにいかりなどして下なるものゝ言のいひ様になめし司をからしむるなど、みづからははらたつよりことの筋をよそにしていかれるは、下なるものはいひなすこともしらねば心ならずもだしぬ。さればことの心ゆかねばいつまでも濟み侍らず。こゝに坊をあづかる司ありて、それが中に久しくその事にかゝれる橘の枝直(こ)てふ人あり。それがいふに、先づうたへあらんによくその事を聞きてことわるにふさずば、其かたきの人をかたわけてめして其の訴の心を残らずいしめ、かたへに物書く人いふ(こ)にしたがひてとゞめさせ、さてそのうたへに猶たらはぬ事あらんを教へてたらしめて心を盡さしめ、後むがふかたきをもよび合はせて、左右のいへる事をしるしたるをよみあげて、こはこゝがよしこゝがあしてふ事を明かにときかせぬれば、さすがに人の情あれば、よきあしき明かにおもひ得て、わがあしきはあしと知りてあやまれりといふ也、そを司の權威にていふ時はいつまでもはてぬものぞと。まことにしか也。よろづにかよはずべき也。是にてもいたづらの威はわるき事を知るべ

し。

註

(一) 橘枝直 高田與清の撰した賀茂眞淵翁家傳に「村田春道・橘枝直などは心へだてなき友になんありける」とある。氏は加藤。初名は爲直。通稱又左衛門。江戸の町奉行大岡忠相支配下の與力。「坊をあづかる司」とは奉行所の事をいふ。寶曆七年冠辭考に序文を書き又、京橋八丁堀の占有地内に眞淵翁の家を構へさせた。千蔭の父で、和歌に於ては近世三十六歌仙の一人。元祿五(二三五二)年、伊勢松坂に生れ、天明五(二四四五)年九十四歳で歿した。

(二) かたきの人 訴訟の相手方。

(三) 物かく人 書記。

或人云、古今序などにあげたる歌のいさをしはさる事也、猶又心ありやと。こたふかの序にかける天地をうごかし鬼神をあはれとおもはせ、男女の中をやはらげ、たけきものゝふの心をもなくさむるといふは、ありぬべきことをち／＼にわけていへるなれば、是もさる事也。それがうへにてすべてをいはゞたゞやはしき心にとる、凡人の心は私あるものにて、人とあらそひ理をもて事を分つを、此歌の心あるときは理の

うへにて和らびを用る故に世をさまり人靜なる也。是もたとへば四の時の如し。夏はあつかるべき理ぞ「とて」夏たつよりあつくのみあらば人たふべしや。冬はさむかるべき定ぞとてしかさむくのみあらんもはたたふべからず。しかるを物を漸にしてあつきさむき中にも朝夕よるひるにつけてしのぎ、いきのぶる事も有るにてこそたふれ、是世の中にさるやはらびなくば誰か「は」すまはん。此事はもろこしのうたもしかり。さるを後にはわざのごとくなりて心ともなきによみ、人をおどろかせばや、はたかくいひては人のいかゞ譏らん、かくては人のよろこばじなど思ひて物すれば、まことの心ならねば、後の歌はまことの歌にあらず。されどもむかしより此心を用ひ來れば、今よむうたはわろかれど、むかしのやはらびたる心は世にみち、人としいへば此心を知るが故に、おのづから理のうへをなす事つねなり。理にていはゞ先づつかさ位高くいきほひあらん人は、よろづの人を皆なみしてよろづをおすべし、然而官位はさる物ながらいやしきとてもさのみはしかしとて、やはらびの事をまじへ、たけくをしき人としてよわき人をばみなおしふせんや、これはたやはらぎをもとゝすべし。その

歌よみ出づるにはもとやはらばんとての心はあらねど、心におもふ事のほひ出づる物なれば、おのづからたゞなるよりは和らかにやさしきかたあり。しかれば人のこゝろのもととなるを、われともしらでいひ出だせり。後にはそれをおもひはかりて、とやかくやとことわるのみ也。

註

(一) 後にはわざの如くなりて これは自然を尊んで作爲をきらふ眞淵翁の歌論の根本的主張である。明和のはじめつかた老のふでにまかせて書る也と自筆で書いてある歌意考に、「すめらぎのおほみ繼々、かぎりなく千いほ代をしるしをすあまりには、言さへぐから、日の入國人の、心ことばしもこきまぜに來まじはりつゝ、ものさはにのみなりもてゆければ、こゝになほかりつる人の心も、くま出づる風の、よこしまにわたり、いふ言の葉も、ちまたの塵の、みだれゆきて、敷しらす、くさくさになむなりたる。故いと末の世となりては、歌の心ことばも、つねのこゝろ言ばしも、異なるものとなりて、歌としいへば、しかるべき心をまげ、言葉をもとめとり、ふりぬる跡をおひて、わがこゝろを心ともせず、よむなりけり。それはたちりのすわれる鏡の影のくもらぬなく、芥にまじれる花のしべのけがしからぬあらざるが如、さしも曇り穢れりし後の人のこゝろもてとめ撰びて、いひつゞけしが、きたなからじやは」とあるのも同じ心である。

或云、このいふ所はことわりなれど、猶いと上つ代の事にして今の世の手ぶりに大にかくかはり、人の心みなよこしまになりぬれば、いかでむかしにかへすことを得んや、しからばその時のまに／＼よろしうとりなすべく、いにしへの事今は益なき事也と。こたふ、まことにしかこそたれもおもへ。凡、軍ののりをいふにも國家を治むるをいふにも先づそのもとをとゝのふることをいへり。然るにその君の心によりていく萬の人もとゝのほるを、多くの人の中にさるよろしき君なる人の生れこんはかたし。たれも／＼我はよしと思へど實によきはまれ也。然らばそのわろきが多きにしたがひ、それがまゝにことを治むるよし、その如くもし上に古へをこのみて世のなほからんをおぼす人いでこん時は、十とせ二十とせを過ぐさずしてなほりぬべし。そのなほらんでだては、大かたにてはえなほらじとおもへど、上の一人の心にて世はみなうつる也。命をかけたるいくさにしも、その大將の心によりていく萬の人も命をしまぬ様になるぞかし。

世中に過ぎたるをほめ侍るは、からもやまとも同じことながら、これぞ専らから人

の心にして松がえのとしの寒きに堪へたるなどもて教ふるとかや。おのがおもふに、さる事は我には益なくかひなし。いかにといふに、よろづの人皆さも教ふべきなればよくも侍らんを、さは及ばぬは、かれがたふれば是が劣れり、その松柏の如く雪をしのぐ心ある人のよきかたに用ふるは少く、わるきかたに用ふるは世人のならひ也。たとへば心強くしてかたきをうつは、わがかたさまとなりてはよろしけれど、うたるゝも又すべらぎの民なれば、すべらぎのみためはいづれともなし。さらばすべらぎの御方さまにのみさる人の出で来るかは、いづれいづこともなければ世のみだれとなるべし。いかにつよきとてもすべらぎのものと如つたはり給ふ國なれば、皆下のちからくらべにして世のみだれとこそならめ。天のみためにならず、たとにもかくにもほめずおとしめずしてこそよからめ。君が御爲も過ぎぬれば又君の民をそこなへり。大かたにてこそあらめ。

註

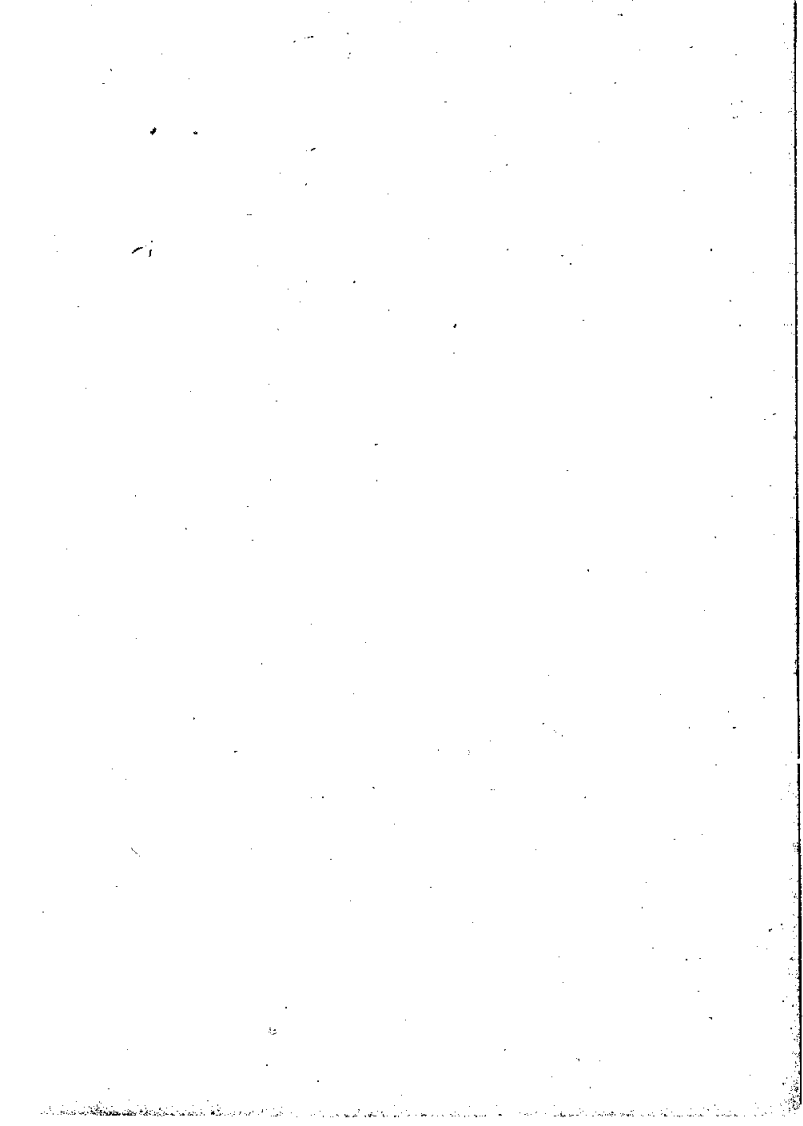
(一) 松がえの歳の寒きに堪へ 論語の子罕篇に「歳寒然後知松柏之後凋」。また薛

の詩に「己經霜雪下、乃驗松柏堅」。世説新話に「松柏之質經霜獨茂」などは其の記例。
(二) 討たるゝも天皇の民 下に見える「すべらぎのもと」の如傳は「給ふ國」と共に、皇國體の特質を申してゐる所に、眞淵翁の精神を見るべきである。

(三) 大方にこそ こゝにも嚴厲侏屈を凝うて天地の自然を尊ぶ眞淵翁の思想が現れてゐる。

讀加茂眞淵國意考

淡海 野公臺撰



讀加茂眞淵國意考

淡海 野公臺撰

77

眞淵の言ふこと。蓋し謂ふ、我が國上古、俗淳に人樸に、自然にして治まり、上恬に下熙む。儒教の東漸するに至るに逮んで、混沌を鑿ち、聰明を牖き、淳を離れ樸を去つて、古風漸く漸ゆ。其冠服を美にし、其宮室を壯にす。君上に尊く、臣下に擅なり。智術益盛に、俗日に醜きに趨り、卒に亂逆相繼いで、王宮遂に衰ふるに至る。是儒學の害、釋氏よりも甚しと。又謂ふ、上古は言語簡約、情性純一、諸を吟詠に發す。直にして俚ならず。後世文字を傳習して、乃ち假名有り、筆翰盛に行はる。人異言を習ひ、世移り俗換る。言語大に變じて、上世の言繹ぬ可き繇る母し。獨歌詠の存する有つて古言頼に以て今に傳はる耳と。眞淵素古歌を學んで古言に通じ、精を研

き思を薄うし、老に至つて衰へず。其古言を治むるや、能く千載不傳の義を發明して、註釋撰述、以て學者を訓め。其國籍に功有ること、蓋し淺渺ならず。嘗て友人と讚美之を論じ、頃ろ又其著す所を読んで、其心を用ゆるの勤にして奇に、其見る所大に世人に異なるに服す。蓋し眞淵も亦我が護國復古の教に興起する者歟。其國籍に従事して、博く古書を読み、古言を尋究して、推して以て古を觀る。其之を見ること世に超出する所以也。惜しいかな其の心を聖人の道に潜むること能はずして、獨我が國上古淳素因循の治を見ること、彼の老聃(二)無爲自然の道と相似たり。以爲へらく、異域同揆、治國の道焉より善きは莫し。皇祚の長久萬國に勝るは、此道を以て已と。是に於て儒道を貶譏して小と爲し僞と爲し、群聖を歷詆して忌憚する所無し。眞淵動もすれば曰ふ、直々所謂直きは、直情徑行の直、乃ち戎狄の道なりと。其聖人の道を知らざること、是に於て亦以て見る可し。又同母を兄弟と爲し、異母は則ち姉妹、姦通禁ずること母きの説有り、此れ則ち禽獸母を知つて父を知らざるの類也。人道に非ず。此を以て國の美事と爲す、甚しいかな其惑へることや。直に人道を禽獸に同じう

するのみならず也。乃ち唯人智有るが故に惡しく、禽獸智尤くして人よりも勝れりと。甚しいかな其の之を言へることや。又謂ふ、四方の諸國、字有るは數十に過ぎざるも以て用を成すに足れり。唯彼の華字は萬を以て計ふるに至る。多文記し難く、煩雜用無しと。因つて口を極めて聖人の國を貶譏して、其虛、文人を惑はし、邪智用て盛んに論ず。夫れ四方の諸國は文字有ること無し。若し夫れ梵字と滿文の比は、直音を以て用を爲す而已、義訓有るに非ず。唯聖人の國、文字を作爲して名教を記載す、皆義訓有り、君子の言此を用て文を成す、遠きに行るゝ所以也。此れ華夏の華夏たる所以也。禮樂の治國に於ける、文字の傳道に於ける、聖人の國に非ずんば孰れか能く焉に與らん、此れ眞淵の能く知る所に非ざる也。宜なるかな其言の乖戾一に斯に至れるや。凡そ天地の間、華文の通行する所、十數國に過ぎず。其餘は横行、書、文を同じくせず、我が國の如きは華と隣し、風土相如き、人物相如く。故に彼の字を假つて我が志を達す、乃ち其れ宜し。安萬侶の古事を記し(四)舍人王の歷朝を紀する(五)、然らざる莫し。即ち眞淵をして華書を讀まず、華語を假らざらしめば、則ち必ずや著作有ること

と能はじ。今眞淵の書を讀むに、假名以て行ふと雖も、亦皆本華語に由つて以て其志を達する者也。然らずんば則ち又安んぞ言を立てゝ世に行ふを得んや。今反つて華文を譏り、以て無用と爲す。諸を人の劔を奪うて其人を賊ひ、其劔を毀つて用無しと謂ふに譬へんに、豈大なる罪ならずや。嗚呼無爲自然の道、老聃の言、以て尙ふること莫し。莊列の書之を詳かにし、又其言を詳らかにすること盡せり。其道は以て衰世を救ふ可し、亦聖人の棄てざる所なり。眞淵の論は乃ち其一端を得る者也。今此れを以て上古の治を論ずるときは則ち似たり。夫の眞淵頗る聖人の書を讀み、而して能く復古の教を興起し、諸を國籍に用ゐて、能く古の言を發明す。亦豪傑の士ならずとせん哉。抑ゝ其國に生れ、必ず斯國の爲に、美を揚げ惡を隱すは禮也、君子の心孰れか然らざらん。然るに其美を揚げんと欲して顧みて其惡を顯し、禽獸に陷つて自ら之を得たりと謂へり。不智焉より甚しきは莫し。且つ人の故智を襲ひ、己が意見を立てゝ聖人を貶譏し、華夏を輕侮し、其の由る所に倍き、其の學ぶ所を毀る、之を要するに聖人の書を讀みたりと雖も、聖人の道を知らざる也。是を以て此乖戾を致し、罪に陷る

己。惜しいかな。其餘の僻見強辯は論ずるに足らず。其釋氏報應の説を破し、及び我が國近世稱する所の神道者を駁するの類の若きは、則ち確論也。君子或は之を取らむ。

天明改元夏五月

註

(一) 護國復古の教 護國は荻生徂徠の號。自ら古學を起して朱子學を斥けた。復古の教とは之を指す。門人に太宰春臺(純)、服部元盞等がある。眞淵翁は少壯その郷里にあつた時、春臺門下の渡邊友節に就き護國の學を修めたことがある。

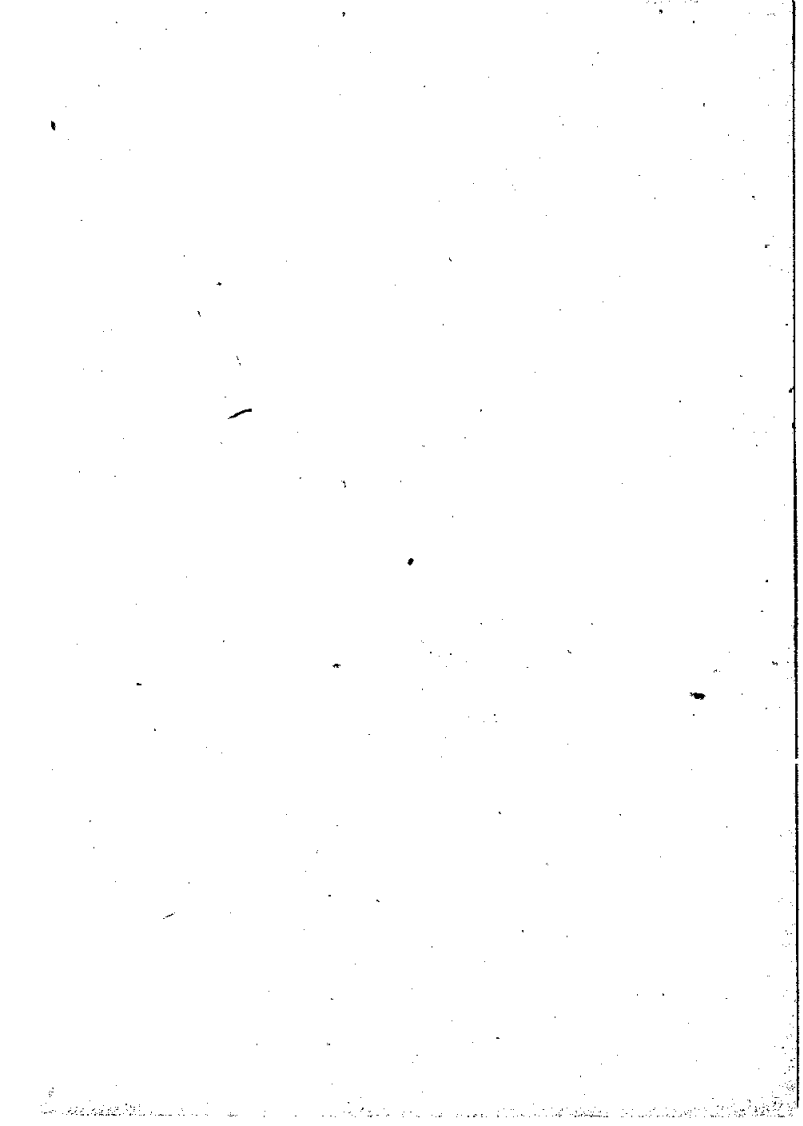
(二) 老聘 老子をいふ。

(三) 華夏 支那自らの誇稱。三國志の關羽傳に「威、華夏に振ふ」とある。

(四) 安萬侶の古事を記し 太安麻呂の古事記をいふ。

(五) 舍人王の歷朝を紀する 日本書紀をいふ。書紀は舍人親王等の編纂である。

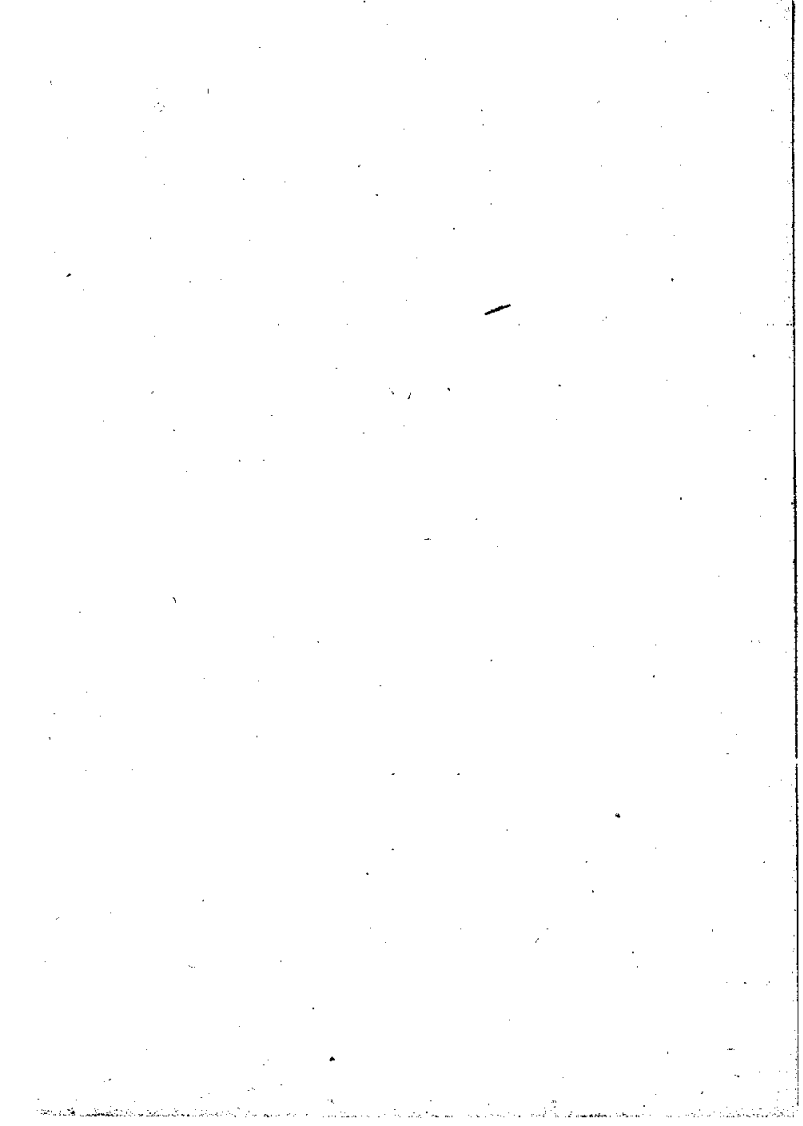
(六) 莊列 莊子と列子



答讀國意考書

海

量



讀國意考にこたふるふみ

海 量 識

加茂真淵が國の意とふ文をよみてことあげせる文をみるに、國の意と名づけにしところをさへわきまへざるなるべし。その文のころは吾すめらみ國は人の心直にして、久かたの天つ日つぎ世々をへてかはらずたゆることなし、かのから國は國のあるじ世々にかはりて、つひにはあともたえはてゝ、はじめはえみしといやしめしひと國のものとなへなれり、そのもとは古のをしへのよきににてよからざるゆゑなり、まづ國たみのつかさとして大いにたふとむべき國のあるじの位をいといといやしげなる人にゆづりしが、人の心を見だせるはじめなり、これはづかのよきことわりにかたよりて天つちの大いなる心をしひてまげたるなり、いとちひさき道なりといへり。このこ

とわりをも聞わかで、彼國のみちをしらでかの國のよき人をそしれりとほらだたくことわれるは、我このむかたより見れば、彼は皆よからぬことと思ひよれるにや。萬のことしかなれば、すべての學ばんにはそのことわりにつきてよしやあしやをこそわきまへさだむべけれ、おのれのえたる所のみまされりとかたよるまじきなり。吾國のまさりたることのあるをもおほひ、他國のよからぬことをもいとまされりとあらそはむは、たとへば家のあるじをかたはらにして、やつこをたふとむならずや。まづ國のこゝろによりていはど、吾國のいにしへに道なからざらむや、ちひさくかどかどしくかまへこしらへたるにはあらず、古への人おもふがまゝよみいでたるうたにおのづからそなはれり。其ひとつふたつをいはど、彦火々出見尊のよみたまへる、おきつ鳥かもつく島にわがいねし妹はわすれじよのことごとく、豊玉姫のよめる、赤たまのひかりはありと人はいへど君がよそひしたふとかりけり、神武天皇のよみたまへる、あし原のしけこき小屋にすがだたみいやさやしきてわがふたりねし、余理比賣（ニギハヤヒ）のよめるさゐかはゆ雲たちわたりうねび山この葉さやけり風ふかむとす、うねび山ひるは雲と

ゐゆふされば風ふかむとぞこのはさやげる。これらははるかにいにしへ、ひと國より
 文字もきたらざる時よりつたへこし吾神祖のみ國の手ぶりなり。此中に男をみなのお
 かし、君と臣と親と子の禮もしたしみもあきらけきをや。古事記・日本紀・萬葉集の
 あまたのうた、みな真心よりいでてことばのみやびやかに心の直なること、かのこと
 さへぐから國の三皇五帝(三)の道・十三經(四)のをしへに、いづれかまさらざる。かの國の
 教のかひありて人をみだし國をうしなへることいくばくなるをや。さるを彼國のをし
 へにあらざればくに民ををさむることかなはざることのやうにおもひたがひて、かへ
 りて吾國は人ならぬものとおもひて、吾あれてし國(四)をことごとくかれにしたがはしめ
 むとおもへる、いといとまどへるならずや。かの國の教をも古の君のとり用ひたまひ
 たれば、かたはらたすけとせむはしからむか、これを置て外教なしとおもへるは吾國
 にあるめでたき手ぶりをしらざるなり。古より吾皇すめらみ國に君も臣も彼ことさへぐから
 國の道しりたるものゝみを用ひて國ををさめたまひしことをきかず。今の世かくまで
 おだやかなる時にあたり、大方はから文よまぬ人のみ國のまつりごとにあづかりて、

たまたまもしれりとおもへるたぐひは、ことわざにいへるはふりの家のいぬのごとならずや。おのれおのれのこのめるがままその道をまなび、そのおもむきをえてたのしまむは、吾み國のおほむめぐみをうくるなるべし。いとちひさきことわり一つをもて、天地の心とともにつたへたまへるみ國をあらためなさむとはかるは、しれたるわざなるべし。かの孔子のひじりも詩とふ文を(六)あめるは、かの國も其古は人の心直くゆたかなりけむを、くさぐさことわりにすぎで、かへりて人の心のあしくなり行しなるべし。吾み國の古の道とふとをききもわかで、かの老子とふ教と同じとおもへるは、いかなるしひごとぞや。彼國の專とする教をさへこちたくちひさしと、いみきらへる眞淵の心に、かの國の文いづれをとりもちゆべき。もし似たることの有とてさおもへるは自のまどひなり。ましてかの老子莊子などが道とて世ををさむる教のありと思へるは、大いなるひがごとなるべし。かれらなど孔子の聖の道をやぶりて自らの道とふものをたてむとする心あらむや。もししかならば、かの國にして古の帝王の教にそむくつみ人なり。かれらがたぐひは多くは孔子の聖の道の心をよくえずして、こと

わりにかたよれるをすくはむとほりするなるべし。かの文らを見ることのくらしやわらふにたへたり。直きちふことはえみしの道なりとはいとことわりなきいひことならずや。こも、孔子のことばにかたよりて心をえざるなり。のり・いかたをかまへこしらへたるうへ、そを人にをしへむとただおのれままにして國をも人ををもをさめゆくは、自ほこる所の國よりみればえみしなりといへるわたくしごとなるべし。しからざれば孔子の教の中に直きをあげてもろもろのまがれるをおく、あるは我ともがらの直きとふはといふこと直きをすつることなるべきや。今國意にいへる直とは人の心もてかざりこしらへたるいつはりまがれるは吾皇み國の道にあらず、何ごとも有がまま心の直なるが天地の心にかなひてよきぞといへるなり。この直しとふをいみきらふは、自らはいつはりかざりてよこしまなることをこのめるにや。吾道のみをほこらむとて、人のよきことをえみしなりといへる、ひがごとならめ。かのから國の道にはかなへることにや、いざしらず、吾皇み國にしてはにくむべきことなり。吾國の古のならはし、母の同じきをはらからとてめをとめることをゆるしたまはず、母のことなる

はいむことなかりしを、彼から國のならはしをもてひがごとなりとおもへるは、もとこの國のならはしとふことをしらざるなり。かれをもてこれをみれば、一かたはきはめてひがごとなれることわりなれど、ならはしのままとあきらむれば、ともにあらそひはなきなり。其ならはしとふことを、たとへば鳥けものは鳥けものならはしなりとさとせるをよくわきまへずして、から國のをしへもてしひて人をけものとせりなどといへるは、今の心をえざるのみにあらず、このみて吾生出し國をおとしめむとするなり。もとより母の同じきはいめるは、正しき吾國の道あるにあらずや。國意のいふ所は、古のままにてもおのづからよかるべしと吾皇み國のならはしをたふとめるなり。しかりとて今をやぶりと古のごとあらためむとにはあらず。今の世にありてかく古をしたへる、まことに吾皇み國のうまなるかも。かく古の直なるならはしのままにてもよろしかるべきを、かどかどしくかまへこしらへたるしるとふことはよしなしといへるを、その心をもえすして、しるはしらぬにおとれりといへることをみておどろけるは、まだしきこといふにもたらぬことなり。から國の文字のかす多くわづらは

しきこといふもさらなり、吾國に用る五十くさの文字また四十あまり七文字にてことのたれる、やすしといふにたがへることのあるべきや。から文字ならでは教のつたへがたしとふこと、たれかはうべなはむ。こゝろみにいはず、孔子の聖の逝者如斯夫といへる、人麻呂の聖のいさふ波のゆくへしらすもといへる、いづれかおとり、いづれかまされりといはむや。峨眉山月半輪秋といへるも、みかさの山にいでし月かもといへるも、其おもむきかはることなし。携手上河梁・遊子暮何之といへる、友のわかれをかなしめるなり。いでてゆきし日をかぞへつゝけふけふとあをまたすらむちゝはゝらはも。一世にはふたゝびみえぬちゝはゝをおきてやながくあひわかれなむ。とは父母のわかれをかなしめるなり。から國の文字ばかりたふとみて、吾生出し國のこゝとばをしらずして、國意をひがごととおもへるは、眞淵のまどへるか自のまどへるか、はたをまきてしたがふべし。吾すめる國のことはかたはらにして他國のこのみをこのむのみにあらず、吾國をおとしめむとせば、吾家の米のいひをさし置、となり

の麥いひをくらひてうゑしなむとするなるべし。しれたることのかぎりまたたぐひあ

らめや。いづれの道なりともおのれのみこのめるは蓼はむ蟲(一三)もおのがまにまになるべし。しらすしてそしり、まなばずしてよからずとするはもとれるのみ。眞淵の古の文をまなべることは譏園の主よりなれりといへり。其譏園の主は寛文六年(一三)にあれ出しと(一四)きけり。伊藤仁齋ちふ人は、寛永十年に生出たれば、三十三年前なり。しかるにこの人、はやく宋儒の古の教にたがひたることをすて、唐虞(一五)とやらむをのりとし、郷魯(一六)にしたがふとかいへり。また新井白石とかいふ人も譏園の主とは九年ばかり前に出た(一七)り。先なるをさし置、後なるをあげむこと、うま人のすべきわざかは。まして吾國(一八)ぶりは難波の契沖法師こそ古にかへりたるはじめなれ。この人寛永十八年に生でたれば二十五年の前なり。我國の古き文ども何にもあれつばらにかうがへしこと世の人のしる所なり。そのあとをつぎける人は荷田東廡(一九)、つゞきて今の加茂子なり。凡て萬のこと古にかへりしは皇み國のをさまれる時のめぐれるにてこそあれ。これらのことをもよくおもはずしてみだりなるいひごとならずや。これぞかの直きをいみてまがれるをこのめるとやいはむ。ことたゞしからずばたれかしたがふべき。つゝしむべし。か

の護國の主はから國の道をまなびたることはいといとひでたることたれかあふがさむ。吾皇み國のてぶりはいさゝかもしらざるものなり。まづまれにかむなもてかきたるものをみるに、そのことばはこのごろのことにして、中ごろのふりにもいたらざるなり。ことのたがへることといとすくなからず。もとより吾國の文はおとれるものなりと心をもちひざるなるべし。から國ばかり古をいざなひて、吾すめる國の古はしらざりけむ、しらざるのはなはだしきこのうへなかるべし。詩は漢魏をはじめ唐明の調なりとほこれるを、萬葉・古今のうたのしらべはしらざりけむ。かたちのみめでたきみ國にありて、心は他國にのみありぬべし。こゝに吾佛のつみのむくいのこと(三)をあげつろへり。こは眞淵のいさゝかもしらざるところなり。まづ吾皇み國の文どものをしへ、ことさへぐから國のをしへ、すべて人の世にすむ百年のかぎりあるかたちにつきてをしへをひらけるなり。吾佛の道は心をもととして教をひらけるなり。心はかたちなくかぎりなきものにして、かたちはくるしきにゐて心はたのしみ、かたちはたのしきにゐて心はくるしみ、ひとおもひひと時のうちに遠きにはしり久しきにうつ

り、いかなることをもおもひめぐらすものなれば、心のまゝにとりをさめがたきなり。故れ三世十方善惡因果生死苦樂迷悟地獄極樂とふことをときひろめて、心の限りきはみをつくす道なれば、人の世にありては世間出世のふたつをわかちて、世間にては王公にしたがひ、萬のこと世のことわりにしたがつなり。出世の道にいたりては君臣父子の恩愛をたち、苦樂榮辱をもさかしまにおこなふことのあれば、その道にいたらずてはそのまことはしりがたし。眞淵のいへるは、たゞはかりもて大海をはかるたぐひのみ。ちなみにいはく、先吾佛のみち一たびつたへこしより國ごと家ごと人ごとにうやまひたふとむべきことゝなれる、國のたすけとなれる事しりぬべし。もとよりかけまくもあやにかしこき神ろぎの道、國ごと人ごとうやまひまつることおのづからのならはしなり。から國の道のみ人ごとにしたがひもちゆることなきにたれども、文字の道をまなぶはじめ、先其文より入ることならはしとなりぬ。今こととしてあげつらふは、人の世にすむはたのしむにあり、そのたのしむは古のひじりの道にあそぶにしくことぞなき。しばらく佛のみちはさし置、ことさへぐから國よりつたへこし孔子

のひじりの道たのしといへど、いかでか吾皇み國のたまもの人麿のひじりのことば心の直にたへなる道にしくことのあるべきやは。

天明元年辛丑秋七月

註

(一) 余理比賣 正しくは伊須氣余理比賣。神武天皇の妃。天皇の崩後、當靈志美々命の異志あることを、皇子たちに御歌で知らしめ給うた。

(二) 三皇五帝 支那古代の帝王。三皇とは太昊伏羲氏。炎帝神農氏。黃帝有熊氏（或は燧人氏、また祝融氏）。五帝とは黃帝・顓頊・帝嚳・帝堯・帝舜、また少昊・顓頊・高辛・唐堯・虞舜ともいふ。

(三) 十三經 十三種の經典。周易・尙書・毛詩・春秋左氏傳・公羊傳・穀梁傳・周禮・儀禮・禮記・論語・孝經・爾雅・孟子をいふ。宋の神宗以後に稱した。

(四) あれてし國 生れたる國。

(五) はふりの家のいぬ 喪家の狗。臙然と衰へて元氣のないこと。喪に籠る家の犬は悲みの餘り給食を忘れられてゐる爲、瘠せ衰へてゐることの譬。「孔子家語」に出でゐる。

(六) 詩とふ文 詩經。

(七) 逝者如斯夫 孔子が川のほとりに立ち往いて歸らぬ水流を見て、光陰矢の如く、事物の常に新陳代謝してやまぬことについての感懷を述べたものである。論語・子罕篇に「子在川上曰、逝者如斯夫、不_レ舍_二晝夜_一」とある。之を「いさよふ波の」の歌に對せしめた所に深い意味が汲まれる。

(八) いさよふ波の 物のふの八十氏河のあじろ木にいさよふ浪のゆくへしらすも。萬葉集三卷にある柿本人麻呂の歌。山城宇治川の邊で流水を見ての感懷を述べたのである。

(九) 峨眉山月半輪秋 峨眉山月半輪秋。影入_二平羌江水_一流。夜發_二清溪_一向_二三峽_一。思_レ君不見下_二渝州_一。李白が、清溪を發して三峽に向ふ途中、遠く峨眉山上の弦月が平羌江に影を映してゐる景色を思ひつゝ、渝州の邊を下つてゆく感懷を述べた詩である。

(一〇) 三笠の山に出でし月云々 遠く異郷にあつて月に對しつゝ、遙に思を母國日本の三笠山の月に馳せての詠歌と、李白の詩との情趣を比べての批評である。

(一一) 携手上河梁 「携_レ手上_二河梁_一、遊子暮何之。」李陵が蘇武に與ふる詩三首の一つである。

(一二) 蓼はむ蟲 文選、左思の魏都賦に「習_二蓼蟲之忘_レ辛_一」とあるに基づく。楚辭に注して「蓼蟲不_レ知_レ從_二乎葵藿_一」とあつて、王逸は「蓼蟲處_二辛刺_一、食_二苦惡_一、不_レ從_二葵藿_一、食_二甘美_一」と説明してゐる。我國では菅原傳授手習鑑に「蓼くふ蟲もすきすき」といふ。蓼の葉は辛くて香辛料とせられるが、初夏には其の新芽を好んで食ふ蟲があるのである。

(一三) 讀園の主は寛文六年に 荻生徂徠は、寛文六(一三二六)年に生れ、享保十三(一三八八)年正月に六十三歳で歿してゐる。

(一五) 伊藤仁齋 一派の古學者。朱子學を駁して立ち、世に古學先生と稱せらる。寛永四(一二八七)年、京都に生れ、寶永二(二三六五)年、七十九歳で歿した。十年説は別説か。

(一五) 唐虞 唐堯・虞舜の略。即ち先王堯舜の代の教を尊んだのである。

(一六) 鄒魯 鄒は今の山東省濟寧道鄒縣で孟子の郷國、魯は鄒の南隣、孔子が大司寇として政務に當つた古國で、鄒魯といへば孔孟の事。

(一七) 新井白石 江戸中期の學者。名は君美。木下順庵門下。史論家として知らる。古史通・藩翰譜・讀史餘論等著述百六十餘に及ぶ。明暦三(一二三二)年生れ、享保十(一二三九)年五月十九日、六十九歳で歿した。

(一八) うま人 貴人。こゝでは君子の意に用ひてゐる。

(一九) 難波の契沖法師 契沖は寛永十七(一二三〇)年攝津尼ヶ崎に生れた。(十八年は別説)。俗姓は下川氏、密教の僧徒となり、後志を古典の解釋に注いで研鑽多年、日本古學の基を開いた。萬葉集代匠記は遺業の代表的なものである。元祿十四(一二三一)年正月二十五日、六十二歳を以て大阪市高津の圓珠庵に示寂した。

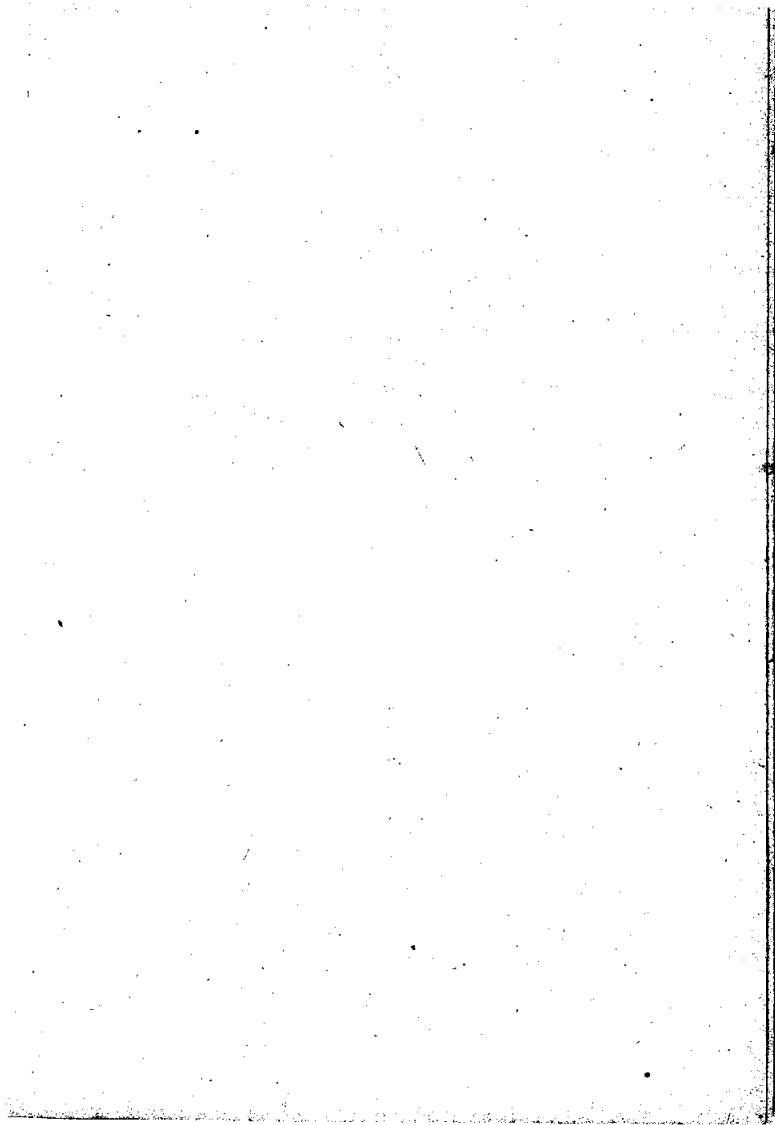
(二〇) 荷田東廬 眞淵翁の先師。國學四大人の一人。復古神道の開路者である。倭學

校の創立を江戸幕府の當路に建言した創倭學校啓は、世に有名。

(二一) 佛の罪の報の事云々 佛教論に觸れて海量が辨じてゐるのは、師の國意考を中心としてよりも寧ろ春臺が佛教を以て「只おのが身一つを安うするのみにて、士農工商の業に補なく、まして天下國家の爲に何の益も無く候へば、畢竟無用の教」であるとし、「佛道も神道も堯舜の道を戴かざれば、世に立ことあたはず候」としてゐるに對して、僧侶としての立場からの憤慨論である。

辨讀國意考

橋本稻彥撰



辨讀國意考

橋本稻彦撰

ある人の讀國意考といふものを見るに、その人、徂徠氏が學風を好むとみえて、萬を己が好む所に引きつけまほしくて、加茂大人の世に抜け出でられたる才の程を見て、眞淵亦興（一）起於我、園復古之教者歟といへり。其事は奥に委し、其外のこと、本より我皇朝學の事は露ばかり知らぬ人の言にしあれば、論するに足らねど、慈ひに此論に答へたる者あり、僧海量が作なり。（二）其答へたる趣、徒らに言のみ長くして管々しく旨といふべき事どもは却りて之を漏らせり。海量は尤より親鸞が教を奉ずる程の者にしあれば、いかで我が神隨（三）なる國の大道を知らんや。少しばかり古調めかしき歌をまねぶにこそあれば、さるべき事とは誰も思へど、人を論破して徹らざるも心わろき

ものなるが故に、予聊か辯を費さんと思ふ。抑も我が加茂大人は實に千歳の一人にして、末世に於て千古の學を復古せられたる所は甚大にして、誰か言を加へんなれども、今よりして見る時は、まだ何事も片なり(四)にして行き届かざる事いと多し。殊に我神皇祖の大道を論するに至りては、未だ漢意を清く離れず其眞を得られざる事少からず。考中に天地の心といひ、人を蟲といふ類、皆我が道の意に非ず。然れども夫らの事は、我が師本居の鈴屋大人詳かに數書に辨明して委しくさとされたれば、今更我が辯を待たず。只此古學の根ざしをせられたる所の大功を思ふべきなり。凡て加茂大人のみならず物の初を開く人は、誰にても片なりなるもの也。されば此論者の難破したる言にも、當れる事もなきにしもあらねど、大功は小瑕を以て覆(六)ひ難き事古今の常例なり。此故に加茂大人の爲に論辯する事左の如し。

註

- (一) ある人 近江の野村公臺を指す。
 (二) 慙ひに此論に答へたる者 海量が「讀國意考にこたふるふみ」を著したことをいふ。

(三) 親鸞が教 海量は一向宗の僧だからである。

(四) 今よりして見る時は……片なり 片なりは未熟なこと。文化三(二四六六)年から明和(二四二四—二四三一)の頃を顧みれば、神道研究の進歩は著しいもので、凡四十年前の所論は幼稚に見えるのも當然である。

(五) 未だ漢意を清く離れず 眞淵翁の解釋になほ十分に漢意を離れない残滓を發見することは本居翁が屢々指摘してゐる。

(六) 大功は小瑕を以て 史記の項羽紀に「大行は細瑕を顧みず」とあるのと略は同意。

「蓋眞淵亦興起云々」

此言、此論者に限らず儒者の常言にして、是又何事もよき事は皆聖人より起れりとする和同事也。抑も我が古學の第一たるものは、萬葉集也。萬葉の古言を能く學びて後古事記其外の神典・國史にわたる。萬葉をよく見るは、偏に聖人流の邪智を離れて神隨^{かじなから}なる眞言^{まこと}を求むるに有り。數千歳、心底に染^しみこむ所の漢意^{かんい}を離れざれば、我が神國の道の妙處に到り難し。其萬葉集の古言を後世の註書に依らず古意を以て見る事を初めて起せる人は僧契沖也。契沖は茂卿^{しげ}などより稍早し。是れ眞淵大人の本づく所

なれば、いかで護國より起れりといはん。まして我道はその護國に尊ぶ所の漢意を清く離れん事を求むる事、佛家に煩惱を捨て、菩提を求むるが如し。然るを何ぞ護國の力に依らんや。尤も彼の學流に、性理學に天^(三)無心也、鬼神^(四)氣也、祭^(五)則致^(六)我誠^(七)のみなどいふを破する事、我が古學に後世の神學を破すると相似たりと雖も、其護國學に心ありとする天、靈ありとする神、もと聖人の寓言にして、我道に神といふものは大に異也。聖人の神といひ天といふものは、道ならず君を殺して、國を奪ふ時などに天命ぞなどいひて、民を欺かん爲に作り構へたるものなれば、實は性理家に天を無心とし鬼神を氣とするも虚ならず。然るを茂卿など、本邦の神と申すをもそれと同じ様に思ひて、舊事本紀の序に竊^(五)觀^(六)諸其爲^(七)邦也、天^(八)祖、祖^(九)天、政^(一〇)祭、祭^(一一)政、神物之與^(一二)官物^(一三)也無^(一四)別、神乎人乎民至^(一五)於今^(一六)疑^(一七)之、而民至^(一八)於今^(一九)信^(二〇)之、是以王百世^(二一)未^(二二)易、所^(二三)謂藏^(二四)身之固^(二五)者非邪、後世有^(二六)聖人^(二七)興^(二八)于中國^(二九)則必取^(三〇)諸斯^(三一)已といへるを見ても、本邦の神をも古の天皇の拵へ給ひしものゝやうに思へる事明白なり。是盜人自ら僻めりとか。既に性理に神を無心也といへるを破しながら、自らも又神を

作り物とせり。藏身之固者といひ聖人必取諸斯^ニといへるにて、その心はよくしらるゝなり。抑も本邦に神と申すものは祀^テ先王^ヲ配^テ天^ニぐらゐの作り事にていかで實祚無窮ならん。聖人如き者の人智を以て是に效ひて、百王一世の基をも開かるべき事と思ふは、愚昧の至、捧腹^(大)にも堪へず^{此序徂徠集八に見えたり}ひらき見て考合すべし。抑も論者、かやうの事を聞きなれて斯く言ふか、但し大擲みに推しあてにいふか、何れにもあれ少しく相似たるをもて言はゞ、佛者の宗門を立つるなどには尙似たる事有るべきを、徂徠も夫にならへりといはんを論者は諾はんか。なほさばかりに疑はしくば我門に入りて學べ。その大に異ならん所を知るべきものぞ。

注

- (一) 古學 古典を研究する學問。
- (二) 茂卿 荻生徂徠のこと。茂卿とは其の字である。
- (三) 性理學 性命・理氣を對象とする學。宋儒の學をいふ。
- (四) 寓言 假說寓意の言。
- (五) 舊事本紀の序 荻生徂徠の作と傳へるが、恐らくは門人が徂徠辯護の爲にした偽作

であらうと言はれてゐる。

(六) 捧腹 捧腹絶倒などいふ。抱腹とするは誤。

「獨見我國云々、與彼老聃無爲自然之道相似也」

此事もよく人のいふ事也。されど早く師の儒者に示されたる書數々ありて、異議に及ぶ者なし。論者なども其の書を見れば自づから疑は解けんものぞ。故に爰に辯ぜず。

註

(一) 論者 此の駁論者、即ち野村公臺。

「眞淵動曰直々云々、戎狄之道也」

我が道に眞意・眞直まことなどいふは、戎狄にいふ直とは太く異なり。本邦は何事も皇神の定め置きたまへる掟おきてありて、其御掟に従ひ奉りて私智を振ひ給はず天下を治め給ふ、是我が遠天皇の道なり。是を隨神道といふなり。又天下の士庶人はその天皇の御意に違はじ背かじと隨ひまつろふ、是萬葉集に「天地の初の時はつし從、ものゝふの八十伴男ともなは、大君にまつろふものと定まれる云々」と詠める意也。是眞意・正直まことなる所也。然

るを聖人流は、下として上の事を様々議論に及び、遂には君をなみして其の位を奪ふに至る、さやうのさかしらなきすなほなる御國風^{みくにふう}ゆゑに、是を萬葉集に神隨言舉せぬ國^(三)とよめり。然るを聖人すら賤しんする戎狄の道と同じといふは甚だしき妄言也。然れども其四方の國の、己が制度の行き届かざる所の道を指して戎狄道といふも、本聖人どもの邪智私言なれば、假令夫に同じければとて恥づべき事かは。かやうの名目は各、己が道の私言にて、佛家より儒道をも切支丹をも外道とし、その書をも外典^(三)といふが如し。本より我皇祖の道より見る時は釋迦も孔子も蟲の如し。然るに戎狄の道也といひておどさんとするは、がごぜをして大人^{たいじん}を恐れしめむとするに等しく、不智是より甚だしきはなし。

註

(一) 皇神の……掟 本居翁の直毘靈に「千萬御世の御末の御代まで、天皇命はしも大御神の御子とましゝて天つ神の御心を大御心として、何わざも己命の御心もてさかしだち賜はず、たと神代の古事のまゝにおこなひたまひ治め賜ひ、……下なる者は、かにもかくにも只上の御おもむけに従ひ居るこそ道にはかなへれ」と述べた意を受けてゐる語。

(二) 神隱言舉せぬ國 我が日本は神ます國たるが故に古來妄に口へ出して言はぬ國との意。萬葉集十三卷に「蜻蛉、倭之國者、神柄跡、言舉不爲國」とある。

(三) 外典 佛教の經典を内典といふに對す。専門外の典籍。

「又有同母爲兄弟云々甚矣乎其言之也」

同母を兄弟とし異母を庶姉庶妹として、異母をば婚を憚らず、是古の道なり。然るを憚るやうになりしは、聖人の嚴密過ぎたる道渡り來てそれに倣へるにて、はるか遙後の事なり。源氏物語の頃までも姨甥逢ふことは更に憚らず。此餘風殘れる所今も有りて、從父昆弟いとこどもち逢ふ事をば世間一同重縁といひて殊に喜ぶにあらずや。凡てかやうの事も、聖人の國は極惡の國たるが故に教を嚴密に立てたるなり。然らざれば實母をすら姦かんす風俗なる故也。諸侯にすら己が實の妹の人の妻にてあるに姦通したる者、史どもに見えたり。本邦はさやうの極惡をする人少く、正直なる國風故に、神皇是をかみろをしりて宜き程におほらかに教を立て給ひし也。數千年の間に君を謀る人なきを以て御國の正しき事を知るべし。凡て此論はいとやかましき事にて、委しくは師の古事記傳、又は

葛花等(二)に論辯せられたれば爰に辯ぜず。聖人の道をのみ道と思ふ人、心をすなほにし
て上古を見れば、自づから不審は晴るべき事なり。さて禽獸知_レ母而不_レ知_レ父など賢げに
いへども、いかで禽獸母をも知らんや。その生れ出でて食を求むる事能はざる程こそ
母の乳を慕へ、既に成長しては母をも□して子を□ましむるならずや。いかに我國を
惡しく言はまほしとて、さやうの禽獸に似たる人ありや。皇神すめみかみの罰を恐れれば、かやう
の事は得こそ言はざらめ。抑も本朝の古は唐の如く女親おんなを輕しめ侮る事なく、父と並
べ尊ぶ中にも、本より母の身よりこそ産出うまれたれば、夫だけの親みは自づから有りて、
大御祖おほみおやと申して殊に尊めり。その外の事をいふは理窟りくつにて古意には非ず。さりとて父
を母より賤しといふにはあらず、よくよく思ふべき事なり。唐には君と父母とをいへ
るに、親敬相兼ねたるものは父也として君よりも父を重んじ、母をば中に輕しぶ。是
こそ己勝手の戎狄の道なれ。又、君父師とかいひて物の師を殊の外に重じ、心喪(三)など
さへいふめるは、儒者どもが己人に尊まれんとでの私事也。師の重きも勿論なれど君
に並べたるは餘りならずや。次に以此爲_二國美事_一とはいかに。別には是を國の美事と

するといふ事はなし。されど唐の如嚴密に過ぎて治まらざるよりは、大やうにしてよ
 く治まれる、皇祖すうその道にしかんや。至レ謂レ唯人有レ智故惡レ禽獸无レ智勝レ於人焉云
 云といへるを破したるは、論者の言さる事也。されど加茂うしの意實こころに然るにあらず。
 聖人の邪智にて物を定るを破せんとて却りて神道の意にも違ふが如言ひ過されたり。
 夫れ人は產靈しんりやうの神の御魂みたまによりて生出なし者なれば、尊き事更なり。然るを天地より見
 れば蟲なりなどいはるゝは未だ神道の意を深く覺らずして論者の爲に老聃に同じなど
 嘲らるゝ所なり。人の智の勝れたるは產靈の神の御靈によれる事にて、皇邦の古へ聖
 人國の如く嚴密に教へざれども、自づから人は人の道ある事、偏ひとへに神の御靈による所
 也。夫を却りて只管わろしとはいかず。かやうの所眞淵うしのまだ片なりなる所也。
 此外武備を論じ釋氏の報應の説を破せられたるなどにも言過ことあやまちは多きぞかし。されど
 道に預からぬ事は皆默しぬ。釋氏報應の説を破られたるを君子或取と之といへるは、儒
 者の只管釋氏を惡む心習ひなり。實は眞淵翁の破しさま宜しとも覺えず。夫につけて
 も望月の滿ち足らはして鏡なす明かに残る限なく古の道を説き明されし我本居大人は

尊かりけり、かしこかりけり。

註

(一) 葛花 市川匡麿の「末賀能比連」に對する本居翁の駁論。九十九ヶ條に亘つて古道の精神を述べ、儒佛思想を排く。安永九年成稿、享和三年刊。

(二) 大御祖 古事記に御祖命とあるのは、皆母神である。

(三) 心喪 心だけで喪をすること。禮記の檀弓上に「心喪三年」とあつて、註に「心喪 威容如父而無服也」

(四) 産靈の神 物を産生する靈力ある神。古事記・日本書紀共に、高皇産靈神・神皇産靈神の名を載す。

(五) 人は人の道ある事 眞淵翁の人類動物論に對し、稻彦の時代には人類が道を行ふ事に優性を感じるに至つた所に、人生觀の進程が見られる。

「唯聖人之國作爲文字云々此非眞淵之所能知也」

此論は儒者流の常談にして、いつにても我古學に迫る時は此事を言ふぞかし。まづ今の文字てふものは彼の聖人の作りしものに非ず。聖人の世の文字は早く絶果てゝ世に傳はらずして、遙後に李斯(二)といひし男、小篆といふを作る、夫も煩はしとて隸書と(三)

なる、是秦始皇帝が時なり。李斯といふも始皇が臣なり。然れども夫も繁文なりとして漢の末に又隸書を變じて楷書(三)を作れり。是今の文字也。かくいはゞ秦漢に作爲しても本は聖人の世の文字によれりといふべけれど、その聖人の世の文字早く絶て知る人なければ如何にとも知り難し。されば全く今の文字は李斯が作爲に基づく事明か也。凡て儒者てふもの物の道理に暗く、己が勝手宜しき時は、六經を焼かれ儒を坑にせられし恨をさへ忘れて、秦王が世に作りし文字や儒者の冠に小便(小便)せし漢王の代の末に作爲せし文字をも己が聖人の仲間にとりこみて、記載(記載)名教(名教)云々所(所)以行(以行)遠也などとはをこがましくもよくいふ事よ。抑も聖人の作爲せし科斗の文字(科斗)とかやは、其世近き秦漢の時にすら煩はしとて捨てて用ひずして、跡方もなく絶果てたる物をや。此一つをもも聖人の禮樂制度の無用の長物たることを悟るべし。然るをよき事として採用ひて、本邦神世の道を忘れ、文を尊び武を卑しめ、君上に弱く士庶下に強くなりて遂に武臣に世をとられ給へり。恐るべきは只聖人の道なり。然れども朝廷に於ては、日神の勅命、寶祚無窮の綸言、萬代に違ふ事なく、猶天子は天子として更に動かせ給はず

是神國の神國たる所以なり。何ぞ己が子の世までだに、安穩にて國を保てる例少き聖人どものかけても及ぶ所ならんや。かやうの一大事の美事あらばこそ、華夏の華夏たる證にはいへ、僅に文字如きの事をもて我が輩に誇らんとするは、萬金の家に入て一方金を以て誇らんとするに等し。又唐國の文字は義訓あるが故に遠きに行ふと雖も、いか程義を含めても通ぜぬ國は通ぜず、其上文字てふもの誰にてもよまるゝものならばこそ聖人の作爲の妙なりともいはめ、學文をして數年骨を折らでは讀まれぬをや。されば餘國はさやうの無用の事に力を費さずして國用足るが故に、漢文字の通ずる國僅數國に過ぎざるをや。又名教禮樂などいふものは名のみ事々しくて更に國を治むる用にたゝぬものなり。さればこそ遂に國をも我狄にとられて、聖人流の禮樂は跡もなく絶果てたれ。

註

(一) 李斯 秦始皇帝の臣。帝に進言して天下に小篆(漢字の書體の一種)を頒行せしめたる事は、説文の序に「李斯作_二蒼頡篇_一(中略)皆取_二史籀大篆_一、或頗省改、所謂小篆者也」

とある。一名、秦篆。

(二) 隸書 秦が經書を燒盡した後、公文書に用ひた書體。篆書の圓勢から方勢に轉じた所に特徴がある。一名、秦隸。

(三) 楷書 楷列ある書の意。眞書・正書ともいふ。隸書の變化したもの。

(四) 儒者の冠に小便 漢書の鄭玄、其傳に「諸客冠ニ儒冠一來者、沛公輒解ニ其冠一溺ニ其中」とある。溺とは小便である。

(五) 科斗の文字 科斗書ともいふ。原始書體の一。科斗はオタマジャクシで、古代には木竹の尖頭に漆をつけて書いた爲、頭デツカチ尻細の字になつた、其形が科斗のやうであつたからの稱。後漢書の盧植傳に「古文科斗」とあつて「形似ニ科斗一、因以爲レ名」とある。

「安萬侶之記古事云々豈不大罪矣乎」

これらの事を恩着せがましくいふこそいとをこなれ。古は老若口々に相傳へて忘れず。然るを三韓蕃臣となりて王仁を貢ぜしより有るに任せて用ひらる。もし王仁參らず、無くて叶はずば、いかなる文字にても誰にても作らまし。雜戲本を作るよりも易き事なるべし。又漢文字ならで叶はずば、さしもいみじかりし古の大御代の榮の眞盛なりし折なれば、孔丘にても召して使はせ給ふべし。今世にても唐人の千人二千人は

小國の大名の勢にても捕へて參るべし。まして今世は天竺の梵字、阿蘭陀の横文字も皆書き覺えたれば、何れにても便に隨ひて用ふべし。眞淵翁も然り。今世皆おしなべて漢文字をかく世なる故に、便に任せてかゝるゝにこそあれ。漢文字ならで物はかゝれずといふ事はなし。もし漢文字ならでは人得よますといはゞ、假令漢文字にても、司馬遷^(三)が作文して王羲之^(三)が書たりとも、天竺・阿蘭陀にもてゆかば、誰かよむ人あらん。それまでもなく漢文字なき程のめでたかりし世ならば、著述して何事をかいはんや。また劔を奪ふの譬は儒者どもの上にこそあれ。さばかり祿を食むに便利よき文字を作りて置きし秦王や李斯やを、その文字をもて文章を作りてそしるは、儒者には似合はざる不義理ならずや。

註

(一) 古は老若口々に相傳へ 古語拾遺に、「上古之世、未^レ有^二文字^一、貴賤老少、口々相傳、前言往行、存而不^レ忘」

(二) 司馬遷 漢代の名文家。博學を以て聞ゆ。史記百三十卷は其の著である。

(三) 王羲之 晋代の名書家。池に臨んで書を學び、草隸に於て、古今に冠たるものがあ

る。その筆に成る蘭亭記・樂毅論等は最も著名。

「夫眞淵讀頗聖人之書云々不亦豪傑之士哉」

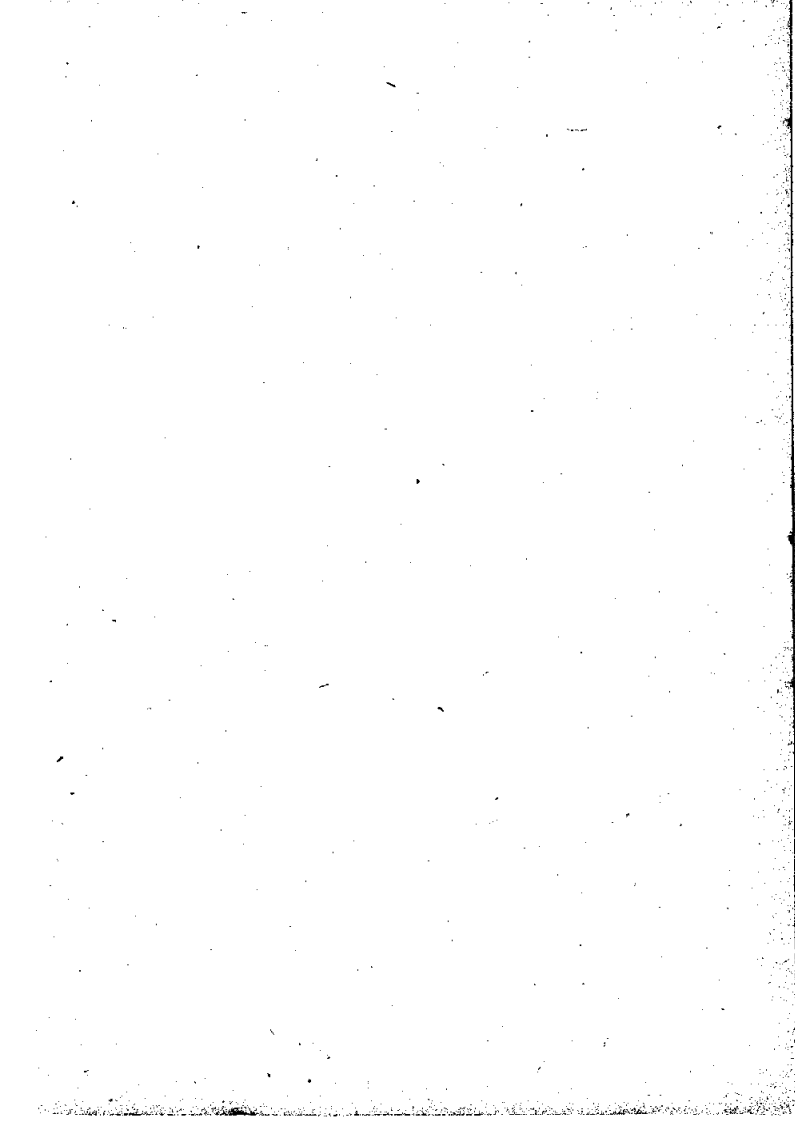
前文に惜乎其不能潛心於聖人之道といひながら、今かくいへるは、よくよく眞淵翁を己が門より出し人とせまほしと見えたり。然れども漢籍の力にて皇邦の古書は解し難き事前文にいへるが如くなれば、いかんともせん方なし。

「抑生其國必爲斯國揚美云々」

かやうにはいへれど、殊に護國流の學者は強ち本國を賤しめ輕んず。茂卿は自ら東夷と稱し、純は天皇の御系圖たる神代紀を俗説のみなどあばめ輕んず。其外彼等が著せる書の中には忌憚無きの甚だしき擧げて數へ難し。唐にいふ君子の心はさるものによ。既に此論者なども、常言に西蕃を華夏と稱す。是皇國を夷とするなり。これらも我皇邦の制度をしらず、國史の筆法を知らざるなり。これらの事は非時文摘批に委しく論辯したればこゝにいはず。扱此論にも本書にもいはまほしき事猶ありと雖も、事繁き折なれば是にて筆を止め侍り。

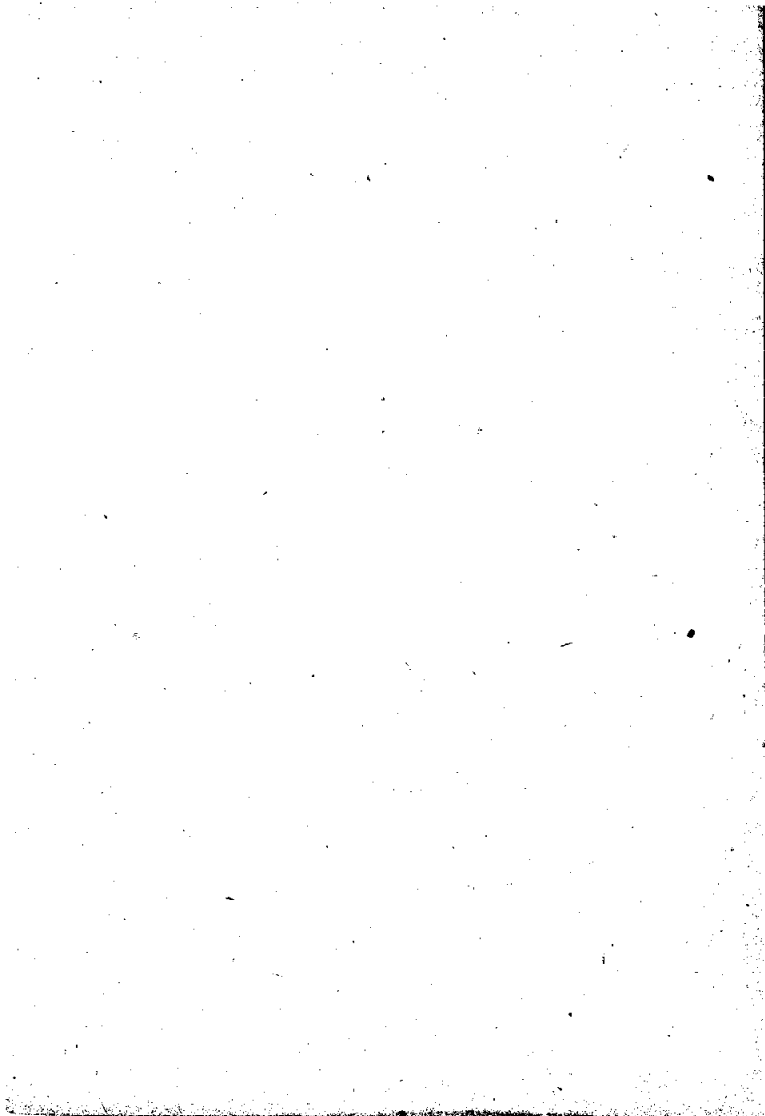
文化三年九月廿三日夜、燈下にこれをかく。

みなもとの稻彦



國意考辨妄

三芳野城長著



國意考辨妄

三芳野檢校城長著
 新藤勝彦筆受
 木崎喩義校

國意考は水鳥の加茂の翁が選ばるる處なり。國意は即ち皇國みくにの意にてあれば、取りも直さず世世の聖天子の御心にして、其儘是れ皇祖神うじつみより相傳し給ひし神道の意なり。之を知るもの何ぞ儒道を刺そしり聖人を罵らんや。其書専ら儒道を刺り聖人を罵りたるのみにて更に他の事をいはねば、刺儒論とか非聖考とか不知量とか名づくべき道理なるに、さはなくて國意考と題せしは當らぬ名義にあらずや。苟くも能く國意を知る時は、儒道を貴び聖人を崇むべき理なり。其故如何にとなれば、人皇十五代にて渡らせ給ふ應神天皇は、八幡宮と仰がれ給ふほどの神聖にて在まじませば、皇祖神伊弉諾尊より

相傳し給ひし玉矛の道を受け繼ぎ、理のまゝに行ひ給ひにき。是れ純一の神道を持たせ給へば、此天皇をこそ醇乎として醇なるものとも云ふべけれ。斯く純一の神道を持たせ給ひし天皇、百濟國より王仁と云へる儒者を徵き、皇子達の師とし、聖經を王宮に講じ、儒道を天下に弘めさせ給ひし事は、國史に載せて彰彰たり。是に由つて之を観れば、應神天皇の御宇迄、傳來したる純一の神道は其儘儒道の意にて、儒道に背かざりし事明白なり。況や能く舊事紀・日本紀を讀む時は、その義自ら明かなるをや。然らば則ち儒道を貴び聖人を崇むるをこそ國意といはめ、儒を刺り聖を罵るを國意とする事を聞かず。翁其書を國意考と名づけられしは、古を誣ひ今を欺くなり。其罪何ぞ淺からんや。翁は元來無學なりといへども、師より相傳したる復古の業を受け繼ぎ眼を歌書に晒し、心を古言に盡しつれば、其功著しく、歌道大に興り、名譽一時に振ひつるなり。其實は學の法をも辨へざるより、徒に律令を明め、格式を辨へ、物語を解り、歌道を知るをのみ國學と心得られし故に、身終るまで國意をも玉矛の道をも辨へず、儒道を刺り聖賢を罵るに至れり。淺猿き事にあらずや。本末の義失ふべからず

先後の序亂るべからざれば、先づ、舊事紀を始とし、漸く讀みて六正史に至るべきなり。（六史）舊事紀は聖德太子と島の大臣と（おとこ）敕を奉けて撰び給ふ處なり。天地開闢（あめつちのひび）天讓日尊（あめつちのひび）に始まり、人皇三十三代推古天皇に終る。六正史とは一を日本書紀と云ふ、一品舍人親王（九）、勅を奉けて撰び給ふ處なり。天地開闢國常立尊に始まり、人皇四十一代持統天皇に終る。二を續日本紀と云ふ、右大臣藤原朝臣菅野真道公、勅を奉けて撰び給ふ處なり。四十二代文武天皇に始まり、五十代桓武天皇に終る。三を日本後紀と云ふ、左大臣藤原朝臣緒嗣公等、勅を奉けて撰び給ふ處なり。桓武天皇延暦十一年に始まり、五十三代淳和天皇天長十年に終る。四を續日本後紀と云ふ、從一位太政大臣藤原朝臣良房公等、勅を奉けて撰び給ふ處なり。淳和天皇天長十年に始まり、五十四代仁明天皇嘉祥三年に終る。五を文德實錄と云ふ、右大臣藤原朝臣基經公、勅を奉けて撰び給ふ處なり。五十五代文德天皇嘉祥三年（仁明天皇此年に崩じて文德天皇此年に即位し、同じく嘉祥を以て年號とす。）に始まり天安二年に終る。六を三代實錄と云ふ、右大臣菅原朝臣道真公等、勅を奉けて撰び給ふ處なり、公、故ありて西に遷り給ふ故に、時平公等業を終る。よりて左大臣藤原朝臣

時平等撰ぶ處と記せり。五十六代清和天皇貞觀元年に始まり、五十八代光孝天皇仁和三年に終る。故にかくの如く讀み終る時は、天地開闢より以來、光孝天皇の御宇迄は、雲霧を披いて蒼天を望むが如く明かに知らるるなり。國意をも玉矛の道をも辨へざらんや。何ぞ儒を刺り聖を罵るに至るべきや。翁も是等の書を讀まざるにあらねども、舊事紀をば誤りて偽書なりとし、日本紀をば震旦めきたりとは是を嫌ひ、反つて明き偽書なる古事記を信ぜられし故に、遂に國意をも辨へず、玉矛の道をも知らず、聖賢を罵り、禽獸に似たるをも恥づかしからずと云ふに至れり。又悲しからずや。

註

(一) 玉矛の道 伊弉諾尊が天ツ神の命を受け天ノ瓊矛を賜つて、葦原中國を修理固成し給うた事を引いて惟神道の事を玉矛の道と申したのである。

(二) 百濟國より王仁 古事記に「又科賜百濟國若有賢人者貢上、故受命以貢上人名和邇吉師、即論語十卷・千字文一卷、並孝一卷、付是人即貢進」とある。日本書紀は、之を應神天皇十六(九四五)年春二月の事とし、太子菟道稚郎子が王仁を師として諸典籍を習はせたまうたと記してある。

(三) 舊事紀 正しくは先代舊事本紀。聖德太子と蘇我氏との共撰にかゝるといふ。今に傳はる十卷本は平安時代初期人の僞作と認められてゐる。

(四) 復古の業 復古神道を指す。その基業を開いたのは眞淵翁の師荷田東磨である。

(五) 律令・格式 共に皆、古代の法制で、律は刑事法、令は細大の制度である。天智天皇の御代に近江令二十二卷が定められたが、今傳はらず、大寶元年に至り大寶律六卷、大寶令十一卷成り、養老二年、之を刊修して律十卷十二編、令十卷二十編とした。これが世にいふ養老律令である。次に格は法律制度に關する詔勅官符の類のことをいふ。弘仁格・貞觀格・延喜格は世に有名で、之を聚めて分類したものが類聚三代格である。式は諸官衙の事務章程、並に制度をいふ。弘仁式・貞觀式・延喜式のうち、延喜式は最も汎く知られてゐる。荷田翁・眞淵翁、共に是等律令格式の研究にいそしんだ。

(六) 六正史 日本書紀・續日本紀・日本後紀・續日本後紀・文德實錄・三代實錄の六國史をいふ。

(七) 島の大匠 蘇我馬子のこと。大和の飛鳥河邊に邸を造つて、池を堀り島を築いたからの稱。

(八) 天讀日尊 舊事紀にのみ特記する神。天地開闢當初に、高天原に化生された神の名を天讀日天狹霧國禰月國狹霧尊と曰ふとある。

(九) 舍人親王 天武天皇の第三皇子。養老二年一品に叙せられ給うた。日本書紀の編纂

委員長。淳仁天皇の時、追尊して崇道盡敬皇帝と申した。

「國意考に曰、このいふは、から國の儒とやらんの事か、そは天地の心をしひていとちひさく、人の作れるわざにてぞあれと云々」

翁、固より壁を穿ちて灯を招きたることもなき男なれば、自ら六經に味く、史志諸子にも涉らざれば、儒道を知るべき由やはある。されば斯かる妄説をばいひつるなり、いで詳に之を辨ぜん。夫れ儒道は往昔、伏羲氏(四)といへる聖人、仰ぎては文を天に觀、俯しては象を地に察し給ひしよりはじ昉まれり。是れ儒道は天地の心を則として立ちたる道にあらずや。是れ翁が妄説なる一つの證據なり」。論語にも、大なる哉堯の君たる事、唯天を大なりとす、唯堯之に則るといへり。是れ魯聖の金口より出でたる玉辭なれば、確乎たる明證ならずや。大堯、天の徳の大なる事を感じ思召し給へば、飲んで天の御心にしたが若ひ給へり。天を則、手本として行ひ給へば、其道も教も政も、皆天の心を則として立てさせ給ひしなり。舜帝は親しく見て之を學び、禹王は之に倣ひ、殷周は之に依り、孔子は之を述べさせ給ふ、後世の儒者は皆之を法とす。是れ儒道は天

の心の儘なるにあらずや。何ぞ是を天地の心を誣いひて、最小く人の作りたる物とせんや。是れ翁が妄説なる二つの證據なり」。易にも、一陰一陽之を道と謂ふ、之を繼ぐものは善也、之を成すものは性なりといひ、性を成して存在するは道義の門なりといひ中庸にも、天の命之を性と謂ふ、性に率ふ之を道と謂ふ、道を修むる之を教と謂ふ、といはずや。然れば則ち人の道は是れ取りも直さず天の道なり。性うまれつきに備はる善心は則ち天より賦くばり與ふる處にして、即ち天の賜たまひなり。其善心の儘に行ふを道と謂ふ上は道は天の心に隨ふを旨とするなり。これ儒道は天の心を則として立ちたる道にあらずや。何ぞ是を天地の心を誣いひて最小く人の作れるものなりとせんや。是れ翁が妄説なる三つの證據なり」。韓非子(七)如きものにさへ、道は天地の本、萬物の始、是非の紀なりといへり。然れば則ち、天地も道に由つて成就し、萬物も道に由つて生じ、是非も道に由つて判つにあらずや。是れ人の道は取りも直さず天の道なれば、儒道は天の心に倣したがひて立ちたる道なり。何ぞ之を天地の心を誣いひて最小く人の作れるものなりとせんや。是れ翁が妄説なる四つの證據なり。「董仲舒(八)も道の原もとは天に出づるといへり。

是れ我が固有の道は即ち天の賜にして、人の道は即ち天の道なる事をいへり。是れ儒道は天の心を則として立ちたる道なるにあらずや。何ぞ之を天地の心を誣ひて最小く人の作りたるものなりとせんや。是れ翁が妄説なる五つの證據なり。翁、斯かる道理をしも辨へず、證據もなき臆説を構へて儒道を刺り聖人を罵るは、竹に集く小雀(九)の九萬里の遠きをも飛ぶ大鵬を嘲るが如くなるべし。多に其量をしらざるを見るのみ。

註

(一) 壁を穿ちて灯を招き 漢の匡衡の刻苦勉學の故事。匡衡、學を勤めて燭無し、壁を穿ちて隣舍の光を引き、書を之に照らして讀んだと西京雜記にある。

(二) 六經 易經・書經・詩經・左氏春秋・禮記・樂記の六聖經を指す。

(三) 史志諸子 史は歴史、志は記錄、諸子は老子・莊子・韓非子・管子等諸學者の著書をいふ。

(四) 伏羲氏 支那古代傳說中の王。

(五) 魯聖 魯の國の聖人、即ち孔子。

(六) 金口・玉辭 金口は金言と同じ。玉辭は玉の如く麗しい言葉。

(七) 韓非子 戰國時代韓の庶公子たる韓非の記した刑名法術の書。全五十五篇。

(八) 董仲舒 前漢時代の儒者で、春秋の研究者として有名。

(九) 竹に集く小雀云々 莊子の語。逍遙遊篇に、大鵬の南冥に飛行せんとするのを、蜩と鸞鳩とが笑つて「我決起而飛、搶榆枋、時則不至而控於地而已矣。奚以之九萬里而南爲」と云つたとある。また史記の陳涉世家には「燕雀安知鴻鵠之志哉」と記してゐる。

「おのれいはく、世の中の治りつるやいなや、承りぬべしといへば、堯・舜・夏・殷・周などをもてこたふ。おのれいふ、其後にはなきや。答、なしと。又問、凡唐國の傳れる代は、いくばくぞや。答ふ、堯より今までいく千々云々。又問、さらばなどや堯より周までのさまなる、其後にあらざりけんや。たゞ百千々の世のいとむかしにのみかたよりて、さるよきことの有りしぞ。そはたゞむかし物語にこそ有けれと云々」

道^ち早振る神の御代の最よく治まりつる事は今更謂ふに及ばず、人皇十代にて涉らせ給ふ崇神天皇は、皇祖神より相傳したる玉矛の道を受け繼ぎ、神籬磐境^{ひもろぎいはきかへ}を起て、天津神・國津神^(三)を尊び崇め給ひしかば、上下おしなべて皆、神明を貴ぶ風俗となれり。さ

れば四海の内悉く皆神の教を守り神の戒を犯さざりし故に、人倫實に正しく、家にも國にも争なかりしかば、訟へ出づる者も稀なるを以て、政府常に空しかりき。こゝを以て刑罰に行はるゝ者とはなし。是れ無刑の政なれば、堯舜の御代とても此外はあらじ。皇國の上つ世には斯かる目出度き例も多かりつれども、其後今の御代に成る迄は幾千年と云ひて數ふれども、無刑の政行はれし事とはなかりしなり。古にのみかたよりて目出度く治まれる御代ありて、其後にはさる御代のなき道理はあるまじきなれば、唐・虞・夏・殷・周のよく治まりしと云ふも、皆是れ昔物語にして實なき事なれば信するにたらずといはゞ、皇國の上つ世に斯く目出度き例多かりしも其後にはなき事なれば、皆實なき昔物語にして信するにたらずとせんや。若し然いはゞ、翁、儒道の渡らざりし先は最能く治まりしといはれしも又虚言なりや。翁、それ之を何とかいはん。

註

(一) 神籬磐境 神籬は神を宿し奉る聖樹。磐境は神籬を立て、祭る兆域。岩石を以て築

(二) 天津神國津神 天の神と地の神

「なづめり」。かの堯は舜のいやしげなるに譲れりとか。天が下の爲なる事はよきやうなれど、こは皇御國にてはよしぎらひものてふものにて、よきに過ぎたる也。さるからに譲らぬいやしげなるものゝいでて、世をうばひ君をころしまつるやうになれり。こはあしぎらひものなり。かくよきに過ぐれば、わるきに過ぐる事の出づるぞかしと云々」

夫れ神聖の君は、皆人に忍びざるの心ましまして、人に忍びざるの政を爲給ふものなり。故に人民、罪を犯す事あれども、容易に刑罰を加へたまはじ。こゝを以て天津宮の御政には祓(一)と云ふことあり。其式は中臣の詞にもいへるが如し。人、罪を犯す事あれば、祓をなさしめ、何にても其身につきたる財(二)を出ださせ、是を贖物(三)とし、以てその罪を贖はしめ、神に誓ひて改め、善行に進ましむるなり。よしぎらひもの・あしぎらひものとは其贖物の名なり。尙書(四)にも金贖刑をなすとあれば、震旦(五)の往昔にも

罪人に身につきたる財を出ださせて、其罪を贖はしめし事あり。これ略ぼ祓の式に似たり。和漢異なりといへども、神聖人に忍びざるの心を以て民を憐み給ふ事は全く同じ。忝きことにあらずや。贖物は罪人刑はる^{つみな}代に出だすものなれば不淨なりとて、人皆之を嫌ひ、棄てものにするなり。故に贖物を棄^{きつもの}ともいへりしなり。さて、人の性は善なるものなれば、妄に惡事をなすものにあらずといへども、心偏^{かによ}りて平らかならざる時は道を失ひ罪を犯すものぞかし。故に皇祖神伊弉諾尊、躬^みづから偏る事を忌みて眞中の道を示し給へり。さりながら嬉しきにつき哀しきにつき偏るは凡夫の心のならひなれば、神代の正しき風俗にも、間罪^{まゐ}を犯す者ありと見えたり。吉事あれば嬉しみ喜び偏る故に、情^{おぼし}り慢^{ゆる}みて道を失ひ罪を犯すに至る。これ吉事ありしによつて犯したる罪なれば、其罪の贖物を吉棄^{よしきもの}とするなり。凶事あれば心嘆き嘆^{かな}しみて偏る故に悶え惑ひて道を失ひ罪を犯すに至る。是れ凶事ありしによりて犯したる罪なれば、其贖物をば凶棄^{あしきもの}とするなり。されば舊事紀にも吉棄・凶棄と書きて、吉凶の字をば用ひられしなり。翁、此義を辨へず、善行に過ぎて大堯の舜に譲らせ給ひし例の如く

なるをよしざらひものとすといはれしは、愚なるにあらずや。昔在素盞鳴尊高天原に
 在ましくて祓をし給ひし時、手の爪を以て手端たなすの吉棄とし、足の爪を以て足端あなすの凶棄とし
 給ひし由、神祇本紀にも記したまへり。此尊は何とて斯かる贖物をば出ださせ給ひつ
 るぞや。謹んで考ふるに皇祖神伊弉諾尊、御年み既に老いさせ給ひぬれば、御位を譲ら
 せ給はゞやとて數多の皇子達を顧み給ふに、開闢の世を治め、人民を教へ導き、四海
 の内を安んずるは神聖にあらざれば能はざることなり。姫宮にては在まじせども大日靈貴
 是實(六)まことの神聖なる上、皇子達の姉にさへおはすればとて天位を譲らせ給へり。之を天照
 大御神と崇め奉れり。弟にてはおはすれども素盞鳴尊は男神をがみにて在せば、女に位を越
 えられしを身の上の凶事と心得、歎き哀しみ悶もえ惑かひて父の尊の教をも忘れ、よざし
 給へる職うけをしも勤めず、人民を天折あからさまにするに至れり。これ凶事ありしによりて犯し
 たる罪なれば凶棄を出だす事の本なり。又其罪によりて遠き根の國(八)にやはれつる
 が、姉宮の取成とりなしにて父の尊の御心みこころも和らぎ、高天原に止まります事とはなりぬ。其後、
 姉宮天照大御神此尊の御子忍穗耳尊をしのほのこを養ひ、御子とし給ひしかば、吉事なれば心嬉し

み情り慢みて、此れより素盞鳴尊みしわざちかみの所爲甚惡云々といへる條に記せるが如き罪を犯し給ふ、是れ吉事ありしによりて犯せる罪なれば吉棄を出ださせ給ふ事の本なり。此尊高天原をやらはれ給ふ迄は善行とよみ在し、事を聞かざるなり。若し翁のいへるが如く善行にすぎたるを吉棄とせば、此尊吉棄を出ださせ給ふは何の謂ぞや。是にて翁の妄説なる事を曉るべし。又舜の賤しきに譲りたりとて大堯を難ぜられし事心得ず。翁は史記を讀まずや。五帝本紀なる帝舜と云ふ條に、虞舜は名を重華ちゆうくわと云ふ、重華の父を瞽叟こそうと云ふ、瞽叟の父を蟠牛と云ふ云々とて精しく記せり。蟠牛は帝顓頊せんぎよくの玄孫なれば、大舜は正しく是れ天子の御末にして、正しく是れ大堯の一族なり。當時民間にありと云ふとも何ぞ之を賤まんや。日本紀綱體天皇の御卷等考へ合すべし。況や徳既に聖人たるをや。是に譲り給ふとも孰たれか之を非なりとせんや。然りといへども丹朱は御子なれば親しくして貴し、舜は一族にして民間にあれば疎くして賤し。疎きをして親しきに越え、賤しきをして貴きを越えしむれば、人情和せざる者なり。故に大堯も妄に譲らせ給はず、四岳（九）の勸むるによりて先づ之を擧げ用ひ給ふなり。既に皇女娥皇女英を妻めあはしたまひつれど

も、輕々しく御位をば譲らせ給はず、諸の難事を以て數年試み給ふに、實に聖人にて
ましませば、舜は是れ聖賢なり、丹朱は是れ不肖なり、天下を以て聖賢に譲れば天下
の利となり、不肖に譲れば天下の害となる、朕若し丹朱に譲らば丹朱一人悦び天下
咸疾ひなん、朕若し舜に譲らば丹朱一人疾ひて天下盡く悦びなん、如かず舜に譲らん
にはとて、始めて天位を譲らせ給ひしなり。是れ御子に譲りたく思召さるゝ人欲の私
を捨てゝ、天下を仁しみたまふ天理の公に従ひ給ふなれば、即ち是れ天道にて、取
りも直さず玉矛の道なり。假皇祖神復び興り給ひて聞召し給ふとも、何ぞ是を非なり
とせんや。又舜の如き賤しき者に譲られし故に、其後は賤しき奴もあらぬ望を起し、
下として上を犯し、臣として君を弑し、國をも天下をも奪ひし事多し、これ堯、あし
き手本を出だせし故と思はれしも愚なり。大堯何ぞ筋もなきものに御位を譲らせ給は
んや。大舜は正しく天子の御末にして正しく御一族なれば、大堯若し子孫なき時は御
世をも繼がしめ給ふべき家柄なり。丹朱不肖なればありてもなきが如し。故に之を譲
らせ給ふなり。震旦の人は誰にても皆是を知るべし。さることありしとて何ぞ賤しき

奴もあらぬ望を起すといふことのあらんや。夫れ下として上を犯し臣として君を弑するは皆人欲の私にして、我身の爲をのみ思ふ者なり。故に一人も其奪ひぬる國を以て子孫に譲らざるばなし。堯は其子の不肖に譲らずして一族の聖賢に興へ給ふ。是れ人情の私を捨て、天理の公に任せ給ふなれば、即ち是れ天道なり。天道を則として行ひ給ふを以て、上下の分明わきまかにして君臣の義正しく、天下萬世の手本とならせ給ふ。若し之を爲する者あらば則ち是れ大堯にも等しき大聖人なり。何ぞ惡しき手本を出だせしといはんや。然るを、かくの如くいひて罵るものは、無學文盲にして史志に涉らざりし故なり。豈與ともに堯舜を論ずるに足らんや。

註

(一) 祓 罪穢れを除去する式事。古くは水邊に行はれたが、後代の大祓では宮城の門前に諸官員を集へて執行し、穢を移した祓具を神祇官員持ち去つて河海に流した。

(二) 贖物 罪を贖ふ物。

(三) 尙書 書經の漢代に於ける舊名。虞夏商周四朝の政教の記録で孔子の刪定に係る、

(四) 金贖刑 金錢を以て贖ひ罪科を免除されること。書經の舜典に「金作『贖刑』」

(五) 伊弉諾尊眞中の道を 伊弉諾尊が禊に當つて特に中つ瀬を撰ばれたことをいふ。

(六) 大日靈貴 天照大御神の御こと。

(七) 人民を夭折 素戔鳴尊が母を慕うて泣き續けられたため、國土の水分が潤滑して、青々した山が黃枯し、飲料水缺乏に因つて人民が夭折したと日本書紀の神代卷にある。

(八) 根の國 地下の國、生命の根源の國。

(九) 四岳 堯の治世に於ける四方諸侯の長官。

「又孟子とかいひけん人は堯舜の民は家をならべて封すべしといへり。是をおもふに舜の父はめくらものとかいふは、子のよきをみしらぬ故にや。こは堯の民舜の父なれどいかで封すべき人ならん。舜の^後を禹といふ。此父はわる人にて遠き國にながしつるとか。こは舜の民にて禹の父なるに、又封じがたき人ならずや。然らば孟子も今の世にいふ勸化の口さきらのみ也けりと云々」

尙書の堯典にも、克く俊徳を明かにして、九族を親しみ、九族既に睦まじく、百姓を平章せしむ、百姓昭明にして萬邦を協和せしむ、黎民於變^あり時雍^{こゝろやはら}ぐといへり。是に由つて之を觀れば、大堯自ら其生れ得給ひし善心を、養ひ明かにして、人欲を抑へ道

心の儘にし給ひければ、言行皆道に合ひて普く天下の則とならせ給ふ。近きものは見て之を學び、遠き者は聞いて之に和す。こゝを以て親族は相親しみ相和ぎ、御畿内の人民は各其徳を昭明あきらかにして言行自ら則あり。萬國の人民は其風俗に移り、五典(三)の教に従ひ、夫婦別あり、父子親あり、長幼序あり、君臣義あり、朋友信ありて、人倫皆和合せり。是によりて衆民大に變化して善に進み正しきに歸し、四海の内皆善人となりし也。然らば則ち唐堯虞舜の御代には天下皆善人となりて賢人君子甚多かりし事彰々として著明ならずや。賢人君子甚多かりしを以て、一國一村の内にも軒を比べて賢人を出だせし事あり、これを比屋可封と云ふ。前漢書王莽(三)が傳(四)に、明聖の世には國に賢人多し、故に唐虞の時には比屋可封といへるは是なり。既に賢人なるときは、邑にも國にも封じて其民を治めしむべきなり。故に封すべしといへり。天下の民皆封すべしと云ふ事にはあらじ。縦たひ瞽叟・繇ひよが如き不善人一人二人ありと云ふとも何ぞ之を虚言なりとし勸化の口さきらのみなりといはんや。大舜の父たる瞽叟も、弟たる象も、皆不善人なりしかども、大舜の大徳に化せられて大惡をば犯さざりき。そは堯典

に烝々として父めて姦に格らざらしむとあるにても知るべし。大舜四惡を誅し給ひし事は舜典に見えたれども、堯舜の御代に刑罰の行はれしは唯此四惡のみなり。これにても堯舜の御代には四海の内皆善人となりて賢人君子甚多かりしを知るべし。何ぞ比屋可封とある文を虚言なりとし、勸化の口さきらのみといひて嘲る事をせんや。彼心意聖人を惡む故に斯かる惡言をば出だせしなれ。我れ何ぞ之を惡まざらんや。

註

(一) 九族 高祖父より玄孫に至るまでの親族、即ち高祖父、曾祖父、祖父、父、本人、子、孫、曾孫、玄孫をいふ。

(二) 五典 次に記す夫婦・父子・長幼・君臣・朋友等の關係に互つて人の行ふべき道。

(三) 前漢書 單に漢書ともいふ。二十四史の一。西曆紀元前二〇二年、沛公劉邦の建國より、紀元九年王莽の爲滅さるまでの史實を記す。全百卷。後漢の班固の著。

(四) 王莽 漢人。漢を滅して自ら帝となつたが、在位十五年にして、光武の爲にほろばされた。

(五) 烝々として云々 烝は進の意である。象を善い方向に進め身を治めて姦惡を爲さしめないことをいふ。

140
(六) 四惡を誅し、共工を幽洲に流し、驩兜を崇山に放ち、三苗を三危に竄し、鯀を羽山に殛したことをいふ。

「周の文王とやらんは、ひとかたをたもちたるに、ようせずば身のわざはひとなるべけれ。ちう王のわろきによりて、中々に人をなづけなどせしはさる事也。武王の時紂をうちしを、ことわりある軍とやらんいへど、伯夷叔齊がいさめしとかいふを、孔子てふ人もよきひとゝのたまひしとか。さらば武王をいかにいはん。まことに義ならば紂の後をも立つべきを、それが末を韓などへはふらしやりて、みづからの子うまごにゆづりけむ。さて周公、政をとりて、殷の諸侯を四十餘りほろぼしけん事、孟子てふ文に見ゆ。此四十あまりの侯みなわる人にあらむか。周公にあだなふまゝに、しひてほろぼせし事しるべしと云々」

文王何ぞ當るべけんや。仁は天の萬物を生育するが如く、智は鬼神の通明にして測られざるが如く、徳は雲の徧く覆うて遺す事なきが如し。子として孝道を行ひ給ひしは天下の人の子たるものゝ則となり、父として慈の道を行ひたまひしは天下の人の父

たる者の則となり、君として仁道を行ひ給ひしは天下の人の君たる者の則となり、君
 として敬を行ひ給ひしは天下の人の臣たる者の則となり、天下を三分^(二)にして二つを有^た
 ちつれども身終る迄殷の紂王に服^{まう}ひ事^{つか}へたまひにき。然らば則ち所謂至誠にして勉め
 すして中^{あた}り思はずして得るものにて、生知安行の大聖人^(三)にて渡らせ給ふ者なり。四海
 の人民是になづきたるは其大徳を慕へばなり。何ぞ殷のわろきによりて人を懷けたり
 といはんや。武王紂を討ち給ひし事は固より孤竹^(四)の兄弟・洙泗の聖人も皆^{こころよ}懐しとし
 給はざる所なれば、聖孫を始めまゐらせて儒家にも是を論じたる事甚多し。何ぞ翁が
 始めて心附きたる事ならんや。又何ぞ儒家の尤^{とが}なりとせんや。それ孤竹の二賢、武王
 を以て暴とし、周の粟を食はずというて首陽山に餓死す、是れ武王を以て嫌しとせざ
 るに非ずや。尙書に禹王の征伐、啓の征伐、成湯の征伐を記したる文章を味ひ見よ。
 湯王の徳既に衰へたる事を知るべし。況や仲虺之語^(五)に惟^ひ有^レ慝^レ徳と記し給ひしをや。
 湯王、桀を放ち給ひしと云ふも、大舜、象を放つの類にして、吏を置き其貢税を納れ
 しむるなれば流罪^{たうじ}の類にはあらじ。是をしも徳に慝づる事ありと記して、周書に於て

は何とも記し給はず。君を放つすら猶慙づることあり、況や躬づから是を弑するをや。若し仲虺之誥の例に由つて之を記さば、豈唯德に慙づる事ありとするのみならんや。然るに聖人こゝに及ばざるものは春秋の法、國惡を云ふ事を忌む故なり。^(六)況や聖人の事うまつりし魯の君は、武王の弟たる周公旦の御子孫にてましますをや。筆を下す事あたはざる道理なり。昭公を禮を知れりとのたまひて咎められ給ひしなど思ひ合すべし。聖人數々孤竹の二賢を賞めて武王の事をば譽め給はず。舜の樂を賞めては善美を盡せりと云ひ、武王の樂を謂ひては善を盡さずといへり。又論語泰伯の篇に堯・舜・禹を並べ賞せられしかども武王をば賞め給はず。是れ聖人も武王を以て嫌しとし給はざるにあらずや。中庸、大舜の德と武王の德とを並べ挙げたる處にも、大舜には、德聖人たりと云ひ、武王には之をいはず、一戎衣して天下を有ち、身天下の顯名を失はずと記せり。武王の一戎衣はその好む處に非ざれども、天下生民の爲に已む事得ず紂王を伐たれて天下を有ちたるなれば、弑逆の名をも免れ難き筈なれども、天下人心の歸する處即ち天意なれば其顯名を失はず、これ武王の德なりと譽めたる文意な

り。若し子細なくこれを譽めば、徳、聖人たりとか、聲名中國に洋溢すとか、顯名天下に傳ふとか書くべき處なり。然るに一戎衣の事をいへるは、其賞する内にも尙十分の事と思はざる意味を知らしむる文意ならずや。これ聖孫も武王を以て慊とし給はざるなり。後世の儒家蘇東坡・唐荊川は陽に是を論じ、朱文公には陰に其意を示し給へり。然らば武王の事ありといへども何ぞ儒道の尤なりとせん。又何ぞ翁を待つて發揮する所ならんや。

註

(一) 天下を三分にして 論語の泰伯に出てゐる語。當時文王は荆・梁・雍・豫・徐・揚を勢圍内に有し、紂王は僅に青・兗・衛を屬せしむるに過ぎなかつたが、而も文王は殷に服事した。乃ち孔子は之を周之徳となし、「其可謂至徳也已矣」と評してゐる。

(二) 生知安行 生れながらにして物の道理を知り、勉めず強ひず安んじて行ふことで、知行の達したものである。中庸の二十章に「或生而知之、或學而知之、或困而知之、及其知之、一也。或安而行之、或利而行之、或勉強而行之、及其成功、一也」

(三) 孤竹の兄弟 孤竹は伯夷叔齊の故國。此の兄弟は共に孤竹君の子である。

(四) 洙泗の聖人 孔子のこと。孔子は支那山東省曲阜郡の泗水、及び其の支分洙たる洙水の流域地方に生れた。

(五) 仲虺之誥 仲虺は湯の左相に任ぜられた人。誥は衆に告げること、書經の仲虺之誥に「成湯放桀于南巢、惟有_レ慝_レ德」とある。古人に比して及ばぬことを恥づといふのである。

(六) 國惡を云ふことを忌む 左傳、僖公元年の條に「元年春、不_レ稱_二即位_一、公出故也。出復入、不_レ書、諱_レ之也。諱_二國惡_一禮也。」舊の僖公は國が亂れたために避けて外に出、後に又、歸り入つたのであるが、春秋には之を書かない。それは自國の悪い事を公表するのは禮に反するからである。

(七) 一戎衣して云々 中庸十八章に「武王纘_二大王王季文王之緒_一、壹戎衣、而有_二天下_一、身不_レ失_二天下之顯名_一」

(八) 蘇東坡 唐代の有名な詩人。

(九) 唐荊川 明の嘉靖帝の頃の儒者。江蘇武進縣の人。名は順之。其の著に、荊川集がある。

(一〇) 朱文公 朱熹のこと。高・孝・光・寧の四朝に歷仕した。宋學の大宗。文は其の證である。

「或人は佛のことをわろしといへど、人の心のおろかに成行なれば、君は天が下の人のおろかにならねばさかえ給はぬものにて侍り。さらば佛のことは大きなわざはひは侍らぬなり。凡そ世の中は、あら山荒野の有るが、おのづから道の出来るがごとく、こゝも自ら神代の道のひろごりて、おのづから國につきたる道のさかえは、皇いよ／＼さかえまさむものを、かへすがへす儒の道こそ其國をみだすのみならず、こゝさへかくなし侍りぬと云々」

觀自在菩薩、深般若波羅蜜多^(三)を行じ給ふ時、五蘊^(四)皆空と照見して、一切の苦厄を度したまふ。觀自在菩薩は即ち觀世音菩薩にておはしますなり。そは普門品に自在神力^(四)在して此の娑婆世界にあそび給ふとあるにても知るべし。般若、此には智慧と云ふ。孟子も是非の心は智の端なりとの給ひつれば、善惡邪正を知りて明に是非するは智なり。すでに善惡邪正を知るといへども、惡を捨て、善に移り邪を避けて正しきに歸するは容易ならぬ事なり。よく手段を運らして速に惡を去りて善を行ひ、忽に邪を離れて正しきを守るは慧なり。波羅蜜、此には到彼岸といふ。即ち彼岸に到ると云ふ義な

り。生死に繋つがれて惑多まどきを此岸とし、生死を離れて大安樂なるを彼岸とす。彼岸は即ち涅槃(五)なり。涅槃、此には圓寂えんじやくと云ふ、障盡さまりさざる事なきを寂と云ひ、徳そなはらざることをなきを圓と云ふ、圓寂なるときは人欲の私淨らかに盡きて本然の道心みちこころ見れ、正しく覺りて空觀を得る故に生死を離れて大安樂なり。是即ち彼岸にして是即ち涅槃なり。佛も予が法は筏の如しとの給ひ置かれたれば、佛法は此岸より彼岸に渡すの法なりと知るべし。般若波羅蜜多は即ち觀世音菩薩の躬みづかづから行じ給ふ處にして、三世の諸佛の依り給ふ處なり。佛法の大事此上やあるべき。然るに智慧を頼む事かくの如し。是れ佛法にて智慧を貴ぶ一つの證據なり。普門品に五觀(七)を説き給ひし中にも廣大智慧の觀あり。是れ佛法にて智慧を貴ぶ二つの證據なり。方便品に唯一乘(八)の法(九)あり、二なく又三なしと説き給へり。傳教大師之(一〇)に註して、一佛乘は涅槃なりとの給へり。涅槃は即ち彼岸なり。是は佛法の一貫なれば上もなき大事なるに、智慧の徳にあらずれば是に到りがたき事前(一一)に云へるが如し。是れ佛法にて智慧を貴ぶ三つの證據なり。貴ぶ時は必ず人にも示すものなり。是れ佛法にては人に智慧づく事を悦ぶなり。何ぞ

佛法にて人の心の愚になると云ふことあらんや。又君は天が下愚ならねば榮えまさぬものなりといへるは、取りも直さず秦の李斯が民を愚にするといはれたる意にて、以ての外の邪説なり。其勢必ず書を焚き儒を坑にするにも至りなん。畏ろしき翁ならずや。斯かる男の身終るまで天下の政に與らざりしは、天神地祇の儒佛を護らせ給ふ處なるべし。又、儒の道は其國を亂すのみならず此をさへかくなし侍りぬといはれしは、例の惡口なれば與に論するに足らずといへども、今近く譬を取りて之を喻さん。夫れ人の家、數代養生の良藥を藏むるものあらんに、其主人能く先祖の教を守りて旦暮之を嘗むるときは、皆百歳を壽くべし。若し主人愚にして之を服せざるときは、必ず短命なるべきなり。是れ藥の良藥にあらざるにはあらず、主人愚にして用ひざるが故ならずや。震旦に儒道あるは其家に良藥あるが如し。亂れたる世も多かりしは主人愚にして用ひざるが故なり。皇國にて儒道を貴び給ふは其家の良藥を他の家に請うて之を藏むるが如し。亂れたる世もありつるは、徒に良藥たる事を知りて之を藏むれども主人敢て嘗めざるなり。何ぞ之を儒道の尤なりとせんや。夫れ有道の家は必ず興り

無道の國は必ずじぶることは和漢の史類に彰々たり。學問する程の人は皆之を知るべし。翁は史志に涉らざりし故、其惡言斯の如し。何ぞ與に論ずるに足らんや。

註

(一) 觀自在菩薩 觀自在とは梵語 Avalokiteśvara の新譯名。舊譯では觀世音。開悟して觀すること自在である意。

(二) 深般若波羅蜜多 般若は智慧。波羅蜜多是到彼岸・事究竟の義で、深智の究竟地。

(三) 五蘊 蘊は聚の義で、五蘊の有爲法は畢竟皆空であるといふのである。

(四) 普門品 觀世音菩薩普門品といふ。觀世音菩薩の救と說法とを説く。

(五) 涅槃 梵語では Nirvāṇa。佛の悟り。眞理を極め寂滅無爲の法性を明めて、不生不滅の法身の眞證に歸すること。

(六) 三世 過去世、現世 未來世。

(七) 五觀 肉眼・天眼・慧眼・法眼・佛眼等五眼の所見の相違に因る觀。就中慧觀を以て尊しとする。

(八) 方便品 法華經の第二品。

(九) 唯一乘の法 佛の教法は唯一眞實の教のみで餘乘なしとする。之を方便品には「唯一乘法無二亦無三」と説く。

(一〇) 傳教大師 比叡山を開いた僧最澄のこと。神護景雲元年生れ、弘仁十三年六月四日 五十六歳を以て示寂。貞觀八年諡して傳教大師といふ。

(一一) 秦の李斯 秦の始皇帝時代の丞相。禁書の令を下したことで後代に惡名を流した。一時大に勢力を示したが、二世皇帝の時、讒せられて囹圄に繋がれ、歿した。

(一二) 書を焚き儒を坑にす 始皇帝の即位三十四年、丞相李斯の獻言により天下の詩書及び百家の語を焚き、儒者を穴埋めにして、天下を愚にせんとしたこと。

「あるひとの云、むかし此國には、やからうからをめとし、鳥、獸と同じかりしを、唐國の道わたりて、さることも心し侍るがごとく、萬儒によりてよく成りぬと。おのれ是を聞いて、大に笑へるをといへる條。略

又、人を鳥獸にことなりといふは、人の方にてわれほめにいひて外をあなどるものにて、又唐人のくせ也。四方の國を、えびすといやしめて其言の通らぬがごとし。凡そ天地の際に生きとし生けるものは、みなむしならずや。それが中に、ひとのみいかで貴く、人のみいかむこと有るにや。唐にては萬物の靈とかいひて人を責めるを、おのが思ふに、人は萬物のあしきものとかいふべき。いかにとなれ

ば天地日月のかはらぬまゝに、鳥も、獸も、魚も、草樹も、古へのごとくならざるはなし。是なまじひに智てふもの有りておのが用ひ侍るより、たがひの間に、さまざまのあしき心の出來て、終に世もみだれぬ。又治れるがうちにも、かたみにあざむきをなすぞかし。もし天が下に一人二人物しる事あらん時は、よき事あるべきを、人皆智あれば、如何なる事もあひうちと成て、終に用なき也。今、鳥獸の目よりは、人こそわろけれ、かれに似る事なかれと教へぬべきもの也。されば人のもとをいはゞ兄弟より別れけん、しかるを別に定をするは、天地にそむけるもの也。みよ、さる事をかすものゝおほきを」

夫れ同姓を娶らずと云ふは周の世に立てたる禮なれば、唐虞の御代にはなき事なり。されば堯帝も姫宮を以て一族たりし大舜には妻あはせ給ひしなり。皇國の往昔、天照大御神、天つ宮の御政にも一族の婚姻するをば忌ませ給はず。是れ皇國の法とすべき事なれば、皇國に於ては、族^{やから}どち婚姻するとも非禮にあらず、非義にあらず。何ぞ之を鳥獸と同じといはんや。母子相犯し、兄弟相通じ、叔姪婚姻するをこそ禽獸の

行^{ぎやう}ともいはめ。されば震旦^{しんたん}の往古^{わうこ}は更に云はず、天竺^{てんしやく}の古にも、皇國の上つ世にも甚忌ませ給ふ處なり。四十二章經^{しじふにしょうきやう}にも、釋尊弟子に教へて、其老いたる者をば母の如く、長^{ちやう}者^{しやう}をば姉のごとく、少者^{せうしやう}をば妹の如く、稚^{せう}者^{しやう}をば子のごとく想ひて、度脱^{だつだく}のこゝろを生じ、惡念を息滅せよとの給ひし由を記せり。是にて天竺の古にも、母子相通じ、兄弟相犯し、叔姪の婚姻するをば深く忌みしことを知るべし。中臣^{なかつうぢ}の詞^{こと}にも己が母を犯せる罪、己が子を犯せる罪、母と子と犯せる罪、子と母と犯せる罪、と見えたり。母として其子に通じ、子として其母を犯さば、是禽獸なれば固より罪とするに論なし。母と子と犯せる罪とは、先に其女子^{じよめ}の母と通じ、後又、其女子^{じよめ}と通じたる罪を云ふ。之を罪とするは如何にと云ふに、先に其女子の母と通じたれば、其女子の母は是れ妻に等し。母、妻にひとしければ子も又子に等し。然るに又其子とも通じたれば取りも直さず子を犯したるなり。是れ正しく親子の名を亂しぬれば其罪いと輕からざるなり。故に之を罪と云ふ。子と母と犯せる罪とあるも之に準へて知るべし。是れ密に交り通じたるなれば、親子の名ありと云ふも人知れぬ事なり。然れども

自ら之を罪とし、神も惡ませ給ふ事中臣にいへるが如し。況や陽に母よ子よ兄よ妹よ
 叔よ姪よと呼ぶは淺からぬ縁にして、天道の御定なるをや。若し之を犯す事あらば、
 其罪何ぞ輕しとせんや。是に由つて之を觀れば、別腹の兄弟は更にもいはず、養母・
 養子・繼の兄弟・子婦・聲と交り通じ、縁の叔姪婚姻するなどは皆、天つ宮の御政に
 は甚禁ぜさせ給ふ處なり。故に皇祖神、玉矛の道を以て此豐葦原を開かせ給ひしより
 瓊瓊岐尊、天が下を治め給ひし御代迄は、禽獸の行に等しき事はなかりしなり。神書
 に適兄弟交はつて子を生み、別腹の兄弟婚姻せし事を載せたる條も見ゆれども、皆
 是傳來の誤にて取るにも足らぬ事なり。されども證據なくては人を噓すべき便なき
 故、徧く舊事紀・日本紀・古語拾遺などに載せたる衆説を考ふるに、確乎たる明徴あ
 りて悉く考へ正す事を得たり。其大略は級長戸の風にも記しつれば此には漏らし侍
 り。舜何人ぞ、我何人ぞ、舜も人なり、我も人なりといへるは、志ある人の言ぞか
 し。翁、人に生れて、人は鳥獸より惡しき者なりといはれしは、愚人とやいはん見識
 なしとやいはん。其方様の人々よ耳を敬てて慥に聞け。鸚鵡よく言へども、飛鳥を離

れず、猩々能く言へども禽獸を離れずとは、身に禮義を行ふ事能はざる故ならずや。

鸚鵡・猩猩の能く人語を爲し、麒麟・鳳凰の邈に其類を出でたるも、學問と云ふ事な
ければ目に聖經を見る事能はず、耳に聖教を聞く事能はず、口に仁義を言ふ事あたは
ず、母子相通じ、兄弟相犯し、叔姪相交はる、なんぞ能く人に及ばんや。斯かる名譽
の鳥獸猶然り、況や其他の鳥獸蟲魚に於てをや。何ぞ之を論するに足らんや。烏に反
哺の孝ありと云ふとも父母を敬ひ兄を貴ぶ事を聞かず。白日に母子相通じ、兄弟相犯
^(六)し、叔姪相交はれども聊も羞づる色なし。何ぞよく人に及ばんや。烏猶然り、況や其
他の鳥獸蟲魚に於てをや。何ぞ是を論するに足らんや。鳩に三枝の禮有りといへども
父母を親しみ弟を愛することを聞かず、白日に母子相通じ、兄弟相犯し、叔姪相交は
れども聊も羞づる色なし。何ぞよく人に及ばんや。鳩猶然り。況や其他の鳥獸蟲魚に
於てをや。何ぞ是を論するに足らんや。獺、魚を祭ることありと云ふとも、父母を敬
^(七)ひ兄を貴ぶ事を聞かず、母子相通じ、兄弟相犯し、叔姪相交はる、何ぞ能く人に及ば
んや。獺猶然り、況や其他の鳥獸蟲魚に於てをや。何ぞ是を論するに足らんや。夫れ

人は天地と參^{まゐ}なり、故に天地と人とは是を三才と云ふ。中和を致して天地位し萬物育^{やしな}はるといはずや。是れ人には天地を養^{やしな}ひ萬物を育ふの手段あり、是を以て天地と並び立つて三才と成るなり。人は中位に居て上は天徳に及び下は地徳に達するものなり。故に俯さず、仰がず。禽獸蟲魚は皆俯して覲^{けん}匍^{ぼう}す。何ぞ能く人に及ばんや。是にて書經に人は萬物の靈と云ひ、聖人も、天地の性、人を貴しとすとの給ひ置かれたる旨をも知るべきなり。翁、斯かる道理を辨へず、人も鳥獸も同じく天地の間に生じたる蟲にて人は鳥獸より惡しきものなりといはれしは何事ぞや。我れ之を愚人とやいはん見識なしとやいはん。翁又、人の本をいはば兄弟より別れけん、然るを別に定をするは反りて天地の心に戻れるものなりと云へるは、天地をも辨へず人道をも知らず、和漢の書籍にも涉らざる妄言にて、卑論邪說此上や有るべき。固より以て口舌に掛くるに足らずといへども、若し此邪說を信向する輩も有る時は皆是れ人中の鳥獸蟲魚たるべきなり。孰か之を歎かざらんや。孰か之を悲まざらんや。我今之を辨じて四方の君子の心を慰むるなり。皇祖神伊非諾尊、此豐葦原を開かせ給ひし時、既に人民は數多あり

しぞかし。されば伊弉諾尊も現蒼生とはの給ひつれ（舊事記、陰陽本記。日本紀、神代上巻）。草は品數多きものなれば、品數多きをくさぐさといへるは、上つ世の言なり。（ことば）是に由つて之を觀れば、皇祖神の御代より人民數多ありつる故に、人をも人民といへるなるべし。是にて皇國にても氣化の時より人民數多ありしを知るべし。書經にも、惟れ天民を生じて欲あり、主なければ則ち亂るといへり。此文章の意を味ひなば震旦にても氣化の時より人民甚多かりしことを曉るべし。人民既に多き時は他人も又數多あるべきなり。何ぞ唯母子兄弟のみならんや。夫れ人は萬物の靈にて天地中和の氣を受けて生るる者なり。故に自ら天理の善心を具足せり、之を明德と云ふ。人既に明德あり、何ぞ鳥獸蟲魚の如くならんや。惻隱の心とて惻み（あはれ）隠みて不便（ふびん）がる心は是れ仁の端なり、羞惡の心とて羞（い）ち惡むの志ありて恥づかしう思ふは是れ義の端なり、恭敬の心とて我が容（かたち）を正しくして謙（へりくだ）り、能く人を敬ふ心は是れ禮の端なり、是非の心とて善を是とし惡を非とし、正しきを是とし邪を非とする心は是れ智の端なりと、孟軻氏も曰ひ置かれたり。今の世の中を觀るに、一文不智の輩といへども皆此四端（ち）あり。其外孝子・忠臣・義夫

・節婦の類必ずしも學問ある者にあらず。今既に然れば、形化の始といへども人民皆四端の善心ありし事を知るべし。苟くも是非の心ありて正しきを是とせば、何ぞ母子相犯し、兄弟相通じ、叔姪相交はる事をせんや。羞ぢ惡むの心ありて羞ぢ惡むの志興らんには、何ぞ禽獸蟲魚に等しき行あらんや。是を以て之を推す時は、形化の始にも母子相通じ、兄弟相犯し、叔姪相交はる事をば爲さじ。必ず異姓の他人と交はり通じて形化の世となりしものなり。何ぞ必ずしも兄弟より別れしと云はんや。人民既に數多なる時は、豐葦原の人民も萬億を以て數ふべきなり。何ぞ唯伊弉諾尊・伊弉冊尊二柱のみならんや。此の二柱の神は青檣城根尊の子なりといへるは日本紀の經文にはあらじかし。そは類聚國史を見ても知るべし。一書には沫蕩尊、伊弉諾尊を生むとのみありて伊弉冊尊の事は云はず。是にて二柱の御兄弟にて在さぬこと彰彰として著明ならずや。清めるものは登りて天となり、濁れるものは降りて地となる、さありて後、神は化生し給ふなり。日本紀に由る時は、第一代を國常立尊とし、第二代を國狹槌尊とし、第三代を豐斟渟尊とし、第四代を湍土煮尊・砂土煮尊とせり。第三代豐斟渟尊

迄男神のみ在して女神とは化生あまさず、女神の成り出で給ひしは四代にて御座おはす。
 砂土煮尊すじちのみにことを始とするなり。是れ男神は先に化生して女神は後に成り出で給ひしなり。
 男神は先に化生し給ひしを以て兄に等し。女神は、後に成り出で給ひしを以て妹に等し。此理有るを以て神代には、女、男を貴んで背子と云ひ、男、女を親しみて妹と云ふ。背子とは兄なり、妹いもとはいもうとなり。然ありて後、妻は夫を貴んで背子と云ひ、夫君なせと云ひ、夫は妻を親しみて妹と云へる風俗とはなれり。故に伊弉諾尊も伊弉冊尊を呼びて妹とはの給ひしなり。御兄弟にて在す故に妹との給ひしにはあらず。翁、かかる道理を辨へず、二柱は御兄弟にて在すと心得たがひぜられたる故に、人の本を云はば兄弟より別れけんとはいへり。愚と云ふに餘あまり。翁の國學斯の如し。況や漢學に於てをや。何ぞ與に論するに足らんや。爲す事無くして成る、之を天と謂ふとは孟軻氏の言にして、莊周も又之を云へり。是は世の中には常に人事と天事とありて混じ易き故に天事と人事とを別ちて述べられしにて、即ち我が爲すにあらずして自然じねんと出来るを天と謂ふと云ふ事なり。自然しぜんを以て天とするには非ず。翁、此義を知らず、

無爲にして成るを天と云ふ上は、道は取りも直さず自然なりと心得違ひせられたるものなり。さればこそ、自然に任せなば人も鳥獸の如く母子相通じ兄弟相犯すべきを、聖人出でて鳥獸には異なりとて別に定をせられたりしなり。自然の儘に任せなば取りも直さず天道なるべきを、自然に逆うて別に其定をする時は、反つて天地の心に戻りたるものなりとは思はれしなり。是れ天道をも辨へざるにあらずや。若し自然に任せて鳥獸の如くなるが天道ならば、伊弉諾尊・天照大御神、何とて朋友の道（日本紀神代卷の下巻）の御言（和名彦根）夫婦の道（日本紀景行天皇の御言、弟媛の言）を定め、己が母を犯せる罪、己が子を犯せる罪（津罪の段）の禁をば設てさせ給ひしぞや。是れも□□□□きたりとやせん。應神天皇儒道を弘めて人倫の道を敷き給ひしも□□□□きたりとやせん。翁は世に國學の祖とて貴ばるる男なるに、國意をも知らず、道をも辨へざる事斯の如し。國學の明かならざる事、職として是れ之による、又、悲しからずや。是れ此辨有る處なり。此に引ききたる條の下つかたに、震旦の文字を刺りて益なしといひ、筆法もなきことなりと云ひ、佛を罵りて人を殺すと云ふとも報はなき事なりといへる類、種々の邪説ありとい

へども、皆餘に道理に背きたる事どもなれば、童子の輩をして讀ましむるとも、皆よく其非を知るべし。故に辨此に及ばざるなり。

註

(一) 四十二章經 四十二章に分つて戒定慧の主旨を概説した教訓的經典。印度から支那へ最初に輸入された。

(二) 中臣の詞 大祓詞。中臣氏が之を掌つたからの稱。

(三) 綴長戸の風 本書と同じく沼田順義の著。直毘靈・葛花等の文を引いて本居宣長の神道論を駁した書。綴長戸邊命の吹き起す風によつて其の穢惡説を吹拂はんと意を含む。

全三卷。文政十三年刊。

(四) 舜も人也 孟子・離婁の下に「舜人也、我亦人也」とあるのに據つて、努力すれば我も亦聖人たること不可能事に非ずとする。

(五) 鸚鵡よく言へども「鸚鵡能言不離飛鳥、猩猩能言不離禽獸、今人而無禮、雖能言不亦禽獸之心乎」禮記の曲禮の上にある句。

(六) 烏に反哺の孝 學友抄に「烏有反哺之孝、鳩有三枝之禮」。反哺は子鳥が恩返しのため老いたる親鳥に食餌を啣ませ、子鳩は禮讓を守つて親鳩の止つてゐる枝よりも下位の三本の枝にとまるといふのである。

(七) 鰯魚を祭る 禮記・月令に「孟春之月鰯祭鰯魚」。鰯は春の初に其の捕へた魚を神に捧げて祭るといふ。俳諧の季題にも入つてゐる。

(八) 現蒼生 古事記に「宇都志伎青人草」書紀には之を「顯見蒼生」と記す。古事記傳に釋して「顯ならぬ神に對へて顯れたる世人と云ことぞ」

(九) 四端 仁の端・義の端・禮の端・智の端で、合計四端である。

(一〇) 二柱の神は青檣城根尊の子 日本書紀一書に、伊弉諾尊・伊弉冉尊のことを「此二神、青檣城根尊之子也」とあるが、單なる一説をも含てずして採集したに過ぎない。二神は化生の神で、人間的に生れられた神ではない。

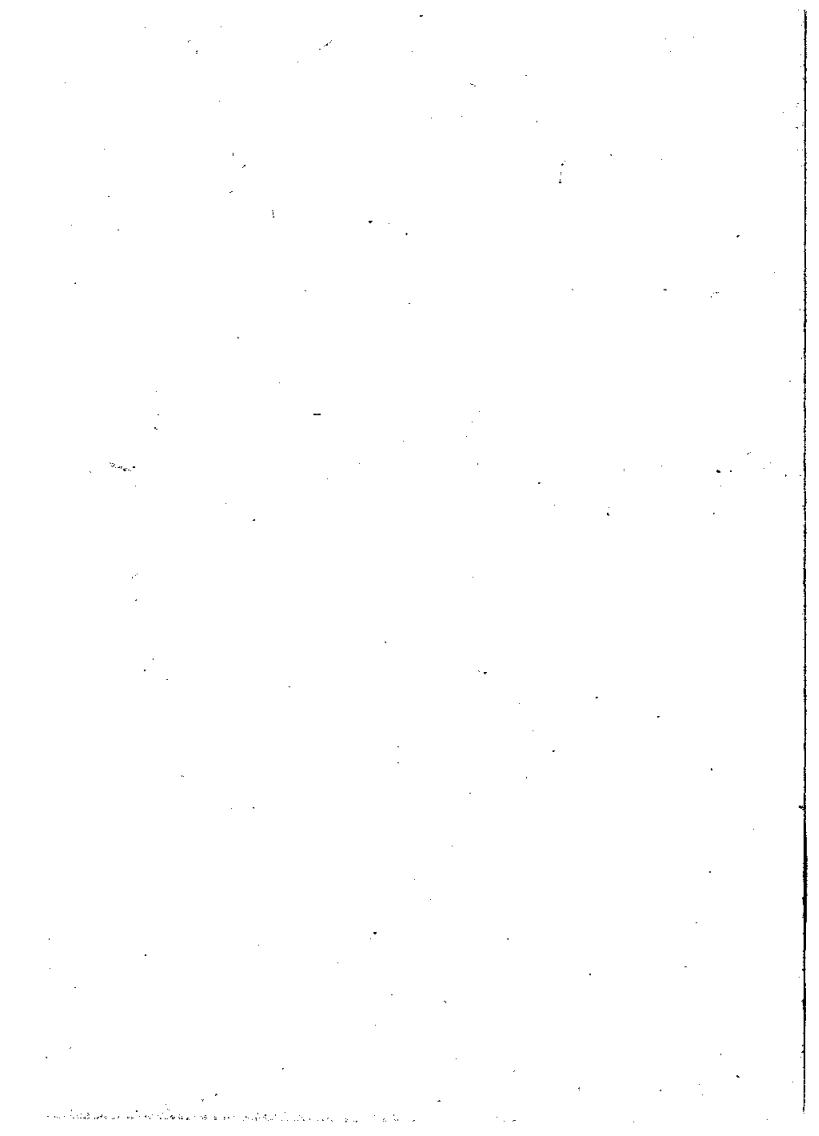
(一一) 類聚國史 六國史の記事を分類的に編聚した書。宇多天皇の勅を奉じて寛平四年五月十日菅原道實之を撰述奏上した。全二百卷のうち六十一卷のみ現存。

(一二) 沫蕩尊伊弉諾尊を生む これも日本書紀に引かれた一書の記事である。

(一三) 清めるものは云々 日本書紀神代卷の初にある句。天地相るゝに當つて、「清陽者薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地」とある。

國意考辨妄贅言

久保季茲撰



國意考辨妄贅言

久保季茲撰

「辨妄云、翁ハ元來无學也トイヘドモ、師ヨリ相傳シタル復古ノ業ヲ受繼、目ヲ歌書ニ晒シ、心ヲ古言ニ盡ツレバ、其功著ク、歌道大ニ興リ、名聲一時ニ振タル也、ソノ實ハ學ノ法ヲモ辨ヘザルヨリ、徒ニ律令ヲ明メ、格式ヲ辨ヘ、物語ヲ解リ、歌道ヲ知ルノミ國學ト心得ラレシ故、身終ル迄國意ヲモ玉矛ノ道ヲモ辨ヘズ、儒道ヲ刺リ聖賢ヲ罵ルニ至レリ云々」

加茂翁の復古の業を起されつる大功は掩ふべき由なくてかく賞めつるいと可笑し。さるにても元來無學也とは何の證有つてかいひけん。此翁の漢學に長けられたる事、その詩文なども多く、殊に服部南郭(一)と深く交はり、又、汾上驚秋といふ詩を評せら

れたるを南郭もいたく服したりし事さへありき。こは聖人の教を信ぜぬを無學といへるなれど、實によく漢學に通達すれば彼が悪しき事明らかなるをいかにせん。猶下に云ふべし。「舊事紀ヲバ誤テ僞書トシ、日本紀ヲバ漢メキタリトテ是ヲキラヒ、明キ僞書ナル古事記ヲ信ゼラレシ故云々」、此事は既に委しく野芹にいひつれば爰には省けり。舊事紀の僞書なる事は別に詳らかに論へるもの有り。

註

(一) 服部南郭 江戸時代中期の詩人。名は元喬。京都の人。荻生徂徠に師事した。天和三(一三三四)年生れ、寶曆九年、七十七歳を以て歿。

「夫儒道ハ伏羲氏云々、何ゾコレヲ天地ノ心ヲ誣テイト小サク人ノ作りタルモノトセンヤ」

此事も野芹に委しく辨へたれば今更にいはねど、聊か其概略を記せば、此伏羲氏のたてたるは實に彼土の人民風俗のいと亂りなりしによる事、易乾鑿度^(二)に、上古之時、人民無^レ別、群物无^レ殊^{ナルコト}、未^レ有^ニ衣食器用之利^ニ、於^レ是伏羲乃仰觀^ニ象於^レ天、俯觀^ニ法

於_レ地、中觀_ニ萬物之宜_一、始作_ニ八卦_一、以建_ニ五氣_一、以立_ニ五常_一、以正_ニ君臣・父子・兄弟・夫婦之義_一と見え、管子に、古昔未_レ有_ニ君臣上下之別_一、未_レ有_ニ夫婦妃匹之合_一、獸所群居、以_レ力相征云々、故智者假_ニ衆力_一以禁_ニ彊虐_一、而暴人止といひ、なほ他書どもにも此類の語多きを見て知るべし。然れば彼國のはやくより教のありつるは、國風_{（くふう）}の惡しき故なる事明らけし。さてこの伏羲が立てたるは所謂人倫の道の大よそなれば、天心に背ける事も無く、難_{（がた）}もあらぬを、堯舜よりぞ天を誣_{（う）}ひたる事多かりける。そは下にいふべし。この君臣・父子・夫婦の別など云ふ事、皇國にては天地の始より自らに備はりつれば、教は立つるに及ばざりし也。よく思ふべし。猶下にも論ひてむ。

註

(一) 易乾鑿度 易の乾卦について説明した書。鄭氏が之に加註したものが漢學堂叢書(清の黃奭撰)の易類の中にある。

(二) 管子 管仲のこと。支那春秋時代の齊の政治家。桓公を輔けて其の業を成さしめたのは一に管仲の謀に由る。管子七十六篇はその著す所である。

「苟モ國意ヲ知ル時ハ云々」

應神天皇の御事は既に薩摩の人八田桃岡が説に「當昔安民の道に取りては足かぬ事無しと雖も、天下を經營し給ふに就いては、よきが上にもよき事と思ほし願ひけむはさる事にて、角字の便利などはこよなかるべき物に思召ける事著く、固より外國と融通あるからは彼所の事をも知り給はではえあらぬわざなれば、即て文字の道をばものし給ひしなるべし」といへるは、いとよく天皇の神慮を窺ひ得たる言なり。今猶詳にいはんには、先づ皇國にも元より文字ありけむといふ説もあれど、そはいはゆる假名書にて、漢字の如く一字一義ならねば、語こそ亂れね意は聞え兼ねる事はた無きにあらぬを、漢字は一毎に意義を備へて甚く便利き物なれば、取り用ひたまひけむ事著く、是漢籍を讀習はせたまへる第一なり。次に皇化を異域に弘めたまふに於ては、異邦の言語に通ずる事肝要とあるわざなり。今、世に洋學所を建給へるを見て古を推すべし。また儒教も堯舜の禪讓、湯武の放伐などを除きて、惣ては人に善を勧め惡を戒むる教なれば、固より正しく直き民心ならむにも善きが上にもよくこそせめとおもほし給ひけむも然ること也。然ればかの徒の云ふごとく、儒道を尊び聖人を崇め給へる

にはあらず、いはゆる葛亮之言有^モ可^レ取^{キョクト}、庸夫之思不^五可^レ棄^セとて、美を野に求め
 人に取りて善をなす事を樂み給へる御わざ也、かの吳はとりあや服^{はとり}、又須々古利が事杯^七
 思ひ合はすべし。故皇子等^{かれみこたち}に書讀^{ふみよ}ましめ給ひつれど、孔子を拜み給ひし事もなく外國の
 教もて神道に比べたまひし事もあらず。かの先聖先師など尊み崇め給ひつるは、いた
 く後世の智計を用ふる時にて、其程より人心わるさかしく世も治めがたくぞ成り來に
 ける。「儒モ神道ニ背ザリシコト明白也」といへる、右に云へるごとく大略は勸善懲
 惡の教にて、神道に背かぬ事も有るは更なれど、又大に異なる所もあるを、さる委し
 き事をば天皇のなどこちたくは論じたまふべき。其論の無きをもて神道に背く事なし
 と思ひ、儒をみながらに尊崇し給へる如思ふはいたく誤り也。また音博士岩垣翁^八の語
 に、中世以後、徵^ニ用漢籍^ニ者何也、特考^ニ禮樂刑政之異同^ニ・治亂得失之事蹟^ニ耳、如^ニ
 君臣大義^ニ・何取^レ於^レ彼焉^ニ。譬猶^ニ飽^ニ膏粱^ニ者不^レ上^ニ廢^ニ藥^ニ石不時之用^ニ也、といはれたる、
 これ實に然る事なり。盲目徒^{めしひども}も聊かは此等の旨を思ふべし。

(一) 八田桃岡 名は知紀。幕末期の有名な歌人。香川景樹門下。明治維新後、歌道御用掛となる。著書に「千代の古路」其他がある。寛政十一(二四五九)年生れ、明治六年九月二日、七十五歳を以て歿。

(二) 角字 四角な字。漢字。

(三) 洋學所 蕃書取調所(又は蕃書調所)の舊名。旗下の子弟に洋學を教授する目的を以て、江戸幕府が安政二(二五一五)年、麹町九段坂下に官設した學校。翌三年二月に蕃書取調所と改稱した。教授科目は初め和蘭語などであつたが、後英佛露語を加へ、その他に化學をも教へた。文久二(二五二二)年、一橋門外に移つて、汎く諸藩の者の入學を許し、洋書取調所と改めたが、後また開成所と改稱した。

(四) 菟薺之言 草刈人のいふこと。

(五) 庸夫 凡庸な男。

(六) 呉はとりあやはとり 呉・漢の機織を我が國に傳へるため貢せられた工女。はとりはハタオリの約語。

(七) 須々古利 應神天皇の御代に醸酒術を初めて傳へた百濟人。

(八) 音博士岩垣翁 名は松苗(マツナヘ)。もと西尾氏。巖垣龍溪の養子となつた。「國史略」の著者。従五位上音博士。安永三(二四三四)年生れ、嘉永二年十二月、七十六歳を以て歿。

「論語ニモ大哉堯之君タルコト云々」

孔丘氏の堯を然ばかり賞めたるは、上古大同の世を除きて小康の時の中には堯より外に取るべき人のなき故也。そもそも孔子も大同の世大同の行はれたりしほどのいと貴き由はいとよく知りて、大道之行也、謀閑而不興、盜竊・亂賊而不作、是謂大同、今大道既隱天下爲家云々、禮義以爲紀、以正君臣、以篤父子、以睦兄弟、以和夫婦、以設制度云々、禹湯文武・成王・周公其選也、是謂小康といへり。然はあれど世降ちては古の如くもあらで種々に亂れ來つるを、周末は殊更に亂臣賊子の多く、名教だに適用難きばかりなるを、元本の大道を行はんとすればかの老莊が徒と成り果つめるを、孔子はいかにもして世をもて直さむと志しつれば、和光同塵は好む所に非ず、故その時に逢ひがたき大同の世の治道は姑く捨て、特に小康の世の名教を取りて治めがたき惡世を治めむとせしなりけり。此由は予別に委しく記せるものあり。さてしか小康の世の人を取らむとするには、湯武が類の逆賊をしも聖賢と尊み來り、又、舜禹は堯が爲を倣ねたるが其德は彼よりも降りたれば唯堯のみぞありける。

そは沼田も引ける如く、尙書に、放勳欽明文思安安、允恭克讓、光被四表、格于上下、克明俊德、親九族、九族既睦、平章百姓、百姓昭明、協和萬邦とある、是史臣の潤飾とはいへど、此以來には偽にも如此稱むべき人の無きにて知るべし。又、孟子に、人之有道也、飽食煖衣、逸居无教、則近於禽獸、聖人有憂之。使契爲司徒、教以人倫、父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序といへるは、尙書に、帝曰、契百姓不親、五品不遜、汝作司徒、敬敷五教在寬、また天叙有典、勅我五典、五惇哉、天秩有禮、自我五禮有庸哉とあるに原けるにて、五典五教といへるは、孔安國の傳に五典、五常之教、父義、母慈、兄友、弟恭、子孝とあり。この五倫はしも先に伏羲が教へ初めつるなれば、堯より始まれるにあらず。然れども既に大同を捨てたるうへは、この尙書の文に因りて堯を取るより外無き事右に云ふがごとし。是を以そを天地古今に類あらぬものに稱めあげて、己が説く道の大宗師と立てたるなり。然はあれど皇國の道より論へば取るに足らぬ事、古大人等の委しく云れたるが如し。猶次々にも述ひつべし。

(一) 大同小康 共に禮記の禮運に出てゐる語。次に説明がある。

(二) 和光同塵 光を和げて塵に同ず。老子經に出てゐる句。

(三) 孔安國 孔子の十一世の孫。漢の武帝の代の博士。尙書の學者。

「欽テ天ノ御心ニ若ヒ給ヘリ云々、天ノ心ヲ則トシテ立サセ給ヒシ也云々」

堯典に欽若昊天(二)といふ事あれど、そは曆法授時の事にて教に預かる事にはあら

ず。さるを如此云ふは牽強なり。そもそも堯が天心に従へりと云ふは儒者の私論なれ

ば、口に云ふのみにて事跡には徴なし。そは父子・君臣は所謂天叙天秩(三)の大倫にて勳

かすまじきものなるを、父として位を子に譲らず、君として賤者を擧げ用ふるは天叙

天秩を動かして倫彝を亂れる也。(三)いかでこを天心に従へりとは云はむ。上に引ける尙

書の欽明文思云々なども只己が徳を治めたる由なれど、それはた口種(三)のみにて實には

然も有らざりし事暫叟また四凶の類もあり。夫までもなく己が子の丹朱も其位を譲り

難き程なる不肖也しいかにぞや。「丹朱不肖ナレバ有テモ無ガ如シ」といへるも非

也。丹朱は尙書に、吁囂訟可乎(ナラシ)と堯が云ひしと見え、又禹も、丹朱傲惟慢、遊是、

好傲虐是作、罔晝夜頻々、罔水行舟、明淫于家とあれば悪人也けむとおぼゆ
 れど、父の位を舜に取りられて後一言の恨もいはぬは庸人ともおぼえず。然れば是に位
 を譲りぬとも決して民の害は有るべからず。況して舜をして攝政たらしめば固より危
 き事なし。又、孟子に帝使其子九男二女事舜畝之中とありて、男子九人まであ
 りし上へは、丹朱不肖なりとも其餘になか徳ある者も無からんや。史記には堯二女
 不以貴驕、事舜親戚、甚有婦道、堯九男益篤シといひ、正義に篤、惇也、非唯二女
 恭勤、婦道、九男事舜皆益惇厚謹敬也と云へり。貴人の家に生れつつもさる賤民に
 いと篤厚く敬み事ふるばかり温厚の徳あらむ人の、民に害あるべき理はなき事なり。
 さるを九男悉く棄てて舜にしも位を與へしは堯の不明に非ずして何ぞや。「人情ノ私
 ヲ棄テ天理ノ公ニ任ス」といへれど、其子を棄てて賤民を擧げ、君位をもて臣下に禪
 れるは、天理に悖れる事右に云ふが如し。是即ち萬世君臣の亂を基せる所なるを「君
 臣ノ義正ク上下ノ分明」とは何事ぞや。「大舜ハ正ク天子ノ御末ニシテ云々、當時民
 間ニ在ト雖何ゾコレヲ賤マン」とて、繼體天皇の御事考へ合はすべしといへれど繼體

の御時は實に御世次の無かりしにて、是と大に別也。其外顯宗天皇・仁賢天皇は民間におはしつれど、是はた堯の子有りても譲らざりしと大く異なり。^(四)殊に舜が父祖の事、羅泌が言に、嘗見^レ劉耽所^レ書呂梁碑云々、序^レ舜之世、堯祖^ハ幕、幕生^ニ究蟬、究蟬生^ニ敬康、敬康生^ニ蟠牛、蟠牛生^ニ瞽叟、瞽叟生^レ舜云々、不言^レ出^レ自^ニ黃帝^一といへり。されば實は出所もしか正しかりしとも定めがたし。「天下ヲ仁玉フ天理ノ公ニ從」とあれど、右に云ふがごとく丹朱もさばかり暴惡ともきこえず、九男悉く不肖とも聞えぬをいかにせん。なほ堯舜が事は古人もくさぐさ云はれ、予も野芹に述べつれば、今はすべて略きつ。

(一) 欽若昊天 廣大なる天の運行する理法に順ふこと。

(二) 天叙天秩 自然の秩序。

(三) 倫彝 定まつた常道。

(四) いたく異なり 日本の尊い歴史事實は、支那の舜などと比すべきではないといふのである。

「易ニモ一陰一陽コレヲ道ト云フ云々」

こゝにあまた漢籍を引きたれど、漢土はこゝの道と大に異なる所あれば附會すべからず。但し是等の語はみな難^{さまたげ}なき言狀^{いひさま}なるが中に、中庸なるは殊によく云ひ得たる言にて、人道の大道なる事沼田がいはずとも誰か知らざらん。されど儒道には其天の大徳にはよらで、あまりに煩瑣^{ごうさ}く教へ立てたる事の多かれば、翁はいと小く人の作れる道といはれし也。いでや其小き事の趣を略^{はつ}いはゞ、堯舜が天叙天秩を汜^{やぶ}り、眼前の利を思ひて賤民に國位を禪り、湯武が萬世の大倫を亂して君を伐ち位を奪ひし類は更なり、凡て大略^{おほらか}にて有るべき事を煩瑣に定めて民心を狡猾ならしめたる事は、父母の喪を三年と定め、哭泣の數なども定め、或は同姓不^レ娶などもいひ、或は七歳にして男女不^レ同^レ席^(一)といひ、甚しきに至りては君爲^レ輕、民爲^レ重と云ひ、君を三^レ諫めて不^レ聽則去といふ類、聖人の過てるのみならず、實に彼土の風俗の亂りがはしかりける故に起り初めつる事も多かれど、そのいと小さく作れりし事は争ひ難し。我國の如く天叙天秩永く動かず、萬世に涉つて君臣・父子の大倫正しくてこそ、天心に従ふと

は云ふべけれ。されば其元は天心に従へる也とも、そは名のみにて、實は天倫を亂せる致なれば、風俗惡き漢土には應ふめれど、此國にしては取捨あるべき事也。よく思ふべし。

註

(一) 七歳にして男女不同席 禮記の内則に出てある句。「七年男女、不同席、不共食」支那では七歳ともなれば男女別室生活をするのであつて、典禮には男女雜坐せず、櫛櫛を同じくせず、巾櫛を同じくせずともある。

「韓非子如キノモノニサヘ云々、董仲舒モ云々」

これ又漢籍の上の事にて、諺に云ふ縁者の證文なれば取るに足らず。

「千ハヤブル神ノ御代ノ云々、唐虞夏殷周ノヨク治リシト云モ皆是昔物語ニシテ實ナキコトナレバ信ズルニ不_レ足ト云ハ、皇國ノ上代ニカクメデタキ例多カリシモ其後ニハナキコトナレバ皆實ナキ昔物語ニシテ信ズルニ不_レ足トセンヤ、若然イハバ翁儒道ノ渡ラザリシ先ハイトヨク治リシト云ハレシモ又虚言ナリヤ」

かのいはゆる無刑の政の無き事は、皇國も世降ちては古の如質朴すなほなる事能はず、殊
 にかの異國風にさへうつろひつれば、いかで上世の神隨かむともなる政事みわざもて治めたまひし御
 代の如くはあらん。漢土は早くより禮樂刑政などいところたく有りて、そを用ひて治
 まりたりし由なるを、後世はいよゝ其禮樂刑政の委しく成りぬるに合せて治まり難き
 は如何にぞや。故し翁のさは論はれたる也けり。これ此こゝと彼かたと大に相違あり、一向に云
 ふべき事に非ず。但し其實をいはず、唐虞の世にも四凶・瞽叟・象などあり、夏代に
 は羿・寒浞(一)が大逆事あり、周の世の盛也といふ時だに管蔡(二)が流言、また昭王南征して
 かへらず杯いふ類あり。厲王が逐はれ幽王(三)が殺されて以來はいふにも足らず。さてか
 くいはゞ、神武天皇の東征、崇神天皇の埴安王、垂仁天皇の狹穗彦王、景行天皇の熊
 襲・蝦夷などをも引出つべけれど、そは至治の世也とも惡人の心は惡しければなほさ
 る事もあるべき理なるを、無爲の治世なればこそあれ、道をも教をもこちたく制きためて
 民を化せりと誇らふ世に然る事ありけんはいかにぞや。殊に神武の東征は神代より漸
 く人世にうつる際きはにて例とはしがたく、其外埴安彦・狹穗彦なども皆賤しき人ならず

はた大事にも及ばで速に惡しき者の滅び失せつるものをや。

註

(一) 羿・寒浞 西曆紀元前千五百十一年、羿叛し、千四百六十九年、寒浞が叛した。

(二) 管蔡 周の管叔鮮と蔡叔慶。共に武王の弟。成王の時、周公の攝政に不平を抱いて叛し、滅された。

(三) 厲王逐はれ 周の厲王は、己未三十七年、國人の叛に因り、虢に出奔した。

(四) 幽王が殺され 幽王も周の王、褒姒の愛に溺れて政を疎そかにし、壬戌三年申侯のため、驪山の下に殺された。

(五) 大事にも及ばで……滅び 崇神天皇の十年には埴安彦、垂仁天皇の四年には狹穗彦が叛したことは歴史の明記する所である。

「尙書ノ堯典ニモ云々、堯舜ノ御世ニ刑罰ニ行レシハ只此四惡ノミナリ」

刑罰に行はれしは四惡のみ也といへど、そは偶々記し傳へたれば知らるるなれど、傳説なき事は知るべきにあらねば、刑人は四惡のみ也しとも定むべからず。韓非子に曰く、堯欲レ傳ニ天下於レ舜、鯀諫曰、不祥哉孰以ニ天下ニ傳ニ之於ニ匹夫ニ乎、堯不レ聽、舉レ兵而誅云々、共工亦諫曰云々、堯不レ聽、又舉レ兵而誅云々といへるによれば、鯀

共工等が言は返りて理正しきを誅したりけるは、桀紂が龍逢・比干を殺せるに等しき暴行にぞ有りける。又「瞽叟モ象モ舜ノ大德ニ化セラレテ大惡ハ犯サマリキ」といへれど非也。さるは蒸々トシラヲサノヲ父不レ至レ姦ニと云ひしは四岳が堯に勧めたる言なるが、堯のそを試みんとて二女を妻したる後にも瞽叟と象と計りて舜を殺さむとせり。そは孟子に、父母使レ舜完ニ廩捐ニ階ニ、瞽叟焚レ廩使レ浚ニ井ニ、從而拵レ之、象曰云々、二嫂ハ使レ治ニ朕ニ棲ニとあれば、二女を妻はせたる後なること明けし。史記には猶くはしく記せるを見るべし。此時舜幸にして逃れたりしかばよけれど、然らずば忽ち殺されぬべし。いかで大惡を犯さずとはいはん。又、堯舜之民比屋可レ封といふ事、唐の劉知幾が史通疑古篇(三)に、按春秋傳云、高啓・高辛二氏有ニ才子八人ニ云々、堯不レ能レ舉、帝鴻氏・少昊氏・顓頊氏各ニ有ニ才子ニ、堯不レ能レ去云々、縉雲氏有ニ才子ニ云々、堯亦不レ能レ去云々、舜舉ニ咎繇ニ、不仁者遠、是則當ニ咎繇未ニ舉ニ、不仁甚多彌驗、堯時群小在レ位者矣、又安得レ謂ニ之ニ明ニ、俊德比屋可レ封乎といへるが如し。又按ずるに文學正路に典謨虞夏之書也、然時史記立レ錯、不レ可ニ盡ニ信ニ焉といひ、猶史通疑古編にも種々論へり。大かた

當れる言どもなれば開き見るべし。今は文、長^キを厭うて引出です。すべて儒者は其潤飾の語に眩き居るなれば固よりいふにも足らずなん。

註

(一) 共工 堯の時代に、百工を掌る官名。

(二) 龍逢・比干 龍逢は夏代の人。紂王の虐政を諫めて殺された。殊に比干が胸を割かれて惨死した話は有名である。

(三) 劉知幾が史通 劉知幾(六六一—七二一)は唐の史學者。史職にあること三十年、「史通」四十九篇を著した。史通は支那最初の純正史學書である。

「文王何ゾ當ルベケンヤ云々」

まことや三分天下^{ニシテ}云々とあるは、臣たるもの然らでは叶はぬわざにて、至徳と稱^ホむる計りの事にはあらず。そはよしや國中のこらず己に歸するとも上下の別は亂るべからず、臣として君に服事せずといふ理やはある。されば文王の行は人臣の常といふべし。及び難き聖人の徳とは云ふべからず。然るを孔子のさばかり賞めつるは、深く武王の篡弒を惡みて言外に貶したるものならむかし。そは蘇軾の云^(一)へる如く殷の子

孫にて周人なれば湯武が罪惡は言ひ顯はし難し、さりとしてそを善しともいはねば、文王を至徳と稱へ、夷齊を賢者と賞めて、湯武が惡をそれとはなく顯せるもの也。和漢明辨に此事を論じて、天下者殷之天下也、西伯者臣也、雖三尺土莫非殷之地、雖一民莫非殷之民、周之初者岐之下而已、而至有其二一者蠶食而有之歟、儻諸侯臣從而有之歟云々。蠶食有二也、其貪暴過於秦政、秦與六國敵國、然猶惡其貪暴、況蠶食君之地乎。諸侯臣從而有二也、是亦叛也云々。史記有西伯與呂尙謀而傾諸侯之趣、以是觀之、以奇謀臣於諸侯明矣云々。全有天下有不可服事其君之理哉と云へる、此說當れり。心を平にしてよく讀むべし。實に文王の隱謀にて殊更に善人づくりし事は、右の史記及淮南子・韓非子などを考へ合せて野芹に詳しく出せるを見るべし。

註

(一) 蘇軾 蘇東坡のこと。宋の有名な詩人で、又書道に長じた。建中靖國元年六十六歳で歿。東坡全集百五十卷の著がある。

(二) 夷齊 伯夷と叔齊。

(三) 淮南子 漢の淮南王劉安の著書。金二十一卷、古史・天文・理學に亘つて論ず。

「武王殷ヲ討給ヒシコトハ云々」

然^まばかり漢びいきの沼田も是のみは争ひかねて此書また級戸之風にも種々いへり。されど中庸に仲尼憲章文武^(一)といひ、武王周公、其達孝乎ともいへる、これ大に世道人心に害あり。漢土はとまれ皇國の人は、よし儒者にまれよく心せではあるべからず。晋公の御語に、雖^レ學^ト漢土三代周公之聖經^ヲ、革命之國風深可^レ加^ニ思慮^ヲ也とのたまへるは、實に宜なる御言にざりける。漢籍讀まん者よく思ふべし。なほ始に引ける岩垣翁・八田桃岡などの語を立ちかへり見て考ふべし。

註

(一) 憲章文武 文武は周の文王と武王とのこと。憲章は述べあらはすこと。

「觀自在菩薩云々」

ここに心經・普門品などを引きて佛法にて智慧を尊む證^{あかし}を三ツ迄舉げ、翁の佛法を

人の心の愚に成行くと云ふをそしれど、いたく當らぬ論也。そはまづ佛は智とも覺とも翻譯うりやば、智を尊うやばんはさもあるべし。然れども吾國に行はるゝ佛法はさしもあらず、只天堂那落ちうたうならくの勸懲よく愚俗を惑はし、彌ち益えき、愚にならしむるを翁おきなはいはれたる也。抑、吾皇國に佛法の行はるゝはいみじけれど、かの智恵をもて心を研ぎ彼岸に到れる者は幾許いくばくかある。名僧と云はるゝ髮長ちうちやうは多く皆奸智たうちに長て己が立たる邪意を弘め、空しく國の財用を費して大伽藍を建て、いよゝ益えき、人民を愚昧に導けるをや。然はあれど翁の説はいと未ましくて心得あやまるものありぬべし。能あた思しひ辨わふべきものぞ。

註

(一) 心經 般若波羅蜜多心經の略稱。

(二) 那落 正しくは那落迦。梵語では Naraka。地獄をいふ。

(三) 髮長 齋宮・齋院などの忌詞で僧侶の頭髮の刈られて短いことを、反語的に髮長といつたのである。

「震旦ニ儒道アルハソノ家ニ良藥アルガ如シ云々」

此は先輩の數々云ひ置かれて事舊りたる譬なれど、かしこの病身なるには其良藥も
 利めあれど无病の人には害あり。千金方(二)に仲景曰、人體平和惟須ニ好ク將養、勿ニ妄服藥、
 藥勢偏有レ所助、令ニ人藏氣不レ平といひ、新唐書(三)に孫思邈曰、人无レ故不レ應ニ餌藥、有レ
 所偏勝、則藏氣不レ平と云るごとく、无病の人故も无ナキに藥を服ハば反ハりて藏氣不レ平て疾
 を生ナす、これ藥の咎也。實に彼土は病多かる故に伏羲以來良藥を製つくて用ハつるを、堯舜
 ・湯武などに至りては、いよニ益ニ・狡意さかしもて烏喙とりなぶ・大黃(五)などを用ひたる故に、遂には
 其毒の殊更に腹内なかはらに積滯とどていみじき病とはなれり。されど彼の病多かる身は止む事得
 ぬ理もあるを、此方こなたにはもとより病無かりしに、彼方かなたの功能書に誰レ々も服ハば年を延
 べ壽いのちを増し疾なく仙と成る抔記せるを信ハけて其藥を誤ア用ハたりしかば、忽ち彼藥の毒
 に中なりて元氣ほのけを損ひ、甚しき病をぞ生初なたりける。しか病身と成りたる上は、甘艸あまぎ・
 烏豆からすめなどもてかの毒あしひを緩め、人參にじん・黃芪やうきもて傷やづる元氣を補なひ和なさずはあるべか
 らず。此解毒劑即ち國意考・直日・靈等也。さるを沼田が輩ともの藪醫等かの毒藥を用ハし
 めんとし、彼、藥毒をしも藥毒にあらで藥用ひぬ故の疾ぞと思へるはいみじき惑に

あらずや。沼田は儒教を養生の良薬と思へるなれど、實は人の病を醸す毒薬にて、かの古き漢人の好^けむ丹藥の類になんありける。又「天下愚ニナラデハ君ハ榮エマサヌモノゾト云ハ、秦ノ李斯ガ民ヲ愚ニスルト云意ニテ云々」といへるもさる事めきて聞ゆれど、上明にして下愚なれば治り、上愚にして下智あれば國亂るゝは實事なり。そは下として上を慢り、甚しきは非望を起し抔もあめれば也。李斯が言も故なきに非ず。秦の政は實に暴逆なれど、書を燒き儒を坑にせしは、儒生が妄に時政をそしめる故にて、儒よりいへばさもあるべけれど、他より見れば、然惡むべきにもあらず。そは秦の苛政は惡しきに論なけれど、太宰純が徒の皇國を夷とし天皇をしもいたく謗り奉れる抔は、實に坑にも埋めまほしくおぼゆるを思ふべし。それとは云はねど國意考は辨道書などを破らむものせられけむ事玉だすきにも見えたり。さはいへど秦の政をよしと云にあらず、勿思ひ紛へそ。

註

(一) 千金方 唐の孫思邈の著した古い醫學書。推古天皇の御代に惠日及び倭漢直福因に

よつて我が國に齎し歸られた。

(二) 新唐書 舊唐書を宋の歐陽修が改修した史書。全二百二十五卷。また單に唐書ともいふ。

(三) 孫思邈「千金方」の著者。唐人。

(四) 烏喙 烏冠また烏頭とも書く。何れも花形に基づぐ名。ウマノアシガタ科の多年草。栽培植物。秋に碧色花を短總狀花序につける。有毒なるアルカロイドを含む。藥劑としては神經痛・リウマチス等の鎮痛に用ふ。

(五) 大黃 蓼科の多年草。支那西部の山地に産するものを昔は尊重し、其の黃色根莖の外皮を去つて乾燥せしめたものを古來健胃下劑として用ひた。

(六) 甘艸 胡蝶花科の植物。その根及び走根の外皮を去り乾燥したものを古來藥用とした。古くは一種の緩和劑。グリチルリチン及葡萄糖を含むが故に甘味を有する。鎮咳劑グラピンはこれから製出する。

(七) 烏豆 瘀切豆とも呼ばれた。黑豆に似て小。瘀を治癒する功があるといふ。

(八) 人參 人命を救ふ高貴藥として古來尊重された。ウコギ科の多年草。滿洲及び朝鮮半島の原産。地下に長く伸びた肉質直根の外皮を剝離して陰干とし、又は蒸して熱力で乾燥させたものを藥用とする。漢方では強壯藥、胃の機能の衰へたものに效がある。

(九) 黃芪 木黃芪ともいふ。マメ科の多年草。本州の北中部に産す。和名ヤハラグサ又

はモメンヅル。

(一〇) 丹藥 昔、道家の人が丹を以て製煉した藥。唐書・柳公綽の條に道士丹藥を獻することを載せてある。

(一一) 玉だすき 平田篤胤著。全一卷。毎朝神拜の心得を記す。文政十二年、鐵胤の序を附して公にされた。

「同姓ヲ娶ラズト云ハ云々」

母子相犯す事は更に云はず、同母兄弟の婚を忌事は上古より嚴なりければ今更に言擧するに及ばず。異母兄弟叔姪は古より忌む事なき、是神の御心と許したまへる也。それらを忌むべき理は神ならずして誰かは知らむ。然るを凡人の心もて定めたる外國の禮法を則として皇國を見るは甚非也。猶此等の事は先哲もいはれ、予ものぜりに云つれば今は略きつ。

「翁人ニ生レテ人ハ鳥獸ヨリ惡キモノゾト云ハレシハ云々」

誠に翁のこゝの論は吾徒だに信ひ難き事にて、さばかりの大人のいかでかゝる事は云はれけむと疑はるゝ迄なれば、他學の人はさも有ぬべし。こは狡意點智を憎む餘

りにいたく荒魂の進みたる一時の激言にしあれば、其言を取らず、其意を採るべし。
漢土にて人は萬物の靈、又、天地之性人爲貴など云し事は待ず、吾皇神の天下の
青人^{あおひと}艸^{くさ}とていといと愛^{めぐる}育^やひ給ひしもて、人の萬物に勝て尊き事は云ふも更なり。
又、人の本をいはず兄弟より別^{わか}けん^んと云はれしも、古典を見誤られしにて委しから
ず。そは伊弉諾尊・伊弉冉尊は各稱生坐^{たぐひなり}るにはあれど、同父母して生るならねば、兄
弟に非ず。若產^{うみ}靈神^ひの生し給ひたるなめれば猶兄弟也とも云はんか、さもあらば生^なと
し生れるもの誰かは兄弟ならざらん。書紀ノ一書に、此二神ハ青檣城根尊之子也と有^あ
は、かの虚偽の添はれる也。古事記・書紀の本文を正^{ただ}とすべし。沼田は又、沫蕩尊
生ニ伊弉諾尊とある傳を取れど、これはた異説にて取りがたし。そは先哲も且々は
いはれ、予も別に考へたる事あり。就きて見るべし。「夫人ハ萬物ノ靈ニテ云々、今
世ノ中ヲ見ルニ一文不知ノ輩ト雖皆此四端アリ、其外孝子忠臣義夫節婦ノ類必シモ學
問アル者ニ非ズ今既ニ然レバ形化ノ始ト雖、人民皆四端ノ善心アリシコトヲ知ベシ」
などいへる、既に然^{しか}四端を知る事あらば、教へねど忠孝仁義は自^{おのづか}らに行ひつべし、聖

人の教を待事無し。但四端は有とも教を假らでは全き善人とならず杯も云ひなんか。されど既にさる善心あるからは五倫五常は始より知たるを、殊更に教ふるに及ばぬ事也。教へでは善人とならぬは彼土の惡風にて、皇國には固より人の心直く正しくて教へねど忠孝仁義の道は自らに行はれたる也。形化の始より人民善心有し事を知らば、こちたき教は無用なる事明^{ひがこと}きを、猶聖人の教を假らでは人は道を知らぬものと思へる非事復論^{ひがこと}を待たずなむ。

註

(一) 他學の人 神道學者以外の學徒。

(二) 荒魂 古人は神魂・人靈を別つて荒魂・和魂とした。和魂は生平の和を中心とする作用を管み、之に對して荒魂は積極的に活動する。併し二魂は別個獨立するものではなくて渾然たる一體をなし互に相補ふのである。

(三) 耦生 日本書紀神代卷一書に「男女耦生之神」とある、耦生とは只男性神と女性神とが耦を成して生れられたことで、兄弟ではない。況んや又夫婦を意味しない。

「ナスコトナクシテ成ル、コレヲ天ト云トハ孟軻氏ノ詞ニシテ、莊周モコレヲ云

リ云々」

孟軻・莊周などはなにといふともかゝはる事にあらず。翁の云はれたる自然に任ずるを道とする事、儒者・徒は老莊の糟粕也など云ひて、此辨妄又級長戸、風、同追風などにもこちたき迄論へれど、そは、所謂一を知つて二を不_レ知とかいふ類にて、老子の自然と吾道の自然とは自ら同じからず。そは古大人等も云はれ、予も書等に云へるが如し。その老子言に似たる處あるは、大道廢有_二仁義_一などいへる、いとよく云ひ得たる事なるが、こは孔子も祖述_五して大道之行_ル也云々、大道既隱_レ云々など云ひし事上に出せるを見て知るべし。又、神代卷に朋友之道とみえ、神武卷に天道といひ、景行、卷に夫婦之道とある_七杯いへる事ども、凡て野ぜりに云ひつれば爰にはいはず。又、國意考の未_レしきふし少し少からぬ事は、先_レ大人たちのいはれし説も多ければ、すべてもらしつ。

註

(一) 莊周 莊子のこと。周とは其の名である。

(二) 追風 三芳野城長の論述。級長戸風を出して後に、又追うて著したから、級長戸追風といふのである。小林文康の麻須美鏡を駁す。天保八年の序がついてゐる。

(三) 一を知つて二を知らず 鹽鐵論に「知文而不知武、知一而不知二」とある。一事のみを知つて他を知らないこと。

(四) 大道廢而有仁義 老子經に「大道廢有仁義、知慧出有大偽」。無爲自然の大道が廢れて人民貧窮し、不義の惡人が生じた爲仁義の教が出來たのだといふ意。

(五) 祖述 祖源とする所に基き、之を承け繼いで述べること。中庸に「仲尼祖述堯舜、意章文武」

(六) 神代卷に朋友之道 味耜高彥根神、天稚彥の喪を弔ふ條に「朋友之道理宜相弔」とある。

(七) 夫婦之道 日本書紀景行天皇卷四年二月の條に「弟媛以爲、夫婦之道、古今達則也」

「同書序云、剿掠老莊之近似、傳會上古之淳質、以爲自然之大道、加茂眞淵本居宣長師友授受皆是物也上古之淳質豈不亦善乎世道益彌文聖帝明王有仁義禮樂之教以維持淳質不至於大潰者彼此皆同也彼二人者乃曰聖人之教足以開人心智而亂此世焉人皆恣愚冥暗如禽獸蟲豸而上人之治仁亦可暴亦可試

邪古今生民孰能安^レ於^ニ禽獸蟲豸之愚^ニ而保上人之仁暴皆治平又況化外萬國艸木言
螢火耀者乃爭逞^ニ智力^ニ競^ニ功利^ニ而吾獨守^ニ其慈愚冥暗^ニ而甘魚肉之吞噬可乎不可此
其立說之妄不^レ待^レ辯也云々

天保四年晴南
主人林達書

右にも云る如く老莊の我大道に似たる所は、大道廢有^ニ仁義^ニ、また絶^レ聖棄^レ智民利
百倍、絶^ニ仁義^ニ民復^ニ孝慈^ニ。また絶^ニ聖智^ニ而天下大治など云る是なり。こはかの繁鎖^{こもた}き
教によりて民心奸黠^{さかしら}になりもて來しを惡みて、其聖智の無くば天下大治^よなむと云へ
るにて、よくも口痛き教の惡き事を見破りたる言也。加茂大人・本居大人の説も、聖
人の智巧^{さかしら}を惡めるは全く同じかれど、我神隨^{かじながら}の大道、老莊が自然の道とは大に同じか
らず。そは本居大人また其餘の人々も云はれて、今は珍しくもあらねど、聊ここに云
はば、先^マ神隨の道てふ事は日本紀孝德天皇御卷の惟神とある本注に、惟神者謂^ト隨^ニ神
道亦自有^ニ神道^ニ也とありて、神の始たまひ行ひ給ふ道のまにまに智巧を加へず行ふ
をいへり。其神道とは天皇祖神皇產靈大神の御靈に起り神祖伊弉諾尊伊弉冉尊の始め
給ひ、天照^ニ皇太御神の受行ひ給ふ所にて、仁義忠孝の名こそ無けれ、君臣上下の分明

かに、父子の親篤く、夫婦の別正しく、いはゆる君々たり臣々たり父々たり子子たりといふ如く、誰れ教へねど自らに倫理の立ちて萬民悉く知らず識らず道の中に遊び居たる、これを惟神の道とぞいふなる。老莊が自然を尊むといふ聖人の奸黠を嫌へるはよけれど、君臣上下の別をも亂し父子夫婦の親をも汜り、徒に清高无慾の名を貪りて天下國家に益無きものなれば、痛く我大道とは異り。故に本居大人も、老子の自然は眞の自然に非ず自然を誣ふる也と云はれたり。さるを儒者のともすれば加茂・本居、兩大人の老莊の糟粕を嘗めたりとおもへるはいたく疎漏なりかし。若し右に云へる大道廢有仁義などいふ類聊か似たる所あるを執へて附會せば、儒教にも似たること多し。其一ツをいはゞ天无二日地无二王、示民有君臣之別、また易簡而天下之理得矣云々、百姓日用而不^レ知^{（四）}などいふ類、我道と大に同じくて、彼堯舜湯武が事行、又、繁密なる教へ事と反けり。世降つまゝに上古の淳質の如き事能はねば、仁義禮樂もて維^ニ持^ニ淳質と云ふも一わたり然る事なれど、我上古も固禮樂刑政は次々に委しく成もて來し事、大人等もなど知れざらん。只仁義五常など名目のなきのみ也。此名目

のあるは民俗の惡かりし故なる事上に云るが如し。始より忠孝の人には殊更に忠孝を
 教ふるに及ばず、白晝には燈火を假るに及ばぬと同じ。彼等上古の大道を知らず、人
 を蠢愚にして禽獸の如くにするをよしとする杯云へれど、そは老莊の教こそ然るべけ
 れ、我道に於てなどさは云はむ。但漢土の教の如く黠智を用ふるは世に害となる事、
 古大人等の説の如し。我上古の神皇次々に御制度を立てたまひけるは、やがて此蠢愚
 に安んじ難きが故なり。然れども後世の如く理にせまりて昭宣公などの爲あるは、善
 に過ぎて惡しくなれるをや。又、上人之治云々と云へる、他國はしらねど皇國に
 於ては皇上の御上は決して議すべきに非ず。□□□□□□□□□□は有りぬとも、そは
 唯一世限りの事なるを、昭宣公以來臣威盛になり。皇綱衰へたまひしなどは、全く儒
 の弊也。殊に北條義時・高時等が湯武を先蹤として天皇の御位を自_{こころのまじ}由にしたるは更
 也、平將門が以_(五)兵威取_二天下_一者、史書所見也とて謀反せるも湯武等を倣_{まね}びたる事
 或人の既に云へる如くなれば、いかに儒教のさかしらは惧るべく惡むべきものならず
 や。維_三持淳質_二不_レ至_二大潰_一は吾が上古の御制度にて、もとより足_{あか}ぬ事はあらぬを、

そは右にも云ふ如く、煩き教語は借らで大らかにて有りけるを、彼此皆同とはいか
 云ふべき。返す返すも我が古學の規則(ル)は、儒佛老莊の類の如く必ずかくせよと教ふる
 にあらず、我が上古の大道のさまを曲げず背かず正しく直く明らかに論ひ、その道に反
 ける外國の法を正し、いとも尊く畏き皇御祖神御代々々の天皇等の廣き厚き大恩(おん)の千
 重の一重を報い奉らむとする外なきを、儒者等の狭き意に妄りに儒を斥(し)れる如く僻心
 得する故に、種々僻事はいひ出づる也。此序文などは既に本文を論へる上は別に辨ふ
 るにも足らねど、こは昌平學校の祭酒(さいしゆ)にやと聞ゆれば殊更に其、非(ひがこと)を論ひ正すにな
 る。すべて當今(いまのよ)は學の道ひらけてかくさまの説どもは市井の童もよく知りためれど、
 先に柴胡(さいこ)を書きて級長戸追風を破れるを、猶云はまほしき事もあれば、今また此の國
 意考辨妄の妄説をも辨へつ。そは直毘(ちひ)・靈・葛花・白銅鏡(はくどうきやう)などは人もみな知れど、近
 く出來し桃岡雜記(たうかうざひ)・西籍概論(さいせいかいろん)・稜威雄詔(れいゑゆうしよ)・禪放論(ぜんぱうろん)などいふものどもは猶讀まぬ童(わらわ)もあ
 りなむかと、其書どもの大意を摘み、己が心をも添へてかくは記せり。故(ゆゑ)委しき事
 は他書にゆづりて、大概をのみ擧げたるになん。

いと清き眞淵の水を濁れりと思ふはまことかし盲目也けり

眞清水のさやけき淵を濁しつる沼田ひちの泥を取棄てゝまし

いでやまた濁る沼田に口會へる林の枝を伐りはらひてむ

註

(一) 天無二日、地無二王。禮記の曾子問にある語。一國の帝皇は必ず一人たるべきことと天上に二の太陽なきに同じとの意。恰も我が十七條憲法に「國體二君、民無二兩主、率土兆民以_レ王爲_レ主」と定められたのと相通する。

(二) 示民有君臣之別。禮記の坊記に「天無二日、土無二王、家無二主、尊無二上、示民有_二君臣之別_一也」、君臣の間に名分あること。

(三) 易簡而天下之理得矣。易の繫辭上傳にある。昔は作爲せず、又管々しい繁勞をもちひないで、天下の理が通達了得されたといふのである。

(四) 百姓日用而不知。無爲自然の治の一面をいつたのである。

(五) 平將門が云々。平將門は良將の子。檢非違使たらんとして得なかつたことで不平を抱き下總に亂を起して天慶二年關八州を奪ひ新皇と僭稱した。

(六) 昌平學校の祭酒。昌平坂學問所の別名。江戸本郷湯島昌平坂にあつた故に、昌平饗とも呼ばれた。もとの弘文院を寛政九年に改め稱したのである。天保の頃には儒學の教授所

として盛大を極めた。維新後に一旦閉校し、明治三年昌平學校として再開校、後に大學と改めた。祭酒は學校長。

(七) 白銅鏡 麻須美鏡。小林文康の著、級長戸風を駁す。天保五年刊。

(八) 桃岡雜記 八田桃岡(知紀)著。隨筆。賴山陽の日本政記、帆足萬里の入學新論等を評論す。弘化三年刊行。全一冊。

(九) 西籍概論 平田篤胤著。一名儒道大意。全四卷。刻本は三卷。古道の立場から儒教及び儒者について論ず。文化八年成稿。安政五年刊行。

(一〇) 稜威雄詔 イツノヲタケビと訓む。橋守部署。天保十年著。我が國體に基いて國學者對儒學の論、漢學者對國史論を批判した書。

此書のなれる事按に安政三年三月より六月までの間なるべし。其故は合卷なる前の卷に安政三年二月と有て後の卷に文久元年星會月と記せり。是に依て此書のなれる事推量らるゝなり。(謄寫者記)

(長谷部 製本)

□此の文庫は、内容厳選と最低の廉價とを以て第一義とし、専ら大衆普及を目的として刊行す。

□此の文庫に收容するものは、東西古今百般の書に亘り、校訂、註釋、翻譯、總て典據たるべきを期す。

□此の文庫は、社會、經濟、政治、哲學、思想、歴史、文藝、藝術、美術等百般に及ぶ。

□此の文庫は眞に時代の要請する良書を選擧刊行し、併せて新日本文化の發展建設に寄與せんことを期す。

□現代讀書界に於ける本文庫の使命は愈々重く愈々大なり。本文庫は其の古き傳統と歴史を負ひて益々光輝ある使命の達成に向つて邁進せんす。

昭和十九年三月十一日 印刷
昭和十九年三月十四日 發行

改題文庫 第一部 第二百七十二篇

國 意 考

●定價 四拾錢

●特別行爲 參 錢

●稅相償額

合計四拾參錢

註者 溝 口 駒 造

訂者 山 本 三 生

東京都芝區新橋七丁目十二番地

印刷者 植 田 嘉 邦

東京都芝區濱松町一丁目三番地

(出版會承認)
い150197號



發 兌

改 造 社

東京都芝區新橋七丁目十二番地

振替口座東京八四〇二番
電話芝(43)至一一二四番

東京都神田區淡路町二丁目九番地

配 給 元 日本出版配給株式會社

(會員番號 第一〇六〇六七號)



賣價(稅込)四十三錢

